

第 2 編 開発許可申請手続き

第 1 章 申請書等作成

第 1 節 公共施設管理者の同意及び協議

(1) 協議書提出先

公共施設の管理者が二本松市長の場合は、建設部都市計画課へ提出します。（複数の施設がある場合も一括して協議します。）

公共施設の管理者が二本松市長以外の場合は、それぞれの管理者と協議を行います。

○ 事前協議部署

関係部署	取扱事項
都市計画課	・ 開発行為関係全般の調整 ・ 緑地又は公園 ・ 都市下水路 ・ 法 5 3 条許可が必要となる開発
契約管財課	・ 普通財産の使用
生活環境課	・ 一般廃棄物収集運搬（ごみ収集所関係） ・ 集会所 ・ 消防水利施設 ・ 開発行為に伴う騒音又は振動等に対する指導
農政課	・ 農業振興地域地区における開発行為の適否の判断
農林課	・ 二本松地域内における農業用水路の利用 ・ 森林の伐採
商工課	・ 工場等を建設する場合における関係機関との調整
土木課	・ 二本松地域における道路法 24 条申請 ・ 法定外公共物の利用又は払い下げ ・ 二本松地域における道路側溝の利用等 ・ 調整池 ・ 雨水、排水対策
建築住宅課	・ 建築確認申請 ・ 後退道路 ・ 位置指定道路
水道課	・ 給水施設
下水道課	・ 下水道区域内における下水道接続 ・ 認可区域外における下水道接続 ・ 浄化槽
各支所産業建設課	・ 各支所管内における農業用水路の利用 ・ 各支所管内における道路法 24 条申請 ・ 各支所管内における道路側溝の利用等
文化課	・ 埋蔵文化財重点地区等の確認
農業委員会	・ 農用地の転用許可

(2) 提出部数

① 協議先が二本松市長の場合

1. 公共施設管理予定者との事前協議申請書（正本）…………… 1 部
2. 公共施設管理予定者との事前協議申請書（副本）……………対象となる公共施設数の部数
3. 公共施設管理者同意願出書（正本）…………… 1 部
4. 公共施設管理者同意願出書（副本）……………対象となる公共施設数の部数
5. 公共施設管理予定者との協議経過書（正本）……………対象となる公共施設ごとに 1 部
6. 公共施設管理予定者との協議経過書（副本）……………対象となる公共施設ごとに 1 部
7. 添付図書……………対象となる公共施設ごとに 1 部＋1 部

② 協議先が二本松市長以外の場合は、公共施設管理者の所定の手続きに従って下さい。

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	公共施設管理予定者との事前協議申請書 ※第 13 号様式	・申請者又は工事施工者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者氏名を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・面積は実測値（小数点第 2 位まで） ・「5 工事施工者の住所、氏名及び電話」の欄は、事業者が決定していない場合はその理由を記載 ・「8 関係法令等」の欄は、開発行為を行なうことについて、農地法、その他の法令による許認可等を要する場合には、その手続き状況を記載 ・「(裏面) 概要」の欄の道路幅員は有効幅員を、面積は道路敷を含めて記載
2	公共施設管理者同意願出書 ※第 14 号様式	・申請者又は工事施工者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者氏名を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・面積は実測値（小数点第 2 位まで） ・「5 工事施工者の住所、氏名及び電話」の欄は、事業者が決定していない場合はその理由を記載 ・「8 関係法令等」の欄は、開発行為を行なうことについて、農地法、その他の法令による許認可等を要する場合には、その手続き状況を記載 ・「(裏面) 摘要」欄には廃止、交換の別等を記載
3	公共施設管理予定者との協議経過書 ※第 17 号様式	・申請者又は工事施工者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者氏名を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可
4	委任状 ※参考様式 1 (代理人委任の場合)	・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日等を明記
5	現況写真	・現況図との整合

《図面、計算書等》

※ 申請図書の凡例については、別表によること

※ 設計者の記名押印又は署名をすること

※ 対象となる公共施設ごとに帳合いすること。

順	図書の名称	縮尺	明示すべき事項及び注意事項
1	開発区域位置図	1/50,000 以上	①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ⑤排水先の河川への経路、名称 ⑥周辺の都市施設 ※1/10,000 の管内図のある区域はそれによること ※排水経路は着色 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
2	開発区域区域図	1/2,500 以上	①方位 ②開発区域、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ③土地の地番及び形状 （公図の各筆を割り込んだものを明示） ※1/2,500 の都市計画図のある区域はそれによること ※開発区域は朱線で明示（以下の図面も同じ） ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
3	現況図	1/2,500 以上	①方位 ②地形 ・標高差を示す等高線 ・植生区分 ・既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ③開発区域の境界（朱書き） ④開発区域及び開発区域の周辺の公共施設 ・道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 ⑤令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況（位置） ⑥令第28条の2第2に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（位置） ⑦写真撮影場所、方向等を記入 ※等高線は2mの標高差を明示 ※樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載 ※接続先道路の名称・種別・幅員を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
4	開発区域及び周辺の土地の公図の写し		①方位 ②開発区域の境界 ③地番、地目、権利者氏名 ④道路、河川・水路 ※開発区域の境界を朱書き ※周辺部も記入 ※転写場所、転写日、転写者名、を記入 ※複数枚になる場合は、参考図として大判で1枚にした集成図を添付
5	土地利用計画図	1/1,000 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③公共施設の位置及び形状 ・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 ・開発区域内の既存道路の位置、形状及び幅員 ・開発区域外の道路の位置、形状及び幅員 ・接続先道路、取付道路の名称、位置、形状及び幅員 ・新設する道路の位置、形状、勾配、幅員、交差点及び隅切り辺長

			・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利、河川その他の公共施設の位置、形状及び幅 ・貯水施設の形状及び面積 ・遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用の区分） ④予定建築物等の敷地の形状及び面積 ⑤敷地に係る予定建築物等の用途 ⑥公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑦樹木又は樹木の集団の位置 ⑧緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑨法面（がけを含む。）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類 ⑩開発区域内の既存建築物の位置 ⑪街区又は敷地の番号、辺長、面積、計画地盤高 ※凡例毎に着色するのが望ましい ※植栽する場合は樹木の種類を明示
6	造成計画平面図	1/1,000 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③切土又は盛土をする土地の部分 ④擁壁の位置、種類、高さ、延長 ⑤法面（がけを含む。）の位置、形状、高さ及び勾配 ⑥道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ⑦調整池の位置及び形状 ⑧予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑨計画地盤高 ⑩隣接地の地盤高及び建物の位置 ⑪断面図作成箇所（A-A'等） ⑫ベンチマークの位置と高さ ※切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示 ※現況図に重ね合わせて作成
7	造成計画断面図	1/1,000 以上	①測点番号（A-A'等） ②開発区域の境界（朱書き） ③切土又は盛土をする前後の地盤面 ④現地盤面と計画地盤面 ⑤計画地盤高 ⑥擁壁の構造及び垂直高 ⑦がけの勾配及び垂直高 ⑧法面の勾配、垂直高及び排水施設 ⑨表土の復元のある部分 ※高低差の著しい箇所について作成 ※盛土の場合、土質及び施工方法を明示
8	道路計画平面図	1/500 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③道路交点・宅地・公園その他の公共施設の計画高 ④路線番号 ⑤側点 ⑥縦横勾配・延長 ⑦曲線半径 ⑧縦断曲線延長 ⑨勾配変化点の高さ及び区間距離 ⑩L型及びU字溝の種別 ⑪舗装種別 ⑫安全施設の位置・形状・ガードレール等 ⑬帰属する道路区域 ⑭在来公道の位置・形状

9	道路横断図	1/100 以上	①路面、路盤の詳細 ②幅員構成（車道、歩道、中央帯、停車帯、自転車帯、自転車歩行者通行帯、路肩等による構成幅員） ③中央高からの高低差 ④中心線からの単距離及び追加距離 ⑤測点及び路線番号 ⑥道路側溝の位置、形状、寸法 ⑦雨水桝及び取付管の形状 ⑧埋設管の位置、勾配、形状及び人孔の形状 ⑨道路横断勾配 ※道路、幅員、構造別に表示
10	道路縦断図	1/500 以上	①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線 ※幹線街路及び主要区画街路について作成
11	給水施設計画平面図	1/500 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③給水施設の位置、形状、内のり寸法 ④取水の位置及び方法 ⑤消火栓の位置 ⑥予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ※排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい
12	排水施設計画平面図	1/500 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③排水区域の区域界 ④調整池の位置及び形状 ⑤都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ⑥道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 ⑦排水管の種類、位置、延長、勾配及び内径 ⑧人孔の位置及び人孔間距離 ⑨集水ますの位置、形状、内径又は内法幅、深さ ⑩水の流れの方向 ⑪吐口の位置 ⑫放流先河川又は水路の名称、位置、形状及び断面寸法 ⑬予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑭道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑮法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状 ⑯流量計算書との照合符号 ⑰縦断図作成箇所（A-A'等） ※集水区域を番号、系統毎に色分け、流下方向明示 ※流域界、集水系統別に色分け
13	排水施設構造図	1/50 以上	①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝吐口等
14	排水施設縦断図	1/50 以上	①測点番号（A-A'等） ②排水施設の延長、寸法、勾配 ③排水施設高 ④人孔種類、位置・記号 ⑤人孔間距離 ⑥断面図作成箇所（A-A'等） ※1 ha 未満でも落差工のある時は作成
15	流末水路構造図	1/50 以上	①放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと） ②放流口の排水施設の構造詳細図 ※遊水池等の場合はその構造

16	排水先流路図	1/500 以上	①方位 ②排水経路の道路、水路等の名称、管理者名及び寸法 ③排水先の河川等の名称及び寸法 ④排水経路の延長 ※申請地から河川までの排水経路を明示 ※水の流れの方向を矢印で明示
17	下水道縦断面図	1/500 以上	①人孔の種類、形状、位置、間隔 ②配水管の勾配、管径、土被、管低高 ③地盤高、計画地盤高 ※道路縦断面図と兼ねてもよい
18	公園広場等計画図	1/100 以上	①方位 ②公園、広場の形状、寸法、施設の種類 ③出入口及びさく又はへいの形状及び寸法 ※造成緑地についても作成
19	その他の公共、公益施設計画平面図	1/100 以上	
20	公共施設の管理者に関する図面	1/500 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③廃止される公共施設 ④変更される公共施設 ⑤新設される公共施設 ⑥新旧公共施設一覧表 ※道路、水路、公園等について作成 ※公図を基に作成 ※新旧公共施設一覧表には番号、面積、管理者、所有者記入 ※一覧表と符合させる
21	その他必要に応じ指示する図書		※土量計算書 ※工作物等の施設の能力に関する計算書 ※ごみ集積所の位置、寸法等 ※残土処理場等

② 協議先が二本松市長以外の場合は、公共施設管理者の所定の手続きに従って下さい。

第2節 他法令の手続き

(1) 公有地の拡大の推進に関する法律

- ① 一定面積以上の土地を有償で譲り渡す場合、事前の届出
 - ・都市計画施設内の土地等で……………200㎡以上
 - ・その他の土地で……………10,000㎡以上
- ② 届出先：二本松市役所建設部都市計画課

(2) 国土利用計画法

- ① 一定面積以上の土地売買等の契約を締結したときは、契約の日から2週間以内に届け出なければなりません。
 - ・都市計画区域内……………5,000㎡以上
 - ・都市計画区域外……………10,000㎡以上
- ② 届出先：二本松市役所建設部都市計画課

(3) 福島県大規模土地利用事前指導要綱

- ① 事前協議の必要な行為
 - I 5ha以上の開発行為
 - II 開発区域内に農地法第4条又は第5条の規定に基づく農地転用許可を要する4haを超える農地を含む開発行為（除外事業等あり）
- ② 事前協議先：福島県県北地方振興局地域づくり・商工労政課

(4) 環境影響評価法

- ① 大規模な開発事業を行う者は、事前に環境影響評価を行う必要があります。
- ② 届出先：福島県生活環境部環境共生課

(5) 農地法

- ① 農地を含む場合、農地転用の許可申請を同時に行う必要があります。
- ② 届出先：二本松市農業委員会（申請受付締め切り：毎月5日）

(6) 森林法

- ① 保安林、保安施設地区の区域及び地域森林計画の対象になっている民有林において開発を行う場合に許可申請又は届出を行う必要があります。
- ② 申請・届出先：二本松市産業部農林課

(7) 道路法

- ① 承認（第24条）
道路管理者以外のものが、自らの費用で道路に関する工事を行う場合

② 担当機関

市建設部土木課（市道）

国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所（国道４号）

二本松土木事務所業務課（一般国道、県道）

(8) 建築基準法

① 建築確認

一定規模以上の擁壁等の工作物を設置する場合

② 担当機関

特定行政庁（福島県土木部建築指導課、福島県県北建設事務所建築住宅課）

指定確認機関（(財)ふくしま建築センターほか）

(9) 文化財保護法

① 埋蔵文化財包蔵地の現状に何らかの変更を招来する一切の行為は届出を行う必要があります。

② 届出先：二本松市教育委員会文化課

(10) 土壌汚染対策法

① 一定規模（3,000㎡）以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに計画の届出を行う必要があります。

② 届出先：二本松市民部生活環境課

(11) 自然公園法及び福島県立自然公園条例

① 許可（届出）

国立公園・国定公園・県立自然公園内で、工作物の新設、建築物の新築・改築・増築、木材の伐採、土地の開墾、土地の形状の変更等を行おうとする場合

② 担当機関：福島県県北地方振興局県民生活課

(12) 景観法、福島県景観条例及び二本松市景観条例

① 届出・協議

大規模な建築物及び工作物の新築等や土地の区画形質の変更などで、大規模行為を行う場合には届出が必要になります。また、「大規模特定行為」に該当する場合は、届出をする前に協議が必要となります。

② 届出（協議）時期

大規模行為届出・・・・・・・・・・着手日の30日前

大規模特定行為の事前協議・・・・・・・・・・着手日の60日前

③ 届出先：二本松市建設部都市計画課

(13) 屋外広告物法及び福島県屋外広告物条例

- ① 屋外で公衆に表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物を許可地域に表示するためには、市長の許可が必要となります。
- ② 申請先：二本松市建設部都市計画課

(14) その他の法令

店舗、工場等の開発行為は、都市計画法上は適合する用途であっても、これら継続的に行うために必要な資格等を有しない限り、これらの業を開始できないことにもなりかねませんので、建築物の用途が資格等が必要な場合には、資格等を取得しているか、又は取得する見込みを確認します。

- ・ 水道法（専用水道の布設工事等）
- ・ 福島県給水施設等条例（給水施設の布設工事等）
- ・ 温泉法（温泉ゆう出目的での土地の掘削・試掘、温泉保護地域等での土地の掘削・試掘）
- ・ 公有水面埋立法（河、沼等の埋立て）
- ・ 河川法（河川占用、工作物、土地の掘削等）
- ・ 砂防法（砂防指定地で土地の掘削、立木竹の伐採等）
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内でのり切、切土、立木竹の伐採、水の放流、土砂採取等）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害特別警戒区域内での開発行為等）
- ・ 消防法（屋外タンク貯蔵所等の危険物施設）
- ・ 火薬類取締法（火薬の貯蔵施設等）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理施設）
- ・ 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（産業廃棄物処理施設、保管場所、汚染土壌の処分等）
- ・ 福島県産業廃棄物処理指導要綱（産業廃棄物処理施設）
- ・ 大気汚染防止法（工場、事業場等のばい煙、粉じん発生施設等）
- ・ 水質汚濁防止法（工場、事業場等の有害物質使用特定施設等）
- ・ 騒音規制法（工場、事業場等の騒音）
- ・ 振動規制法（金属加工機械等の施設、くい打機・くい抜機を使用する作業等）
- ・ 福島県生活環境の保全等に関する条例（騒音指定建設作業の届出等）
- ・ 悪臭防止法（悪臭物質濃度規制等）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（大気基準、水質基準等）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（墓地経営等の許可）
- ・ 福島県ゴルフ場開発指導要綱（9ホール以上）
- ・ 大規模小売店舗立地法（1, 000㎡を超える店舗面積の新設等）
- ・ 福島県商業まちづくりの推進に関する条例（6, 000㎡を超える店舗面積の新設等）
- ・ 工場立地法（製造業等の新設の場合、建築面積3, 000㎡以上の届出等）
- ・ 福島県工業開発条例（敷地面積1, 000㎡以上の工場新設等）

第3節 開発許可申請

(1) 申請書提出先

二本松市の区域で行う開発行為にあつては、二本松市役所建設部都市計画課となります。

〒964-8601 福島県二本松市金色403-1（二本松市役所本庁舎2階）

また、複数の市町村にまたがる区域を対象とする開発行為の場合は、当該市町村それぞれに申請書を提出することになります。

(2) 提出部数

① 申請書……………正本1部、副本1部

② 添付図書……………正本1部、副本1部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

A 自己用住宅の場合

B 自己業務用の場合

C その他の場合

《書面》

△は1ha以上の場合

順	名称 ※様式	内容、留意事項等	A	B	C
1	開発行為許可申請書 （都市計画区域内の開発行為で3,000㎡以上の場合） ※別記様式第二 開発行為許可申請書 （都市計画区域外の開発行為で10,000㎡以上の場合） ※別記様式第二の二	・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・住所は略さず正確に記載します。添付している住民票等の記載を確認し、そのとおりに記載します。（例：一丁目2番3号（1-2-3などと略さない） ・地番順に記載 ・認定外道路、水路（いわゆる赤線、青線）を見落としていないか。「この場合は、・・・、○○番○及び○○番○並びにこれらの区域に介在（隣接・隣接介在）する認定外道路及び水路」と記載する。記入欄が狭い場合は、別紙に記載することも可。 ・工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記 ・面積は㎡単位で実測値（小数点第2位まで） ※実測値と登記簿とで整合しない場合、実測地とするが土地境界立会確認書を添付 ・「予定建築物等の用途」欄は、建築基準法上の表現とし、工場などの場合は、何の工場か括弧書きで具体的に記載。既存建築物を含めた開発の場合、その建築物も含める ・「工事施行者住所氏名」欄は、「未定」として申請される場合があるが、公共団体等が申請者の場合で、「内部規定等で入札手続きは諸法令の手続完了後に行うため」といった内容の理由以外には認められない。 ・「工事着手予定年月日」欄は、許可日が予定日を過ぎてしまう場合が想定されるときは、「許可の日から」と記載することも可能 ・他の法令による許認可等を要する場合には、その手続き状況を明記	○	○	○
2	委任状 ※参考様式1 （代理人委任の場合）	・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日等を明記	○	○	○

3	申請者の印鑑登録証明書	- 発行後3ヶ月以内のもの - 申請書、委任状の印影と合致させる	○	○	○
4	設計説明書 ※第11号様式	- 開発の目的、必要性等を簡述すること - 工区に分割したときは工区別の内訳表を作成	×	○	○
5	資金計画書 ※別記様式第三	- 宅地処分収入に、申請宅地の分譲等の処分収入を記載しないこと - 工事費のうち、整地工事費は、伐採、暗渠、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定 - 道路工事費は路盤工、道路側溝、砂利敷、舗装等について算定 - 排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地の排水溝、ならびに調整池の築造費等について算定 - 終末処理施設については別途計上する - 公園施設工事費は、公園内の植樹、遊具施設について算定 - 附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等、工事に関連して必要な費用について算定	×	△	○
	工事費等に関する積算資料	見積書等			
6	申請者の資力信用調書 ※第8号様式	「法令による許可等」の欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等を明記 - 公共団体の場合は、予算書の抄本を添付	×	△	○
	(個人) ①住民票 ②預金残高証明書 ③融資証明書 ④納税証明書	- 住民票は発行後3ヶ月以内のもの - 預金残高証明書、融資証明書金融機関が2ヶ月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高等を証明したもの） - 納税証明書は前年度分の固定資産税、個人事業税及び市町村民税に係るもの			
	(法人) ①登記事項証明書 ②定款 ③預金残高証明書 ④融資証明書 ⑤納税証明書	- 登記事項証明書は発行後3ヶ月以内のもの - 預金残高証明書、融資証明書金融機関が2ヶ月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高等を証明したもの） - 納税証明書は前年度分の固定資産税、法人事業税及び法人市町村民税に係るもの			
7	設計者の資格に関する申告書 ※第12号様式		△	△	△
	①設計者の資格に関する卒業証明書又は免許証等の写し ②実務経歴証明書又は在職証明書	証明書は発行後3ヶ月以内のもの			
8	工事施行者の工事能力調書 ※第9号様式	「法令による許可等」の欄は、建設業法による許可の種類を明記	×	△	○
	①建設業等の許可証明書又は建設業等の許可書の写し ②法人の登記事項証明書	- 建設業許可の種類については土木工事業であること（ただし、1件の請負金額が500万円以上（消費税を含む）の工事） - 登記事項証明書は発行後3ヶ月以内のもの			
9	開発区域の土地等の登記全部事項証明書	- 開発区域内、区域外施行箇所の土地の登記全部事項証明書は全て添付 - 既に開発許可を取得した区域を含む体開発については今回開発に係る部分のみの登記事項全部証明書で可 - 開発区域内に既存の建築物があるときは、その登記事項全部証明書を添付	○	○	○

		・未登記建物の場合は資産証明書を添付 ・発行後3か月以内のもの ・開発行為同意書の記載順に編綴 ・コピー不可			
10	開発行為同意書 ※第10号様式	・「権利の対象物」欄には、土地、建築物等の別を記入し、 （ ）内には、土地については地目を、建築物等については用途を記入 ・「権利の種類」欄には、所有権・永小作権・地上権・貸借権・質権・抵当権・根抵当権・先取特権等の種別を記入 ・権利者が死亡している場合は相続関係が分かる書類を併せて添付 ・土地・建物権利者以外の同意書はコピーで可	○	○	○
	①同意者の印鑑登録証明書	・発行後3か月以内のもの			
11	公共施設管理者同意書	・写し（要原本照合）を提出 ・開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があればこれを含む ・区域周辺が農地で農業用水が生きている場合、同意が必要 ・管理者によっては法32条同意であることを明記していない場合もあるが即した内容であれば可	○	○	○
12	公共施設管理予定者との協議一覧表 ※第16号様式		○	○	○
	①公共施設管理予定者との協議経過書 ※第17号様式	・写し（要原本照合）を提出 ・国有財産の処理が伴う場合特に注意 ・公共施設が事業主管理となる場合、将来に問題が生じないように手当をしておくことが必要(特に公園、緑地)			
13	工事の工程表	・梅雨期にかかる工事については特に詳細に記入	×	○	○
14	その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書面	・関係法令の許認可が必要な場合は、写しを添付 ・同時許可以外は、関係法令許可書の写しを添付 ・同時許可となるものは、許可申請書の写しを添付 ・農地転用がある場合、申請書の写し（受付印のあるもの）	○	○	○

《図面、計算書等》

※ 申請図書の凡例については、別表によること

※ 設計者の記名押印又は署名をすること

順	図書の名称	縮尺	明示すべき事項及び注意事項	A	B	C
1	開発区域位置図	1/50,000 以上	①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ⑤排水先の河川への経路、名称 ⑥周辺の都市施設 ※1/10,000の総括図のある区域はそれによること ※排水経路は着色 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）	○	○	○
2	開発区域区域図	1/2,500 以上	①方位 ②開発区域、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ③土地の地番及び形状（公図の各筆を割り込んだものを明示） ※1/2,500の都市計画図のある区域はそれによること ※開発区域は朱線で明示（以下の図面も同じ） ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）	○	○	○

3	現況図	1/2,500 以上	①方位 ②地形 ・標高差を示す等高線 ・植生区分 ・既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ③開発区域の境界（朱書き） ④開発区域及び開発区域の周辺の公共施設 ・道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 ⑤令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況（位置） ⑥令第28条の2第2に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（位置） ⑦写真撮影場所、方向等を記入 ※等高線は2mの標高差を明示 ※樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載 ※接続先道路の名称・種別・幅員を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）	○	○	○
4	開発区域及び周辺の土地の公図の写し		①方位 ②開発区域の境界 ③地番、地目、権利者氏名 ④道路、河川・水路 ※開発区域の境界を朱書き ※周辺部も記入 ※転写場所、転写日、転写者名、を記入 ※複数枚になる場合は、参考図として大判で1枚にした集成図を添付	○	○	○
5	求積図	1/500 以上	①開発区域求積図 ②新旧公共施設求積図 ③区画割求積図 ※求積方法は三斜法等として算式も明示（座標求積の場合は、全座標点を網羅して求積すること） ※測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること ※予定道路、その他の道路、水路、公園等を区別して算出 ※崖、法、未利用空地等も算出 ※開発区域外周及び各施設の辺長を表示すること	○	○	○
6	土地利用計画図	1/1,000 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③公共施設の位置及び形状 ・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 ・開発区域内の既存道路の位置、形状及び幅員 ・開発区域外の道路の位置、形状及び幅員 ・接続先道路、取付道路の名称、位置、形状及び幅員 ・新設する道路の位置、形状、勾配、幅員、交差点及び隅切り辺長 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利、河川その他の公共施設の位置、形状及び幅 ・貯水施設の形状及び面積 ・遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用の区分） ④予定建築物等の敷地の形状及び面積	○	○	○

			⑤敷地に係る予定建築物等の用途 ⑥公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑦樹木又は樹木の集団の位置 ⑧緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑨法面（がけを含む。）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類 ⑩開発区域内の既存建築物の位置 ⑪街区又は敷地の番号、辺長、面積、計画地盤高 ※凡例毎に着色するのが望ましい（蛍光ペンは不可） ※植栽する場合は樹木の種類を明示 ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある			
7	造成計画平面図	1/1,000 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③切土又は盛土をする土地の部分 ④擁壁の位置、種類、高さ、延長 ⑤法面（がけを含む。）の位置、形状、高さ、勾配、保護方法 ⑥道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ⑦調整池の位置及び形状 ⑧予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑨計画地盤高 ※切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示 ※現況図に重ね合わせて作成 ⑩隣接地の地盤高及び建物の位置 ⑪断面図作成箇所（A-A'等） ⑫ベンチマークの位置と高さ ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある	○	○	○
8	造成計画断面図	1/1,000 以上	①測点番号（A-A'等） ②開発区域の境界 ③切土又は盛土をする前後の地盤面 ④現地盤面と計画地盤面 ⑤計画地盤高 ⑥擁壁の構造及び垂直高 ⑦がけの勾配及び垂直高 ⑧法面の勾配、垂直高及び排水施設 ⑨表土の復元のある部分 ※高低差の著しい箇所について作成 ※盛土の場合、土質及び施工方法を明示 ※区域外の地形も含んだ断面を作成 ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある	○	○	○
9	がけの断面図	1/50 以上	①がけの高さ、勾配 ②土質（土質の種類が2以上のときは、それぞれの土質） ③地層の厚さ ④切土又は盛土をする前の地盤面 ⑤小段の位置及び幅 ⑥がけ面の保護の方法（石張り、張り芝、モルタル吹きつけ等） ⑦排水施設の位置及び形状 ※切土は高さが2mをこえるがけ ※盛土は高さが1mをこえるがけ ※切土と盛土を同時の場合は高さが2mをこえるがけについて作成 ※がけの種類毎、各位置毎に標準図を作成	○	○	○

10	擁壁の断面図（構造図）	1/50以上	①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤水抜き穴の位置、寸法及び材料 ⑥伸縮目地の位置 ⑦隅部の補強の位置 ⑧擁壁を設置する前後の地盤面 ⑨天端より土羽を打った場合、勾配及び寸法 ⑩基礎地盤の土質 ⑪基礎くいの位置、材料及び寸法 ⑫改良地盤の範囲及び方法 ※鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図が必要 ※コンクリート強度、基礎材規格値を表示すること ※二次製品（宅造認定品）の製品名を表示すること ※複数の種類がある場合は、種類ごとに作成 ※代表断面図毎に図面作成 ※各構造物の仕様や設計条件等、必要事項を記入すること ※国土交通省標準図集を使用する場合は、設計条件等、必要事項を記入すること	○	○	○
11	擁壁の展開図	1/50以上	①基礎幅 ②基礎前端厚 ③擁壁全高 ④根入れ深さ ⑤擁壁高 ⑥造成計画高 ⑦地盤高 ⑧単距離 ⑨距離 ※伸縮目地は、原則として20m以内につき1箇所 ※図の下側に各変化点での値が分かるように記入	○	○	○
12	排水施設計画平面図	1/500以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③排水区域の区域界 ④調整池の位置及び形状 ⑤都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ⑥道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 ⑦排水管の種類、位置、延長、勾配及び内径 ⑧人孔の位置及び人孔間距離 ※集水区域を番号、系統毎に色分け、流下方向明示 ⑨集水ますの位置、形状、内径又は内法幅、深さ ⑩水の流れの方向 ⑪吐口の位置 ⑫放流先河川又は水路の名称、位置、形状及び断面寸法 ⑬予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑭道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑮法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状 ⑯流量計算書との照合符号 ⑰縦断図作成箇所（A-A'等） ※集水区域を番号、系統毎に色分け、流下方向明示 ※流域界、集水系統別に色分け	○	○	○
13	排水施設構造図	1/50以上	①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝吐口等	○	○	○
14	排水施設縦断図	1/50以上	①測点番号（A-A'等） ②排水施設の延長、寸法、勾配 ③排水施設高	△	△	△

			④人孔種類、位置・記号 ⑤人孔間距離 ⑥断面図作成箇所（A-A'等） ※1ha未満でも落差工のある時は作成			
15	流末水路構造図	1/50以上	①放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと） ②放流口の排水施設の構造詳細図 ※遊水池等の場合はその構造	○	○	○
16	排水先流路図	1/500以上	①方位 ②排水経路の道路、水路等の名称、管理者名及び寸法 ③排水先の河川等の名称及び寸法 ④排水経路の延長 ※申請地から河川までの排水経路を明示 ※水の流れの方向を矢印で明示	○	○	○
17	道路計画平面図	1/500以上	①方位 ②開発区域の境界 ③道路交点・宅地・公園その他の公共施設の計画高 ④路線番号 ⑤測点 ⑥縦横勾配・延長 ⑦曲線半径 ⑧縦断曲線延長 ⑨勾配変化点の高さ及び区間距離 ⑩L型及びU字溝の種別 ⑪舗装種別 ⑫安全施設の位置・形状・ガードレール等 ⑬帰属する道路区域 ⑭在来公道の位置・形状	○	○	○
18	道路横断図	1/100以上	①路面、路盤の詳細 ②幅員構成（車道、歩道、中央帯、停車帯、自転車帯、自転車歩行者通行帯、路肩等による構成幅員） ③中央高からの高低差 ④中心線からの単距離及び追加距離 ⑤測点及び路線番号 ⑥道路側溝の位置、形状、寸法 ⑦雨水桝及び取付管の形状 ⑧埋設管の位置、勾配、形状及び人孔の形状 ⑨道路横断勾配 ※道路、幅員、構造別に表示	○	○	○
19	道路縦断図	1/500以上	①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線 ※幹線街路及び主要区画街路について作成	○	○	○
20	公園広場等計画図	1/100以上	①方位 ②公園、広場の形状、寸法、施設の種類、構造、配置、寸法、高さ ③出入口及びさく又はへいの形状及び寸法 ※造成緑地についても作成	×	○	○
21	貯水施設詳細図	1/50以上	①躯体形状、寸法 ②各部配筋状況 ③基礎断面図 ④土被り寸法 ⑤蓋平面図 ⑥使用するコンクリート及び鉄筋の品質	○	○	○

22	防災工事計画平面図	1/1,000 以上	①地形（等高線等） ②計画道路路線 ③防災施設の位置、形状、寸法、名称 ④段切位置 ⑤表土除却位置 ⑥へドロ除却位置、除却深さ ⑦流土計画 ⑧工事中の雨水、排水系路、沈砂池 ⑨防災施設の設置時期及び期間 ※開発区域が10ha以上の場合は、防災設計図を別途作成 ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある	○	○	○
23	防災施設構造図	1/50 以上	・防災施設構造詳細図 ※防災調節池、調整池、沈砂池等防災施設について作成	○	○	○
24	給水施設計画平面図	1/500 以上	①方位 ②開発区域の境界 ③給水施設の位置、形状、内のり寸法 ④取水の位置及び方法 ⑤消火栓の位置 ⑥予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ※排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい	○	○	○
25	下水道縦断面図	1/500 以上	①人孔の種類、形状、位置、間隔 ②配水管の勾配、管径、土被、管低高 ③地盤高、計画地盤高 ※道路縦断面図と兼ねてもよい	○	○	○
26	電気施設等計画平面図	1/500 以上	・電柱・電話柱等の位置、配線 ・ガス基地の位置、配管 ※電柱は道路面に設置しないこと ※電気供給者、N T T、ガス供給者と協議のうえ作成	×	※	※
27	予定建築物等の立面及び平面図	1/100 以上	・建築物等の用途 ※分譲目的の場合等、建築物の規模等が未定の場合は添付不要	○	○	○
28	その他の公共、公益施設計画平面図	1/100 以上		×	○	○
29	公共施設の管理者に関する図面	1/500 以上	①方位 ②開発区域の境界 ③廃止される公共施設 ④変更される公共施設 ⑤新設される公共施設 ⑥新旧公共施設一覧表 ※道路、水路、公園等について作成 ※公図を基に作成・新旧公共施設一覧表には番号、面積、管理者、所有者記入 ※一覧表と符合させる	×	○	○
30	擁壁の構造（安定）計算書		①設計条件 ②土圧 ③転倒に対する安定 ④滑動に対する安定 ⑤沈下に対する安定 ⑥各部断面の検討 ⑦掘削面の検討 ⑧地震に対する安定 ⑨基礎杭の検討 ※鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その	○	○	○

		他橋梁等の構造物を設置するとき ※建設省及び福島県の図集使用のときはその写し ※5 mを超える場合は土質調査報告書を添付 ※土圧は計算方法を明らかにすること ※二次製品はカタログの写しを添付し、該当箇所に着色表示をすること			
31	斜面（地盤）の安定計算書	①設計条件 ②土圧 ③斜面先崩壊の検討 ④斜面崩壊の検討 ⑤底部崩壊の検討 ※擁壁で保護しないがけ等について作成	○	○	○
32	土地調査書及び地盤改良計算図書	①土質の状況、地盤改良の計画 ・軟弱地盤等を含む場合に添付	○	○	○
33	水理計算書	①計画流出量、流速、流量、トレンチ等 ※排水施設、下水道施設、防災施設等について作成 ※開発区域内における雨水、汚水について流水方向別に排水区域図を作成し、集排水系統別に計画流出量を算定 ※放流先排水施設の排水能力に関する資料を添付	○	○	○
34	仕様書	※開発区域が10ha以上の場合は必ず添付。10ha未満の場合は必要に応じ添付	○	○	○
35	その他必要に応じ指示する図書	※地質構造図、ボーリング調査等の結果 ※土質試験結果 ※軟弱地盤処理計画書 ※土量計算書（切土量、盛土量、搬入土量及び搬出土量を算定して土量移動計画図との対象を明記）1ha以上の造成又は切土、盛土の面積が3,000㎡以上の場合に添付 ※防災計画書（参考様式3） ※工作物等の施設の能力に関する計算書 ※ごみ集積所の位置、寸法等（1ha未満の場合も添付） ※残土処理場等（開発区域外に搬出する場合） ※樹木の保存、表土の保全に関する計画書	×	△	△

擁壁の種類別添付資料

擁壁の種類		構造 (安定) 計算書	構造 図	カタ ログ	宅 造 認 定 証	土 質 試 験 結 果
現場 打 擁 壁	本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る)		○			○
	上記以外の重力式擁壁	○	○			○
	もたれ擁壁	○	○			○
	片持梁式擁壁	○	○			○
プレ キャスト 擁 壁	宅造認定品のプレキャスト擁壁 (注1)		○	○	○	○
	宅造認定品のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	宅造認定品以外のプレキャスト擁壁	○	○	○		○
ブ ッ ク 積	宅造法令第8条に規定するブロック積		○			○
	宅造認定品のブロック積		○	○	○	○
	宅造認定品のブロック積で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る)	○	○			○

(注1) 宅造認定品とは、宅造法施行令第14条による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(注2) 土質試験結果とは、背面土および基礎地盤の土質試験結果を指す。現地の土質が、安定計算書や構造図等において明示している土質等の設計条件と合致していることを確認するためである。

第4節 工事着手届出

(1) 提出時期

当該許可に係る工事に着手したとき

(2) 申請書提出部数

1. 届出書……………正本1部、副本1部
2. 添付図書……………正本1部、副本1部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	工事着手届 ※第22号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、印、電話番号等を明記
2	工事の工程表	・梅雨期にかかる工事については特に詳細に記入
3	開発標識設置位置図	・写真を撮影した方向を明示 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
4	開発標識設置写真	・撮影日時を記載 ・1箇所の標識について、設置した標識の位置が知れる距離から撮影したものと、標識の文字が読み取れる距離から撮影したものの2種類

第5節 開発標識

(1) 掲示期間

当該許可に係る工事に着手するときから完了するまでの間

(2) 掲示場所

当該行為を行う区域内の見やすい場所

(3) 標識の内容（様式）

当該許可内容を表示した標識……………第23号様式

第6節 工事の施工状況管理

(1) 紛争防止

開発行為に関する工事等を施行する場合、あらかじめ隣接地との境界等について争いが生じないように民事上の権利関係を明確にするとともに、住民自治会等を通じて要求がある場合には、下記の事項等について説明会等を開催し、近隣住民との紛争を未然に防止するよう努めてください。

なお、紛争が生じた場合は、その解決に誠意をもって当たってください。

調整経緯等について報告書等の提出を求める場合があります。

区 分	主な留意事項
1 工事に伴う影響に関すること	工事日時帯、工事車両通行の日時帯・頻度、通行工事車両の規模・進入路、作業重機の搬入方法、必要により交通整理員の配置等
2 日照、通風等に関すること	日照、通風、プライバシー等
3 交通安全確保に関すること	幹線道路への接続等
4 駐車場に関すること	駐車場の位置・規模等
5 里道等の通行に関すること	工事期間中の代替通路及び付替里道（道路）の位置等

(2) 写真、資料等の整備

開発行為に関する工事等を施行状況が把握できる写真や資料を常に整備してください。

特に基礎工事等の進捗により検査時に明視できない工事部分については、漏れなく整備すること。

① 工事状況写真の撮影種目

1 工事着手前写真	※工事施行中の写真の撮影時期
2 工事施行中の写真	ア 擁壁工事
(1) 施行状況写真（下段参照）	I 掘削の完了時
(2) 検品写真	II 基礎配筋の完了時
(3) 品質確認写真	III 壁配筋の完了時
(4) 計画と現地との不一致の写真	IV 練積み造擁壁を下端から2分の1の高さまで築造完了時
(5) その他施行中の写真	
3 工事中の安全管理関係写真	イ 盛土工事
4 工事完成後写真	I 集水施設の敷設の完了時
	II 急傾斜面の段切りの完了時
	III 軟弱な地盤改良等の工事の完了時
	ウ 排水施設工事
	I 軟弱な地盤における排水施設の基礎工事の完了時
	II 主要な暗渠の敷設の完了時
	エ 道路工事
	I 側溝下の基礎栗石の敷設の完了時
	II 舗装工事の開始時
	オ 貯水施設工事
	I 掘削の完了時
	II 底版の配筋の完了時
	III 床版の配筋の完了時
(1) 施行状況写真	
- 仮設工事（仮設の排水路、遊水池、沈砂池、防護施設等） - 給水施設（給水管の敷設状況、埋め戻し状況） - 汚水・雑排水処理施設（柵・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況） - 雨水排水管（柵・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況） - 貯留浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕、透水シート、フィルター層、碎石・トレンチ等の施工状況〔出来形の状況 たて×よこ×深さ〕） - 浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 透水シート、碎石トレンチ等、フィルター層、入れ替え層の施工状況〔保護壁が1 m以上の工作物の場合、壁に準じた写真〕） - 調整池（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 オリフィス、余水吐きの大きさ（保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真）	

- ・ 切土工事（切土厚の測定状況、地滑り抑止ぐい等の設置状況）
- ・ 盛土工事（切株・雑草及び腐しよく土の除去状況、盛土厚の確定状況、段切りの施工状況〔地盤勾配 20%以上、高さ 2m 以上の場合〕、転圧状況及び地滑り抑止ぐい等の設置状況、地下排水溝の施工状況〔地下浸透水が生じる場合〕）
- ・ 擁壁（根伐り底の状況、地業〔杭（材種・長さ・径・継手等）、地盤改良、土の入れ替え等〕の状況、基礎、止水コンクリート（厚さ 5 c m 以上）、裏込碎石の施工状況〔全面施工、厚さ、材料〕、水抜き設置状況、二次製品の施工状況〔寸法等〕）
- ・ RC 造擁壁（配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、鉄筋のかぶり〔4 c m 以上、底盤は 6 c m 以上〕、型枠の施工状況）
- ・ 間知石練積み造その他練積み造擁壁（擁壁の下端部分の施工状況〔下端部の厚さ〕、控え長さ〔3 0 c m 以上〕の確認、胴込及び裏込コンクリートの施工状況）
- ・ 防火水槽（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕根伐り底の状況、地業〔杭、地盤改良、土の入れ替え、転圧状況等〕の状況、配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、出来形の確認〔内法寸法 4 0 m³以上〕、既製品ラベル等の確認、水張りの状況）
- ・ 道路工事（道路側溝等の施工状況、道路の舗装状況、〔下層路盤、上層路盤の材料・厚さと転圧状況、舗装仕上げの厚さの確認〕）
- ・ 各種試験等の状況（ボーリング試験等）

② 出来形管理用写真

- 1 石積（張）工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管（函）渠工等の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの。
- 2 トンネル支保工（埋設）建込間隔、防水工覆工厚、排水竪工、しゃ水膜、集水ます、インバート巻厚の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの。
- 3 抗門工、水門、ひ門、ひ管、床固め、せき橋台、橋脚等の出来形寸法及び井筒その他基礎工で完成後明視できなくなるもの。
- 4 床堀、置換工、段切り、まき出し厚、表土厚、地盤線の変化点等における寸法
- 5 路盤工の厚さ、のり覆工、根固工、のり留工等の基礎又はコンクリート等で完成後明視できなくなるもの。
- 6 コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の位置、組立寸法
- 7 その他のもので完成後明視できなくなるもの

③ 工事中の災害写真

- 1 被災前の写真（上記の各種目の写真と兼用できる。）
- 2 被災中の写真
- 3 被災後の写真（全ぼう写真、部分写真の両方）
- 4 復旧工事の関する写真（工事状況写真及び出来形管理用写真）

④ 撮影基準

- ・ 撮影された写真が状況、場所、時期、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫する。
- ・ 写真の目的を明確にするため必要な事項を記入した小黒板を写し込む。
- ・ 小黒板は、寸法 4 5 × 3 0 c m とし、次の事項を記入する。
（工事名、工種、位置、設計寸法、実測寸法、略図）
- ・ 写真は、9 × 9 c m の大きさを標準とする。ただし、必要によりサービス版又はつなぎの写真とすることができる。

⑤ 管理方法

- ・ 写真は工種、種別、細別ごとに整理し、貼り付ける。
- ・ 提出用写真の整理
 - ア 台紙の大きさは原則 A 4 判
 - イ 表紙には工事名、工事箇所、着工・竣工年月日、写真全枚数、施行者名を記入する。
 - ウ 写真の整理は、初めに竣工写真を、次に着工前写真を貼付し、対照できるようにする。
 - エ 工事中的写真は、各工種について施工の順に応じて整理する。

※ 目的どおりの撮影でない場合には、速やかに撮り直しを行うものとする。ただし、再撮影不能のものや撮り落とした場合は、直ちに市に報告し、その対応についての指示を受けること。

(3) 工事中の注意事項

- ① 工事の施行時には、現場責任者を常駐させること。
- ② 許可に係る図書を現地に常備すること。
- ③ 許可に際し付帯された条件を厳守すること。また、施工中に市より指示あるいは注意された場

合はこれに従うこと。

- ④ 工事の内容に変更が予測される場合は、事前に協議を行い変更の許可申請等を行うこと。
- ⑤ 工事中は十分な防災及び保安処置を行うこと。
- ⑥ 隣接地との境界を明示し、隣接地に支障のない工事を行うこと。
- ⑦ 工事に使用する進入道路は、使用中損傷しないようにし、損傷した場合は常に補修を行い、工事完了後はただちに使用前の状態に復旧すること。
- ⑧ 在来道路に横断管布設又は道路沿いに工事を行う場合には、当該道路管理者及び所轄の警察署の許可が必要であり、道路の通行止、片側通行等所定の交通標識を設けること。
- ⑨ 工事施行のため必要な関係官公署その他に対する手続きは迅速に処理すること。
- ⑩ 測量標は、位置、高さの変動のないよう適切に保護すること。
- ⑪ 工事が完了した場合は、工事現場の跡かたづけ並びに清掃を行うこと。
- ⑫ 工事完了に伴う必要な書類は、関係部局へ速やかに提出すること。

第7節 開発変更許可申請

(1) 申請時期

許可後、完了公告前に法第30条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするとき

(2) 公共施設管理者及び管理予定者との協議（同意）

開発行為に関係がある公共施設等について変更しようとする場合は、当該変更について再度、同意取得又は協議を行う必要があります。

(3) 申請書提出部数

1. 申請書……………正本1部、副本1部
2. 添付図書……………正本1部、副本1部

(4) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	開発行為変更許可申請書 ※第24号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・面積は実測値（小数点第2位まで） ・工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記 ・「その他必要な事項」の欄は、他の法令による許認可等を要する場合には、その手続き状況を明記
2	前回までの許可指令書の写し	
3	変更前後対照表 ※第25号様式	・変更理由、変更事項概要を具体的に記載 ・新旧対照図と整合
4	工事の施行状況を記載した図書	・施工済み箇所、未施工箇所の別及び割合 ・工程表との整合
5	前回までの開発許可に提出していた図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの及び新たに提出しなければならないものの全部	・変更許可申請書、設計説明書等において変更前及び変更後の比較対照のできるものは二段書 上段（変更前：赤） 下段（変更後：黒） ・変更箇所が分かるように着色 ・公共施設管理者の変更に関する同意添付 ・図面作成者の氏名、押印 ・証明書等で有効期限が過ぎたものは新たに提出 ・同時に軽易な変更届がある場合は、その内容も明示
6	変更に係る新旧対象図	・図面作成者の氏名、押印

第8節 開発行為変更届出

(1) 申請時期

変更があった時から遅滞なく届出

(2) 届出書提出部数

1. 届出書……………正本1部、副本1部
2. 添付図書……………正本1部、副本1部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	開発行為変更届出書 ※第28号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・面積は実測値（小数点第2位まで）
2	許可指令書の写し	
3	予定建築物等の敷地の形状の変更に係る新旧対象図 ※第25号様式	変更前及び変更後の比較対照のできるものは二段書 上段（変更前：赤） 下段（変更後：黒） ・変更箇所が分かるように着色

第9節 工事の施行状況報告

(1) 報告を要する工事

工事の種類	報告事項
1 擁壁工事（高さが3メートルを超えるものに限る。）	1 鉄筋コンクリート造擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造擁壁の床掘及び基礎並びに壁体の厚さ又は組石材及び裏込コンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜穴及びその周囲と透水層の状況
2 盛土工事	1 主要な集水施設の施行状況 2 急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切りその他の措置
3 排水施設工事	暗渠の敷設状況
4 道路工事	舗装工事開始前の路床の状況
5 貯水施設、調整池等工事	底版及び床版の配筋状況
6 その他市長が指定する工事	市長が必要と認めるもの

(2) 報告時期

- ① 鉄筋を有する擁壁、橋梁等で配筋が完了（コンクリート打設前）したとき
- ② 5mを超える擁壁を設置する場所の地耐力が確認（載荷試験等による）できるとき
- ③ 石積擁壁の施工状況が確認できるとき
- ④ 舗装をする場合の埋設物の工事が完了（舗装前）したとき
- ⑤ 帰属予定の公共施設で、境界確認ができるとき
- ⑥ 特殊な工法がある場合、その施工状況が確認できるとき
- ⑦ 市の指示があったとき

(3) 届出書提出部数

1. 報告書……………正本1部、副本1部
2. 添付図書……………正本1部、副本1部

(4) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	開発行為に関する工事の施行状況報告書 ※第31号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載
2	状況を把握するのに必要な図書及び写真	・箇所が分かるように着色 ・写真撮影場所、方向等を記入

第10節 中間検査

(1) 検査時期

宅地の安全に密接な関連のある工種の中間工程が完了したとき

(2) 検査実施の通知

第9節の報告に基づき、中間検査が必要と市が判断した場合、文書等で検査日時等を通知します。

(3) 工事の手直し等の指示

検査の結果、測定の結果、設計と相違する箇所を発見した場合は、工事手直し指示書により工事の是正を命じます。ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

(4) 手直し工事の完了届

手直しを指示された工事が完了したときは、手直し工事完了届（第7号様式）を市に提出する。

※ 手直し箇所を表示した平面図並びに手直し前及び手直し後の写真を添付する。

第11節 災害等が発生したとき

(1) 届出時期

災害等が発生したときは、至急、電話等で第1報を市に入れる。その後、速やかに書面で届出る。

(2) 届出書提出部数

1. 届出書……………正本1部、副本1部
2. 添付図書……………正本1部、副本1部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	災害等発生届 ※第32号様式	・「開発許可番号」は当初許可、全ての変更許可の番号を記載 ・「4 発生した位置」の欄は、目標物等からの距離を記入 ・「5 災害等の状況」の欄は、時系列、規模、内容等、具体的に記入 ・「6 応急措置等の状況」の欄は、内容、施工者、時期等を記入
2	災害等が発生した位置を表示した現況図	・箇所が分かるように着色 ・写真撮影場所、方向等を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
3	現況写真	・第5節(2)③を参照 ・現況図との整合
4	状況を把握するのに必要な図書	

第 1 2 節 予想外の土質、地盤等に遭遇したとき

(1) 報告時期

工事の施行に当たり予想した土質、地盤等と著しく相違した土質、地盤等に遭遇したとき

(2) 報告書提出部数

1. 報告書……………正本 1 部、副本 1 部

2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	予想外地盤報告書 ※第 3 3 号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・「3 遭遇した地盤の位置」の欄は、目標物等からの距離を記入 ・「6 対応方針等」の欄は、内容、時期等を記入
2	予想外地盤に遭遇した 位置を表示した現況図	・箇所が分かるように着色 ・写真撮影場所、方向等を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
3	現況写真	・現況図との整合
4	状況を把握するのに必要 な図書	

第 1 3 節 開発行為の地位の承継届出

(1) 届出時期

事情が生じたときは、遅滞なく市に届出をする。

(2) 届出する者

承継を受けた者

(3) 届出書提出部数

1. 届出書……………正本 1 部、副本 1 部

2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(4) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	地位承継届出書 ※第 4 3 号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載
2	地位を承継したことを 証する書類	・土地の登記全部事項証明書 ・被承継人が法人のときは、承継したことを証する書類

(5) その他

承継を受けた者は、工事完了の届出義務、工事廃止の届出義務、その他の届出義務が生じます。

第 1 4 節 開発行為の地位の承継申請

(1) 申請時期

許可受人から開発区域内の土地の所有権を譲り受ける等して、実際に工事を施工する権原を取得した後、速やかに市に申請をする。

(2) 申請者

承継を受けようとする者

(3) 申請書提出部数

1. 申請書……………正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(4) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	地位承継承認申請書 ※第 4 4 号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載
2	許可指令書の写し	
3	土地売買契約書等所有権その他工事施行に関する権原を承継したことを証する書類	
4	法人の登記事項証明書、定款等	・証明書は発行後 3 ヶ月以内のもの
5	申請者の資力信用調査 ※第 8 号様式	・法令による許可等の欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等を明記
	(個人) ①住民票 ②預金残高証明書 ③融資証明書 ④納税証明書	・住民票は発行後 3 ヶ月以内のもの ・預金残高証明書、融資証明書金融機関が 2 ヶ月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ・納税証明書は前年度分の固定資産税、個人事業税及び市町村民税に係るもの
	(法人) ①登記事項証明書 ②定款 ③預金残高証明書 ④融資証明書 ⑤納税証明書	・住民票は発行後 3 ヶ月以内のもの ・預金残高証明書、融資証明書金融機関が 2 ヶ月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ・納税証明書は前年度分の固定資産税、法人事業税及び法人市町村民税に係るもの
6	事業経歴書	
7	工事施行者の工事能力調査 ※第 9 号様式	・法令による許可等の欄は、建設業法による許可の種類を明記
	①建設業等の許可証明書又は建設業等の許可書の写し ②法人の登記事項証明書	・建設業許可の種類については土木工事業であること（ただし、1 件の請負金額が 5 0 0 万円以上（消費税を含む）の工事） ・登記事項証明書は発行後 3 ヶ月以内のもの
8	開発区域の土地等の登記全部事項証明書	・発行後 3 か月以内のもの (地位の承継の関するもの)

(5) その他

承継を受けた者は、工事完了の届出義務、工事廃止の届出義務、その他の届出義務が生じます。

第 15 節 開発行為の廃止届出書

(1) 届出時期

開発行為に関する工事を中止、若しくは廃止する場合で、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復し、又は土地の形質の変更等によって周辺の地域に排水及び水利上の支障、若しくは土砂崩れ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講じた後、速やかに市に届出をする。

(2) 届出書提出部数

1. 届出書……………正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	開発行為に関する工事の廃止届出書 ※別記様式第八	・届出者等の電話番号を明記 ・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、印、電話番号等を明記
2	許可指令書の写し	
3	工事を廃止した理由を記載した書類	
4	工事の廃止時における土地の状況を表した図面	※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
5	工事の廃止に伴う防災対策その他の措置を記載した書類	※排水施設の流末までの整備状況、擁壁等構造物背面の状況、がけ面上端に続く地盤面の排水勾配、湧水の有無、切盛断面の完成度、のり面保護工の完成度等は必須
6	工事の廃止に伴う防災対策その他の措置を記載した図面	

(4) その他

① 報告、勧告等

開発許可を行う際に付した条件が満たされていない場合、例えば、工事廃止後の公共施設の復旧や管理、防災対策に支障がある場合等、開発許可の効力を維持する必要があると判断した場合は、開発許可の効力を失効させずに、法第 80 条による報告や法第 81 条に基づく勧告等の必要な措置を行います。

② 許可の取消し

工事完了の意思がないのにもかかわらず、いつまでも廃止の手続をしないものや、廃止の時期を明らかにしないもの、工事完了の意思があるとしながらも、客観的にみて工事完了の意思や能力を欠いていると認められるものは、許可を取り消すことがあります。

また、工事完了の意思の有無が明らかでないものであっても、工事完了予定日を過ぎてなお工事未着手のもので、開発区域内の地権者が法第 37 条、第 41 条等の規定により権利の行使の制限を受けているものについては、当該地権者の権利保護の必要性和開発許可を受けた者の開発の利益とを比較の上、開発許可を受けた者の側に特段の保護すべき利益がない限り、許可を取り消すことがあります。

③ 開発区域の一部を廃止しようとする場合は、更許可申請によることとなります。

第 1 6 節 工事完了公告前における建築等の承認申請

(1) 申請時期

建築確認済証の受理後（建築確認が済んでも、全てが承認されるわけではありません。）

(2) 申請書提出部数

1. 申請書……………正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	工事完了公告前建築等承認申請書 ※第 3 4 号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載
2	許可指令書の写し	
3	土地の登記事項証明書	・発行後 3 か月以内のもの
4	建築確認済証の写し	
5	工事完了検査が終了するまで建物を使用しない旨等を記載した確約書 ※参考様式 2	
6	現況写真	・直近に撮影したもの、現況図との整合
7	工事の工程表	・梅雨期にかかる工事については特に詳細に記入
8	防災計画書 ※参考様式 3	

《図面、計算書等》

※ 申請図書の凡例については、別表によること

※ 設計者の記名押印又は署名をすること

順	図書の名称	縮尺	明示すべき事項及び注意事項
1	開発区域位置図	1/50,000 以上	①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ⑤排水先の河川への経路、名称 ※1/10,000 の管内図のある区域はそれによること ※排水経路は着色 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
2	現況図	1/2,500 以上	①方位 ②地形 ・標高差を示す等高線 ・既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ③開発区域の境界（朱書き） ④開発区域及び開発区域の周辺の公共施設 ・道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 ⑤写真撮影場所、方向等を記入 ※等高線は 2 m の標高差を明示 ※接続先道路の名称・種別・幅員を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
3	開発区域及び周辺の土地の公図の写し		①方位 ②開発区域の境界 ③地番、地目、権利者氏名 ④道路、河川・水路

			※開発区域の境界を朱書き・周辺部も記入 ※転写場所、転写日、転写者名、を記入 ※複数枚になる場合は、参考図として大判で1枚にした集成図を添付
4	土地利用計画図	1/1,000以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③公共施設の位置及び形状 ※凡例毎に着色するのが望ましい ・開発区域外の道路の位置、形状及び幅員 ・接続先道路、取付道路の名称、位置、形状及び幅員 ・新設する道路の位置、形状、勾配、幅員、交差点及び隅切り辺長 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利、河川その他の公共施設の位置、形状及び幅 ・貯水施設の形状及び面積 ④予定建築物等の敷地の形状及び面積 ⑤敷地に係る予定建築物等の用途 ⑥法面（がけを含む。）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類 ⑦街区又は敷地の番号、辺長、面積、計画地盤高
5	建物配置図	1/500以上	①方位 ②敷地、建物の道路との位置関係 ③建物の形態、大きさ
6	予定建築物等の立面及び平面図	1/100以上	・建築物等の用途

第17節 工事完了届出・公共施設工事完了届出

(1) 届出時期

① 工事完了届出

開発区域若しくは工区の全部の工事が完了した時は、速やかに市に届出をする。

② 公共施設工事完了届出

公共施設に関する工事が完了した時は、速やかに市に届出をする。

(2) 届出書提出部数

1. 届出書……………正本1部、副本1部

2. 添付図書……………正本1部、副本1部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	工事完了届出書 ※別記様式第四	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、印、電話番号等を明記
2	開発区域位置図	・1/25,000の管内図のある区域はそれによること ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
3	工事完了図	・変更前の情報は全て消去すること
4	出来高管理図	・出来高寸法は、赤色で記載（施工管理に関する図書を含む）
5	地積測量図（確定）	
6	開発区域となる土地の所在図	・土地の公図の写し ※複数枚になる場合は、参考図として大判で1枚にした集成図を添付
7	工事施行前、工事施行中及び工事完了後の写真	・工事施行中の写真は、(1)施行状況写真 (2)検品写真 (3)品質確認写真 (4)計画と現地との不一致の写真 (5)その他施行中の写真とする ・工事中の安全管理関係写真も含む
8	品質管理に関する書類	・検査員と協議の上、必要書類を添付すること
9	公共施設の管理・帰属に必要な書類	(次頁参照)

第 18 節 公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の帰属

(1) 寄付申出時期

- ① 工事完了届出と同時又は、公共施設を管理することとなるものの検査等の確認を受けた時に、市又は公共施設管理予定者に提出する。

(2) 届出書提出部数

1. 寄付申出書……………（帰属する公共施設ごとに）正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………（帰属する公共施設ごとに）正本 1 部、副本 1 部

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	寄付申出書	・ 申請者又は工事施工者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者氏名を記載
2	登記嘱託書	
3	登記原因証明情報兼登記承諾書	・ 印鑑登録してある実印を押印
4	印鑑登録証明書	・ 発行後 3 ヶ月以内のもの ・ 申出書、承諾書の印影と合致させる
5	土地の登記事項証明書	・ 発行後 3 ヶ月以内のもの
6	開発区域位置図	・ 1/25,000 の管内図のある区域はそれによること ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
7	土地の公図の写し	・ 開発区域の境界を朱書き ※複数枚になる場合は、参考図として大判で 1 枚にした集成図を添付
8	地積測量図	
9	土地所在図	※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
10	工事完了図（出来高図）	・ 出来高寸法は、赤色で記載
11	土地境界立会確認書	
12	確約書 ※参考様式 4	
13	協定書 ※参考様式 5	・ 土地のみを帰属し、管理を開発者が行う場合

※ 市以外のものに帰属する場合は、公共施設管理予定者の取り決めによる。

※ 開発区域のうち当該公共施設の用に供される土地を開発者以外の者が所有している場合等には、当該開発行為に関する工事の完了までに、開発者において当該土地の所有権を取得する必要があります。また、公共公益施設用地に抵当権、質権、貸借権その他の所有権以外の権利が設定されているときは、当該権利を工事完了公告までに抹消し、又は消滅させてください。

(4) 開発者において管理される公共施設

開発行為によって設置された公共施設は、都市計画上、災害の防止上、環境の整備上の観点等から、道路、公園、排水施設等の公共施設の整備を義務づけたものです。

よって、設置された公共施設が事業の施行後においても適正に管理してください。

原則、公共施設の廃止や用途変更は認められません。

また、第三者へ転売されて住宅が建ってしまう等、公共施設の機能が失われ、本市及び地域住民の双方にとって問題となる事態の発生も考えられますので、やむを得ず、公共施設の廃止や用途変更が必要となった場合は、事前に市に協議してください。

第 19 節 予定建築物等以外の建築等の許可申請

(1) 申請書提出部数

1. 申請書……………正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(2) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	予定建築物等以外の建築等許可申請書 ※第 38 号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載
2	許可指令書の写し	
3	建築しなければならない理由を記載した書類	
6	現況写真	・直近に撮影したもの ・現況図との整合
7	工事の工程表	・梅雨期にかかる工事については特に詳細に記入

《図面、計算書等》

※ 申請図書の凡例については、別表によること

※ 設計者の記名押印又は署名をすること

順	図書の名称	縮尺	明示すべき事項及び注意事項
1	開発区域位置図	1/50,000 以上	①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ※1/10,000 の管内図のある区域はそれによること ※排水経路は着色 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
2	開発区域区域図	1/2,500 以上	①方位 ②開発区域、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ③土地の地番及び形状 （公図の各筆を割り込んだものを明示） ※1/2,500 の都市計画図のある区域はそれによること ※開発区域は朱線で明示（以下の図面も同じ） ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
2	現況図	1/2,500 以上	①方位 ②地形 ・標高差を示す等高線 ・既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ③開発区域の境界（朱書き） ④開発区域及び開発区域の周辺の公共施設 ・道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 ⑤写真撮影場所、方向等を記入 ※等高線は 2 m の標高差を明示 ※接続先道路の名称・種別・幅員を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）

4	土地利用計画図	1/1,000 以上	①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③公共施設の位置及び形状 ・開発区域外の道路の位置、形状及び幅員 ・接続先道路、取付道路の名称、位置、形状及び幅員 ・新設された道路の位置、形状、勾配、幅員、交差点及び隅切り辺長 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利、河川その他の公共施設の位置、形状及び幅 ・貯水施設の形状及び面積 ④予定建築物等の敷地の形状及び面積 ⑤敷地に係る予定建築物等の用途 ⑥法面（がけを含む。）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類 ⑦街区又は敷地の番号、辺長、面積、計画地盤高 ※凡例毎に着色するのが望ましい
5	建物配置図	1/500 以上	①方位 ②敷地、建物の道路との位置関係 ③建物の形態、大きさ
6	予定建築物等の立面及び平面図	1/100 以上	・建築物等の用途

(3) 標識

① 掲示期間

当該許可に係る工事に着手するときから完了するまでの間

② 掲示場所

当該行為を行う区域内の見やすい場所

③ 標識の内容（様式）

当該許可内容を表示した標識……………第36号様式

第 2 0 節 都市計画施設の区域における建築許可申請（53条許可）

(1) 申請書提出部数

1. 申請書……………正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(2) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	許可申請書 ※別記様式第十	・申請者等の電話番号を明記 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、印、電話番号等を明記
2	委任状 ※参考様式 1 (代理人委任の場合)	
3	確約書 ※第 49 号様式	

《図面、計算書等》

順	図書の名称	縮尺	明示すべき事項及び注意事項
1	開発区域位置図	1/10,000 以上	①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ※1/10,000 の都市計画図のある区域はそれによること ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
2	開発区域区域図	1/2,500 以上	①方位 ②開発区域、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ③土地の地番及び形状 ※1/2,500 の都市計画図のある区域はそれによること ※開発区域は朱線で明示（以下の図面も同じ） ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
5	建物配置図	1/500 以上	①方位 ②敷地、建物の道路との位置関係 ③建物の形態、大きさ ※計画線又は事業区域を朱線により明示
6	二面以上の建築物の断面図	1/200 以上	※計画線又は事業区域を朱線により明示
7	予定建築物等の立面及び平面図	1/200 以上	・建築物等の用途 ※計画線又は事業区域を朱線により明示
8	土地の公図の写し		※計画線又は事業区域を朱線により明示 ※複数枚になる場合は、参考図として大判で 1 枚にした集成図を添付

第 2 1 節 地区計画の区域内における行為の届出

※ 開発許可を受けた場合は原則届出不要、ただし、建物の配置が変わる場合や、予定建築物と
なっていない建物を新たに建築する場合は必要

(1) 届出書提出部数

1. 届出書……………正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(2) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	地区計画の区域内における行為の届出書 ※別記様式第十一の二	・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、印、電話番号等を明記 ・建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載 ・地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 ・都市計画法第 1 2 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。 (1)当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の（ ）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。 (2)当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄（同欄中の（ ）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。 ・同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。 ・緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。
2	委任状 ※参考様式 1 (代理人委任の場合)	

《図面、計算書等》

順	図書の名称	縮尺	明示すべき事項及び注意事項
1	区域図	1/1,000 以上	①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ⑤その他周辺の公共施設 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可）
2	設計図	1/500 以上	①建築物の用途 ②建築物等の形態又は意匠 ③かき又はさくの構造
3	配置図	1/1,000 以上	①方位 ②建築物毎の敷地面積 ③壁面位置 ④緑地又は公園
4	2 面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図	1/50 以上	①建築物等の形態又は意匠
5	施行方法を明らかにする図面		(木竹の伐採の場合)

第 2 2 節 開発行為又は建築に関する証明（60条証明）

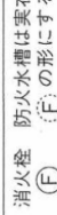
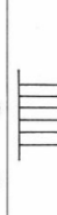
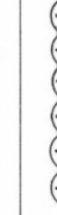
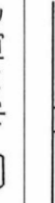
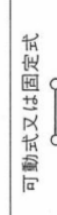
(1) 申請書提出部数

1. 申請書……………正本 1 部、副本 1 部
2. 添付図書……………正本 1 部、副本 1 部

(2) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

順	名称 ※様式	内容、留意事項等
1	開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書 ※第 60 号様式	・「開発許可番号」は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、印、電話番号等を明記
2	委任状 ※参考様式 1 (代理人委任の場合)	・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日、等を明記
3	建築確認申請書の写し	
4	都市計画法の規定に適合していることを表す書類	
5	開発行為又は建築等の内容が分かる書類	・位置図 ・現況図 ・土地利用計画図 ・建築物の配置図 ・建築物の平面図及び立面図 ・土地の公図の写し

申請図書の凡例一覧表

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号
開発区域境界線	—・—○—	雨水管渠		雨水角形人孔	
工 区 境 界	第1工区 第2工区	污水管渠		污水角形人孔	
街 区 番 号	街区番号	合流管渠		河 川	
宅 地 番 号	計 画 高 敷地面積	既設管渠		法 面	
公共公益用地	予定建築物の用途	横断暗渠	種 別	間知ブロック擁壁	
造成計画高	公共公益施設の名称	円 形	⊙ 内 径	重力式擁壁	
敷 地 面 積	敷地面積	馬 蹄 形	⊖ 巾×高さ	R C 擁 壁	
B M	TBM H=10.00	矩 形	□ 巾×高さ	給 水 管	
位 置		卵 形	▽ 呼 び 名	制 水 弁	
高 さ		U形側溝及び寸法	U-○○	消防水利施設	
道路番号及び巾員	道路番号 巾 員	L形側溝及び寸法	L-○○	階 段	
勾 配、延 長	$i = 3.0\%$ $\ell = 30.00$	Lu形側溝及び寸法	LU-○○	ガードレール	
変 化 点		グレーチング側溝	巾×高	ガードフェンス	
管 番 号		その他開渠	巾×高さ	落石防護柵	
管 径	雨水 汚水	柵 類		車 止 め	
勾 配	雨水 汚水	雨水円形人孔	○	樹 木	
管 延 長		汚水円形人孔	●	緩 衝 帯	
流 水 方 向					

別記様式第二（第16条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 許可申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※手数料欄	
		※収受欄	
変更行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の地目及び面積	地目	面積 m ²
	3 予定建築物	用途	面積 m ²
	4 工事施工者の住所、氏名及び電話（FAX）	電話	FAX
	5 工事着手予定年月日	平成 年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	平成 年 月 日	
	7 自己の居住、自己の業務の用、その他の別	自己用（居住・業務）	その他（ ）
	9 その他必要な事項		
申請代理人の住所、氏名及び電話（FAX）		電話	FAX 印

- 備考
- 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続状況を記載すること。

別記様式第二の二（第16条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 許可申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※手数料欄	
		※収受欄	
変更行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の地目及び面積	地目	面積 m ²
	3 予定建築物	用途	面積 m ²
	4 工事施工者の住所、氏名及び電話（FAX）	電話	FAX
	5 工事着手予定年月日	平成 年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	平成 年 月 日	
	7 自己の居住、自己の業務の用、その他の別	自己用（居住・業務）	その他（ ）
	9 その他必要な事項		
申請代理人の住所、氏名及び電話（FAX）	電話	FAX	印

- 備考 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続状況を記載すること。

別記様式第三（第16条関係）

資金計画書

1 収支計画

(単位 円)

科目		金額	摘要
収入	処分収入		
	宅地処分収入		
	その他の処分収入		
	補助負担金		
	自己資金		
	計		
支出	用地費		
	工事費		
	整地工事費		
	(伐採、暗渠、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等)		
	道路工事費		
	(路盤工、道路側溝、砂利敷、舗装等)		
	排水施設工事費		
	(公共用排水施設、敷地の排水溝、調整池等)		
	給水施設工事費		
	擁壁施設工事費		
	公園施設工事費		
	(公園内の植樹、遊具施設等)		
	附帯工事費		
	(仮設工事、道路復旧費等)		
	事務費		
	借入金利息		
	計		

※ 特殊工事は別途積算資料を添付してください。

2 年度別資金計画

(単位 円)

科目		年度	年度	年度	計
支出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	借入金償還金				
	計				
収入	自己資金				
	借入金				
	処分収入				
	宅地処分収入				
	その他の処分収入				
	補助負担金				
	計				
借入金の借入先					

別記様式第四（第29条関係）

工事完了届出書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

届出者 氏名

（名称及び代表者氏名） 印

電話番号

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 平成 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 平成 年 月 日

2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受付年月日番号	平成 年 月 日 第 号
※ 検査年月日	平成 年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	平成 年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	平成 年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五（第29条関係）

公共施設工事完了届出書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

届出者 氏名

（名称及び代表者氏名） 印

電話番号

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 平成 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 平成 年 月 日

2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

※ 受付年月日番号	平成 年 月 日 第 号
※ 検査年月日	平成 年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	平成 年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	平成 年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第六（第30条関係）

開発行為に関する工事の検査済証

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

下記の開発行為に関する工事は、平成 年 月 日検査の結果都市計画法第29条第1項（第2項）の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 平成 年 月 日 都計第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

別記様式第七（第30条関係）

公共施設に関する工事の検査済証

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

下記の公共施設に関する工事は、平成 年 月 日検査の結果都市計画法第29条第1項（第2項）の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 平成 年 月 日 都計第 号
- 2 工事を完了した公共施設が
存する開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の住所及び
氏名

別記様式第八（第32条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

届出者 氏名

（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 平成 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 平成 年 月 日

2 開発行為に関する工事を廃止
係わる地域の名称

3 開発行為に関する工事を廃止
係わる地域の面積

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

第8号様式（第4条関係）

申請者の資力信用調書

次のとおり相違ありません。					
平成 年 月 日					
二本松市長 三保 恵一 様					
住所（所在地）					
申請者 氏名					
（名称及び代表者氏名） 印					
電話番号					
概要	設立年月日		資本金	千円	
	法令による許可等				
	従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）			
	前年度事業量	千円	総資産額	千円	
	前年度納税額	法人税又は所得税 千円、事業税 千円			
	主たる取引金融機関				
工事管理者の住所及び氏名					
役員略歴	職名	氏名	年齢	在職年数	資格、免許、学歴等
宅地造成経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所		面積 m ² 着工完了 年月

- 備考 1 法令による許可等の欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等について記載すること。
- 2 個人にあつては住民票、法人にあつては登記全部事項証明書、定款を添付すること。
- 3 当該申請に係る預金残高証明書又は融資証明書を添付すること。
- 4 前年度の納税証明書を添付すること。

第9号様式（第4条関係）

工事施行者の工事能力調査書

次のとおり相違ありません。							
平成 年 月 日							
二本松市長 三保 恵一 様							
住所（所在地）							
施行者 氏名							
（名称及び代表者氏名） 印							
電話番号							
開発行為者住所氏名							
法令による 許可等				設立年月日		年 月 日	
				資本金		千円	
				取引金融機関			
建設業法第26条による 主任技術者住所氏名							
従業員	事務	技術	労務	計	前年度 納税額	法人税又は所得税	事業税
	人	人	人	人			
技術者略歴	職名		氏名		年齢	在社年数	資格、免許、学歴等
宅地造成経歴	注文主名		元請又は 下請の別		工事施行場所		面積 m ²

備考 1 法令による許可等の欄は、建設業法による許可の種類について記載すること。
 2 施行者の登記事項証明書（法人の場合）及び建設業許可証明書又は建設業許可書の写しを添付すること。

第10号様式（第4条関係）

開発行為同意書

の施行に係る開発行為については、異議なく、その施行について同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても、異議ありません。

権利の対象物	対象物の所在地番	権利の種類	同意の年月日	権利者の住所氏名	実印	共有関係
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			
()			平成 年 月 日			

備考 1 「権利の対象物」欄には、土地、建築物等の別を記入し、()内には、土地については地目を、建築物等については用途を記入してください。

2 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、抵当権、借地権等の種別を記入すること。

3 同意者の印鑑登録証明書を添付すること。

第 1 1 号様式（第 4 条関係）

設計説明書

申請者の住所及び氏名									
設計者の住所及び氏名									
開発区域の名称									
設計の方針	開発の目的								
		予定建築物等の使用別				自己用・非自己用			
	基本方針	(1) 計画戸数 (2) 進入路及び主要な道路計画 (3) 流末排水計画及び汚水処理計画 (4) 上水道給水計画 (5) 地盤改良等の計画 (6) 消防水利計画 (7) 公園等の計画 (8) 宅地防災の計画 (9) 公益的施設の計画 (10) 樹木保存、表土保全等の計画 (11) 緩衝地帯の計画 (12) 駐車台数 (13) 工事中の防災措置 (14) 近隣住民への説明方法等 (15) その他							
開発区域の現況	地域	□都市計画区域内・用途地域（ ） □都市計画区域外							
	現況説明（地形等）及び措置								
	工区	地目	農地	宅地	山林	雑種地等	道路水路	公共用地	合計
	1 工区	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		比率	%	%	%	%	%	%	100%
	2 工区	面積							
		比率							100%
	合計	面積							
比率								100%	

開発区域の現況	現況（地形等）及び措置					
	地盤の性質					
	区分	自己所有	買収予定	借地・借地予定	その他	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	100%
土地利用計画	区分	建築物等敷地	公共施設用地	公益施設用地	その他	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	100%
	区画数・棟数・戸数		区画	棟	戸	計画人口
公共施設計画	区分	道路	公園	緑地		合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	
	管理					
公益施設	名称					合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	
消防水利施設		消火栓（ ケ所）・貯水槽（ 基 m ³ ）				
上水道		公営水道・専用水道・簡易水道・井戸水・その他（ ）				
排水処理	汚水（し尿）	公共下水道・合併浄化槽・汲取り・生放流・放流先（ ）				
	雑排水	公共下水道・浄化槽・道路側溝（ ）・河川水路（ ）				
	雨水	都市下水路・道路側溝（ ）・河川水路（ ）				
その他必要な事項						

※ 排水処理の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。

1 宅地明細表（住宅用地及び公益施設用地）

住宅用地					公益施設用地		
街区 番号	面積	住宅等の 敷地数	戸当たり 平均面積	予定建築物 等	番号	面積	予定建築物等
	m ²	区画	m ²			m ²	
計					計		
最小区画面積		m ²	最大区画面積		m ²		

2 道路明細表

番号	幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属	特記事項
のり面部分	m	m	m ²			
計						

3 公園・緑地等明細表

番号	面積	管理者	用地の帰属	特記事項
	m ²			
計				

備考 数工区に分けて行う場合、全体及び工区ごとに作成すること。

(記載方法)

- 1 「開発の目的」欄には、住宅地の場合には、自己の住宅、宅地分譲、建売住宅付分譲、造成後一括分譲、社員社宅の建設等。工場、店舗、倉庫等の場合は、自己の業務用か否かの別を明示して記載してください。
- 2 「基本的方針」欄には、各事項について設計上特に配慮した内容を記載してください。
- 3 「基本的方針」の「(1) 計画戸数」欄には、共同住宅予定の場合には、棟数、階数及び戸数人口を記載し、「(12) その他」欄には、開発行為に関する工事のため施行区域外に土捨場、土取場等があるときは、その位置及び搬入・搬出の経路等を記載してください。
- 4 開発区域を工区に分けるときの「土地利用計画」の欄には、合計を記載し、工区別内訳を別様で添えてください。
- 5 「開発区域の現況」の「地目別面積」および「所有別面積」欄の面積について、実測地の合計と登記事項証明書による面積の合計に差異がある場合は、実測地の合計に合うように登記簿上の面積をあん分して記入してください。
- 6 「公益的施設用地」欄には、公益用地（学校、清掃工場等の用地）、医療施設、購買施設等の面積を記載してください。
- 7 「土地利用計画」の「その他」欄には、未利用地、がけ又は法面等の面積を記載してください。

(記載例)

○設計の方針

(1) 計画戸数

開発区域は全体でおおむね一近隣分区を構成する計画である。

開発区域は中央部の幅員 9 m の道路によって区域外の都市計画街路〇〇線と連絡し、また幅員 6 ～ 8 m の区画街路によって 30 街区に分割する。一街区は平均 20 戸の独立住宅用地に分割し、各敷地の平均規模は 250 m² とする。

(2) 進入路及び主要な道路計画

道路配置計画の根拠や考え方、開発道路、接続道路等の幅員や道路名等について記入。

(3) 流末排水計画及び污水处理計画

開発区域内は分流式とし、汚水は〇〇市公共下水道に排出する。雨水は開発区域内の既存の水路を改修し、一部をこれに放流すると共に、別に〇〇河に放流する。なお、排水施設は、〇〇市公共下水道として〇〇市が管理するものとする。

(5) 地盤改良等の計画

軟弱地盤がある場合や、盛土の場合等の対策措置並びに施工方法について記入（施工計画書の添付も可）

(6) 消防水利計画

消火栓、防火水槽の設置計画の根拠や考え方、設置数、面積、容量等について記入。

(7) 公園等の計画

公園等の配置計画の根拠や考え方、公園の種別や面積等について記入

(8) 宅地防災の計画

崖や斜面地の崩壊を防止する措置等について記入

(9) 公益的施設の計画

開発区域の中央付近に区域内の居住者の利便を図るため、1.2haのセンター部分を取り、ここに購買施設、医療施設及び幼稚園の用地を確保し、当該目的で建築を行う予定者を特定して譲渡する。購買施設は開発者が建築し、譲渡する。

学校は開発区域より約1.2km東南にある〇〇小学校を利用するものとする。

(12) 駐車台数

駐車場の標準寸法は、5.0m×2.5m以上、車路幅は、5.5m以
標準寸法を下回る軽自動車等の駐車場は、原則駐車台数に含めないで下さい。

身体障害者用の駐車場を設ける場合は、その台数等を記入して下さい。

(13) 工事中の防災措置

工事中に予想される、がけ崩れ、土砂流出、降雨等の流出、なだれ、その他の危険防止対策について記入

工事中における騒音、振動、粉塵対策

工事中における水質汚濁対策

工事中における道路交通対策

(14) 近隣住民への説明方法等

いつ、どこで、だれが、だれに、何を説明するか記入すること。

理解が得られなかった場合の措置も記入すること。

第 1 2 号様式（第 4 条関係）

設計者の資格に関する申告書

設計者の氏名及び生年月日	年 月 日		都市計画法施行規則第 1 9 条の該当号		
			第 1 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト 第 2 号		
現住所					
勤務先の所在地及び名称	電話				
最終学歴	年 月 日 卒業・中退				
	学校名	学科名	修業年数		
資格、免許等	名称	(イ)一級建築士	(ロ)技術士	(ハ)	
	登録番号等	第 号	()部門 第 号		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日		
宅地開発に関する実務経歴	工事及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計
			年 月から 年 月まで (年 月)		年 月
			年 月から 年 月まで (年 月)		
			年 月から 年 月まで (年 月)		
2 0 ha 以上の 開発行為に関する設計経歴	事業主名及び工事の名称	場所	面積 ha	時期	職務の内容
その他必要な事項					
※審査 (適・否)	二本松市長 三保 恵一 様 上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 申告者氏名 印				

- 備考 1 卒業証明書、実務経歴証明書又は免許証等の写しを添付すること。
 2 この申告書は面積 1 ha 未満は不要。
 3 ※印のある欄は記載しないこと。

第 1 3 号様式（第 5 条関係）

公共施設管理予定者との事前協議申請書

開発許可の申請をしたいので、都市計画法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき事前協議を申請します。		
平成 年 月 日		
二本松市長 三保 恵一 様		
住所（所在地）		
申請者 氏名		
（名称及び代表者氏名）		
印		
電話番号		
1 開発区域に含まれる地域の名称及び地番		
2 用途地域等	☐ 都市計画区域内・用途地域（ ） ☐ 都市計画区域外	
3 開発区域の面積	m ²	
4 予定建築物等の用途及び面積	用途	m ²
5 工事施行者の住所、氏名及び電話	電話	
6 工事予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
7 申請代理者の住所、氏名及び電話（担当者氏名）	印 （ ） 電話	
8 関係法令等		
9 備考		

公 共 施 設		
種 別	概 要 (延長、幅員、管径、面積等)	備 考
道 路		
拡 幅 道 路		
下 水 道 施 設		
公 園、緑 地 等		
調 整 池 等		
水 路		
そ の 他		

- 備考 1 概要の欄の、道路幅員は有効幅員を、面積は道路敷を含めて記載すること。
- 2 次に掲げる図書を添付すること。
- (1) 開発区域位置図 (1/25, 000以上)
 - (2) 開発区域区域図 (1/2, 500以上)
 - (3) 開発区域及び周辺の土地の公図の写し
 - (4) 土地利用計画図 (1/1, 000以上)
 - (5) 造成計画平面図及び断面図 (1/1, 000以上)
 - (6) 道路計画平面図 (1/500以上)、横断面図 (1/100以上)、縦断面図 (1/500以上)
 - (7) 給水計画平面図 (1/500以上)
 - (8) 排水計画平面図 (1/500以上)、排水施設構造図 (1/50以上)
流末水路構造図 (1/50以上)、排水先流路図 (1/500以上)
排水施設縦断面図 (1/50以上)、下水道縦断面図 (1/500以上)
 - (9) 現況図 (1/2, 500以上) 及び現況の写真
 - (10) 公園広場等計画図 (1/100以上)
 - (11) 公共施設の管理に関する図面 (1/500以上)
- 3 申請書提出部数は、正本1部、副本は対象となる公共施設数の部数とする。
- 4 添付図書提出部数は、対象となる公共施設数の部数に1部加えた数とする。

第 1 4 号様式（第 5 条関係）

公共施設管理者同意願出書

開発許可の申請をしたいので、都市計画法第 3 2 条第 1 項の規定により同意を願います。		
平成 年 月 日		
二本松市長 三保 恵一 様		
住所（所在地）		
願出人 氏名		
（名称及び代表者氏名） 印		
電話番号		
1 開発区域に含まれる地域の名称及び地番		
2 用途地域等	☐ 都市計画区域内・用途地域（ ） ☐ 都市計画区域外	
3 開発区域の面積	㎡	
4 予定建築物等の用途及び面積	用途	㎡
5 工事施行者の住所、氏名及び電話	電話	
6 工事予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
7 願出代理者の住所、氏名及び電話（担当者氏名）	（ ） 電話 印	
8 関係法令等		
9 備考		

1 0 開発行為に関係がある既存の公共施設							
種類	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅員、寸法	延長	面積			

1 1 開発行為により新たに設置する公共施設							
種類	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅員、寸法	延長	面積			

- 備考 1 摘要欄には廃止、交換の別等を記載すること。
- 2 次に掲げる図書を添付すること。ただし、事前協議申請書（第8号様式）と同時に提出する場合は添付不要とする。
- (1) 開発区域位置図（1／25，000以上）
 - (2) 開発区域区域図（1／2，500以上）
 - (3) 開発区域及び周辺の土地の公図の写し
 - (4) 土地利用計画図（1／1，000以上）
 - (5) 造成計画平面図及び断面図（1／1，000以上）
 - (6) 道路計画平面図（1／500以上）、横断面図（1／100以上）、縦断面図（1／500以上）
 - (7) 給水計画平面図（1／500以上）
 - (8) 排水計画平面図（1／500以上）、排水施設構造図（1／50以上）
流末水路構造図（1／50以上）、排水先流路図（1／500以上）
排水施設縦断面図（1／50以上）、下水道縦断面図（1／500以上）
 - (9) 現況図（1／2，500以上）及び現況の写真
 - (10) 公園広場等計画図（1／100以上）
 - (11) 公共施設の管理に関する図面（1／500以上）
- 3 申請書提出部数は、正本及び副本の各々について対象となる公共施設数の部数とする。
- 4 添付図書提出部数は、対象となる公共施設数の部数に1部加えた数とする。

第 1 5 号様式（第 5 条関係）

公共施設管理者同意書

第 号
平成 年 月 日

様

住所（所在地）
公共施設管理者 氏名
（名称及び代表者氏名） 印

平成 年 月 日付けで願い出があった、（開発区域に含まれる地域の名称） で開発許可の申請をすることについて、下記のとおり措置することを条件に同意します。

記

公共施設名	所在及び地番	措置条件等

第 1 6 号様式（第 5 条関係）

公共施設管理予定者との協議一覧表

で行う都市計画法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、同法第 3 2 条第 2 項の規定により、当該公共施設等を管理することとなる者と次のとおり協議しました。				
平成 年 月 日				
二本松市長 三保 恵一 様				
住所（所在地）				
申請者 氏名				
（名称及び代表者氏名）				
印				
電話番号				
協議事項	概要			公共施設管理予定者 （協議の相手方の課名）
	幅員・寸法	延長	面積	
道路施設				
河川及び水路施設				
公園、緑地及び広場				
排水及び下水道				
水道施設				

備考 1 公共施設管理予定者毎の協議経過書を添付すること。
2 上記協議以外にも消防施設、農業用排水施設、ため池施設等がある場合には、その内容についても記載すること。

第17号様式 (第5条関係)

公共施設管理予定者との協議経過書		
開発区域の名称		
公共施設の名称		
協議事項	協議内容	協議結果
設計		
維持管理		
土地の帰属		
費用の負担		
その他		
(協議年月日) 平成 年 月 日		
開発行為申請者	住 所 氏 名	印
公共施設管理予定者	住 所 氏 名	印

第18号様式（第6条関係）

開発行為協議書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 協議者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※収受欄	
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の地目及び面積	地目	面積 m ²
	3 予定建築物	用途	面積 m ²
	4 工事施工者の住所、氏名及び電話（FAX）	電話	FAX
	5 工事着手予定年月日	平成 年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	平成 年 月 日	
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	8 その他必要な事項		

- 備考
- ※印のある欄は記載しないこと。
 - 工事施工者の住所、氏名及び電話（FAX）の欄は事業者が決定していない場合は、その理由を記載すること。
 - その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続状況を記載すること。

第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

開発行為協議成立通知書

平成 年 月 日付けで協議のあった開発行為については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条の 2 第 1 項規定により、通知します。

なお、都市計画法第 34 条の 2 第 1 項規定により、本協議の成立をもって開発行為の許可があったものとみなします。

記

1 協議の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 予定建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

(3) 開発行為に関する設計の内容

協議書の添付図書のとおり

2 協議成立条件

（開発行為の内容）

(1) 開発行為は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（開発行為の期間）

(2) 開発行為の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（開発行為の着手）

(3) 開発行為に着手したときは、速やかに工事着手届を二本松市長に提出すること。

（開発標識の設置）

(4) 開発区域内の見やすい場所に、所定の開発標識を工事が完了するまでの間掲示しておくこと。

（防災措置等）

(5) 工事施行に当たっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。

工事施工中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。

天候その他により災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制を定め、防災に努めること。

工事施工中は、交通上又は危険防止のための必要な標識、バリケード、警戒灯等を設置すること。

(公共施設の機能保全)

- (6) 従前からある公共施設の付替工事等の施行に当たっては、仮設工事等により交通、水利、排水等の機能停止及び公害の発生を防止する場合を除き、あらかじめ、公共施設を新設してから旧施設を廃止すること。

(災害の復旧)

- (7) 工事施行に当たって災害が発生したとき及び公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに応急措置を執るとともに、二本松市長に届け出てその指示に従い、申請人の費用負担により復旧すること。

(報告及び協議)

- (8) 工事施行中、当初設計の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、その状況を遅滞なく本職に報告及び協議すること。

擁壁等の構造物の工事に当たっては、必要に応じて土質や地耐力の試験を実施し、設計条件を確認してから施行するとともに、その結果について報告すること。

(工事施行状況の記録)

- (9) 公共施設、防災措置その他の工事の当該部分の位置、構造寸法等が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真(撮影年月日及びその他必要な事項が確認できるもの)、記録等を整備し、必要に応じ提出すること。

(中間検査)

- (10) 擁壁基礎工に着手するとき及び路盤工、擁壁配筋工が完了したときは、その旨を届け出て、擁壁の基礎の状況、路盤の厚さ及び密度並びに鉄筋の組立状況等について中間検査を受けること。

(開発行為の廃止)

- (11) 開発行為に関する工事を廃止するときは廃止届を提出するとともに、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復する措置を行うこと。

また土地の形質の変更等によって、周辺の地域に交通、排水等の支障を来し、又は土砂の崩壊等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

(許可内容の変更)

- (12) この協議の内容(開発区域、用途、設計、工事施行者等)を変更するときは、都市計画法(以下「法」という。)第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による変更協議を行うこと。

(工事の完了)

- (13) 工事が完了したときは、工事施行状況の記録、出来型図等を添えて法第36条第1項の規定による完了届を提出し、検査を受けること。

(工事の手直し)

- (14) 法第36条第2項の規定による工事完了の検査の結果、工事がこの許可の内容に適合していないときは、二本松市長の指示に従い工事の手直し等その是正措置を執ること。

(建築行為等)

- (15) 建築行為等は法第37条ただし書によるものを除き、法第36条第2項の規定による検査済証交付及び同条第3項の規定による完了公告の後に行うこと。

(帰属に関する手続)

- (16) 法第40条第1項又は第2項の規定により二本松市に帰属することとなる公共施設の用に供する土地の不動産登記の嘱託を申請する際に必要な登記承諾書、印鑑証明書等の書類は、法第36条第1項の完了届と同時に又は、公共施設を管理することとなるものの検査等の確認を受けた時に、二本松市長に提出すること。

第20号様式（第7条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により、下記のとおり許可します。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 予定建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

2 許可条件

以下の条件に違反すると、許可を取り消したり罰則が適用される場合がありますので、関係法令とともに遵守してください。

（開発行為の内容）

(1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（開発行為の期間）

(2) 開発行為の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（開発行為の着手）

(3) 開発行為に着手したときは、速やかに工事着手届を二本松市長に提出すること。また、当該許可のあった日から1年間工事が未着手の場合又はこれと同様な状態にあると認められる場合には許可を取り消すことがあること。

（開発標識の設置）

(4) 開発区域内の見やすい場所に、所定の開発標識を工事が完了するまでの間掲示しておくこと。（防災措置等）

(5) 工事施行に当たっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。

工事施工中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。

工事中における雨水、地表水の排出及び土砂の流出、がけくずれについては、周辺に被害が生じないように措置するとともに、地区内を巡回する等警備体制を定め、防災に努めること。

工事施工中は、交通上又は危険防止のための必要な標識、バリケード、警戒灯並びに、必要に応じ夜間照明を行い、事故防止に努めること。

（公共施設の機能保全）

(6) 従前からある公共施設の付替工事等の施行に当たっては、仮設工事等により交通、水利、排水等の機能停止及び公害の発生を防止する場合を除き、あらかじめ、公共施設を新設してから旧施

設を廃止すること。

(災害の復旧)

- (7) 工事施行に当たって災害が発生したとき及び公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに応急措置を執るとともに、二本松市長に届け出てその指示に従い、申請人の費用負担により復旧すること。

(報告及び協議)

- (8) 工事施行中、当初設計の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、その状況を遅滞なく本職に報告及び協議すること。

擁壁等の構造物の工事に当たっては、必要に応じて土質や地耐力の試験を実施し、設計条件を確認してから施行するとともに、その結果について報告すること。

(工事施行状況の記録)

- (9) 公共施設、防災措置その他の工事の当該部分の位置、構造寸法等が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真(撮影年月日及びその他必要な事項が確認できるもの)、記録等を整備し、必要に応じ提出すること。

(中間検査)

- (10) 擁壁基礎工に着手するとき及び路盤工、擁壁配筋工が完了したときは、その旨を届け出て、擁壁の基礎の状況、路盤の厚さ及び密度並びに鉄筋の組立状況等について中間検査を受けること。

(開発行為の廃止)

- (11) 開発行為に関する工事を廃止するときは廃止届を提出するとともに、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復する措置を行うこと。

また土地の形質の変更等によって、周辺の地域に交通、排水等の支障を来し、又は土砂の崩壊等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

(許可内容の変更)

- (12) この許可の内容(開発区域、用途、設計、工事施行者等)を変更するときは、都市計画法(以下「法」という。)第35条の2の規定による変更許可等必要な手続を行うこと。

(工事の完了)

- (13) 工事が完了したときは、工事施行状況の記録、工事完了図、出来高管理図等を添えて法第36条第1項の規定による完了届を提出し、検査を受けること。

(工事の手直し)

- (14) 法第36条第2項の規定による工事完了の検査の結果、工事がこの許可の内容に適合していないときは、二本松市長の指示に従い工事の手直し等その是正措置を執ること。

(建築行為等)

- (15) 建築行為等は法第37条ただし書によるものを除き、法第36条第2項の規定による検査済証交付及び同条第3項の規定による完了公告の後に行うこと。

(帰属に関する手続)

- (16) 法第40条第1項又は第2項の規定により二本松市に帰属することとなる公共施設の用に供する土地の不動産登記の嘱託を申請する際に必要な登記承諾書、印鑑証明書等の書類は、法第36条第1項の完了届と同時に又は、公共施設を管理することとなるものの検査等の確認を受けた時に、二本松市長に提出すること。

(その他)

- (17) 開発行為の施行にあたり、関係法令等を遵守するとともに、工事の施行に当たって疑義を生じたときは二本松市長の指示を受け、これに従うこと。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として(訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。)、提起することができます(なおその期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは審査請求に対する採決を経ないで提起することができます。

(1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても採決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 2 1 号様式（第 7 条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定による許可はできません。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可できない内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 予定建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

(3) 許可できない理由

--

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、提起することができます（なおその期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 上記 2 の処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは審査請求に対する採決を経ないで提起することができます。
 - 審査請求のあった日から 3 か月を経過しても採決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第22号様式 (第8条関係)

工事着手届出書

都市計画法に基づく開発行為について、工事着手しましたので届け出ます。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 届出者 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話番号		※収受欄
1 開発許可番号	平成 年 月 日 都計第 号	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 工事着手年月日	平成 年 月 日	
4 工事完了予定年月日	平成 年 月 日	
5 工事施行者の住所、氏名及び電話（FAX）	電話 FAX	
6 現場管理者の住所、氏名及び電話（FAX）	電話 FAX	
7 届出代理人の住所、氏名及び電話（FAX）	電話 FAX 印	

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 工事工程表を添付すること。

第 2 3 号様式その 1（第 9 条関係）

← 4 0 cm 以上 →	
開 発 標 識 許可番号 平成 年 月 日 第 号	
工事予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
開発区域に含まれる 地域の名称	
開発区域の面積	m ²
許可を受けた者の住所、 氏名及び電話	
工事施行者の住所、 氏名及び電話	
工事現場管理者の氏 名及び電話	
許可権者	二本松市長 三保 恵一

↑
3
0
cm
以
上
↓

↑
1 m 以上
↓



第 2 4 号様式（第 1 0 条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第 3 5 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※手数料欄	
		※収受欄	
開発許可番号		平成 年 月 日 都計第 号	
変更行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の地目及び面積	地目	面積 m ²
	3 予定建築物	用途	面積 m ²
	4 工事施工者の住所、氏名及び電話（F A X）	電話	F A X
	5 工事着手予定年月日	平成 年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	平成 年 月 日	
	7 自己の居住、自己の業務の用、その他の別	自己用（居住・業務）	その他（ ）
	8 変更の理由		
	9 その他必要な事項		
申請代理人の住所、氏名及び電話（F A X）		電話	F A X 印

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続状況を記載すること。
- 3 前回までの許可指令書を写し、変更前後対照表及び工事の施行状況を記載した図書を添付すること。
- 4 変更に伴いその内容が変更されるもの及び新たに提出しなければならない図書及び変更理由書を添付すること。

第25号様式（第10条、第12条関係）

変更前後対照表

1 開発区域の変更

	変更前	変更後	変更する理由
地域の名称			
面積	m ²	m ²	

2 設計内容の変更

変更前の設計内容	変更後の設計内容	変更する理由	図面番号及び図面内の 変更箇所番号

第26号様式（第10条関係）

二本松市指令 都計第 号

(令達先) 住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

変更前	二本松市	m ²
変更後	二本松市	m ²

(2) 予定建築物等の用途及び面積

変更前		m ²
変更後		m ²

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 工事施行者住所氏名

変更前	
変更後	

2 許可条件

以下の条件に違反すると、許可を取り消したり罰則が適用される場合がありますので、関係法令とともに遵守してください。

- (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
(2) 開発行為の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
(3) その他は、平成 年 月 日付け二本松市指令 都計第 号のとおりとする。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、提起することができます（なおその期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは審査請求に対する採決を経ないで提起することができます。
 - (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても採決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第27号様式（第10条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可はできません。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可できない内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

変更前	二本松市	m ²
変更後	二本松市	m ²

(2) 予定建築物等の用途及び面積

変更前		m ²
変更後		m ²

(3) 工事施行者住所氏名

変更前	
変更後	

(4) 許可できない理由

--

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から

起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、提起することができます（なおその期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは審査請求に対する採決を経ないで提起することができます。

(1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても採決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 28 号様式（第 11 条関係）

開発行為変更届出書

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定に基づき、開発行為に関する工事を変更しましたので届け出ます。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 届出者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号				※収受欄	
開発許可番号		平成 年 月 日		都計第 号	
変更行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称				
	2 地目及び面積	地目		面積	m ²
	3 予定建築物	用途		面積	m ²
	4 変更の事項	(1) 予定建築物等の敷地の形状の変更 (2) 工事施行者の変更 (3) 工事の着手又は完了予定年月日の変更			
	5 変更内容	変更前			
		変更後			
6 変更の理由					
届出代理人の住所、氏名及び電話（FAX）		電話		FAX 印	

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 前回までの許可指令書の写しを添付すること。
 3 予定建築物等の敷地の形状の変更の場合は新旧対象図を添付すること。

第 29 号様式（第 12 条関係）

開発行為変更協議書

都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の協議をします。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 協議者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※収受欄
開発行為協議成立通知番号		平成 年 月 日 都計第 号
変更行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の地目及び面積	地目 面積 m ²
	3 予定建築物	用途 面積 m ²
	4 工事施工者の住所、氏名及び電話（FAX）	電話 FAX
	5 工事着手予定年月日	平成 年 月 日
	6 工事完了予定年月日	平成 年 月 日
	7 自己の居住、自己の業務の用、その他の別	自己用（居住・業務） その他
	8 変更の理由	
	9 その他必要な事項	

- 備考
- ※印のある欄は記載しないこと。
 - その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続状況を記載すること。
 - 前回までの開発行為協議成立通知書の写し、変更前後対照表及び工事の施行状況を記載した図書を添付すること。
 - 変更に伴いその内容が変更されるもの及び新たに提出しなければならない図書を添付すること。

第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

開発行為変更協議成立通知書

平成 年 月 日付けで変更協議のあった開発行為については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項規定により、通知します。

なお、都市計画法第34条の2第1項規定により、本協議の成立をもって開発行為の変更許可があったものとみなします。

記

1 協議の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

変更前	m ²
変更後	

(2) 予定建築物等の用途及び面積

変更前	m ²
変更後	

(3) 開発行為に関する設計の内容

協議書の添付図書のとおり

(4) 工事施行者住所氏名

変更前
変更後

2 協議成立条件

- (1) 開発行為は、変更協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 開発行為の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- (3) その他は、平成 年 月 日付け 都計第 号の開発行為協議成立通知書の通りとする。

第 3 1 号様式（第 1 3 条関係）

開発行為に関する工事の施行状況報告書

都市計画法に基づく開発行為について、次の工程に達したのでその施行状況等を報告します。お		※収受欄
平成 年 月 日		
二本松市長 三保 恵一 様		
住所（所在地）		
報告者 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話番号		
1 開発許可番号	平成 年 月 日	都計第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 報告書一連番号		
4 工事の種類	1 擁壁工事（高さが 3 メートルを超えるものに限る。） 2 盛土工事 3 排水施設工事 4 道路工事 5 貯水施設、調整池等工事 6 その他市長が指定する工事	
5 工事の位置又は名称		
6 工事の施工期間		
7 施行状況		
8 申請代理人の住所、氏名及び電話（F A X）	電話	F A X 印

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 状況を把握するのに必要な図書を添付すること。

第 3 2 号様式（第 1 3 条関係）

災害等発生届

都市計画法に基づく開発行為について、次のとおり災害等が発生しましたので届け出ます。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 届出者 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話番号 印		※収受欄
1 開発許可番号	平成 年 月 日 都計第 号	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 発生した事項		
4 発生した位置		
5 災害等の状況		
6 応急措置等の状況		
7 届出代理人の住所、氏名及び電話（F A X）	電話 F A X	印

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 現況図（発生位置表示）、現況写真及び状況を把握するのに必要な図書を添付すること。

第 3 3 号様式（第 1 3 条関係）

予想外地盤報告書

都市計画法に基づく開発行為について、次のとおり予想外地盤に遭遇したので報告します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 届出者 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話番号 印		※収受欄
1 開発許可番号	平成 年 月 日 都計第 号	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 遭遇した地盤の位置		
4 当初に想定した地盤の性状		
5 遭遇した地盤の性状等		
6 対応方針等		
7 報告代理人の住所、氏名及び電話（FAX）	電話 FAX	印

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 現況図（遭遇位置表示）、現況写真及び状況を把握するのに必要な図書を添付すること。

第 3 4 号様式（第 1 5 条関係）

工事完了公告前建築等承認申請書

都市計画法第 3 7 条第 1 号の規定により、開発行為に関する工事の完了公告前の建築等の承認を申請します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話番号 印		※収受欄	
開発許可の概要	1 許可を受けた者の住所及び氏名		
	2 開発許可番号	平成 年 月 日	都計第 号
	3 開発区域に含まれる地域の名称		
建築物等の概要	4 建築確認済証交付年月日及び番号	平成 年 月 日	第 号
	5 建築しようとする土地の所在及び面積	所在	面積 m ²
	6 建築物等の構造及び規模	構造	面積 m ²
	7 建築物等の用途		
申請の理由			
申請代理人の住所、氏名及び電話（FAX）		電話 FAX 印	

- 備考
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 次に掲げる図書を添付すること。
 - (1) 許可指令書の写し
 - (2) 開発区域位置図
 - (3) 土地利用計画図（申請箇所明示）
 - (4) 敷地の土地の公図の写し及び土地の登記事項証明書
 - (5) 建物配置図 (6) 予定建物の平面図及び立面図
 - (7) 現況図及び現況写真
 - (8) 建築確認済証の写し
 - (9) 工事の工程表
 - (10) 確約書（開発行為の工事完了期日、工事完了検査が終了するまで営業等を開始しない旨等を記載した文書）
 - (11) 防災計画書

第35号様式（第15条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった工事完了公告前建築等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 承認の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

2 承認条件

- (1) 建築等は、申請書及び添付図書の内容に従って行なうこと。
- (2) 承認を受けた土地の見やすい場所に当該承認内容を表示した標識（第37号様式）を、当該承認に係る建築等に着手するときから開発行為が完了するまでの間、掲示しておくこと。
- (3) 当該建築物は、開発行為の工事完了公告が行なわれるまで使用しないこと。
- (4) 建築等を中止又は廃止したときは、遅滞なく二本松市長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。

（教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第36号様式（第15条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった工事完了公告前建築等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第1項の規定による承認はできません。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 承認の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

(3) 承認できない理由

--

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

←		4 0 cm以上		→	
		建 築 標 識		↑	
許可番号	平成	年	月	日	都計第 号
建築予定期間	平成	年	月	日から平成	年 月 日まで
建築に係る土地の所在地番					
建築に係る土地の面積	m ²				
許可を受けた者の住所、氏名及び電話					
工事施行者の住所、氏名及び電話					
建築物等の用途					
許可権者	二本松市長 三保 恵一				
				↑ 1 m以上	
				↓	

第 38 号様式（第 17 条関係）

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、 〔建築物 第一種特定工作物〕 の 〔新築 改築 用途の変更 新設〕 の許可を申請します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※手数料欄 ※収受欄
1 開発許可番号	平成 年 月 日	都計第 号
2 工事完了公告年月日	平成 年 月 日	
3 許可申請に係る土地の所在		
4 許可申請に係る土地の地目及び面積	地目	面積 m ²
5 許可を受けようとする予定建築物等	用途	面積 m ²
6 許可を受けた際の建築物の用途		
7 建築等着手予定年月日	平成 年 月 日	
8 建築等完了予定年月日	平成 年 月 日	
9 申請代理人の住所、氏名及び電話（FAX）	電話	FAX 印

- 備考
- ※印のある欄は記載しないこと。
 - 建築物の用途の欄は、住宅、事務所、店舗、工場等具体的に記載すること。
 - 次に掲げる図書を添付すること。
 - 許可指令書の写し
 - 開発区域位置図
 - 開発区域区域図
 - 土地利用計画図
 - 現況図及び現況写真
 - 予定建築物の配置図、平面図及び立面図
 - 建築しなければならない理由書

第39号様式（第17条関係）

二本松市指令 都計第 号

(令達先) 住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった予定建築物等以外の建築等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

2 許可条件

- 建築物等は、申請書及び添付図書の内容に従って行なうこと。
 - 許可行為の期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
 - 許可を受けた土地の見やすい場所に当該許可内容を表示した標識（第18号様式）を、当該許可に係る建築等に着手するときから完了するまでの間、掲示しておくこと。
 - 許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく二本松市長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。
(教示)
- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、提起することができます（なおその期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
 - 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは審査請求に対する採決を経ないで提起することができます。
 - 審査請求のあった日から3か月を経過しても採決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第40号様式（第17条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった予定建築物等以外の建築等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第1項ただし書の規定による許可はできません。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可できない内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

(3) 許可できない理由

--

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、提起することができます（なおその期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは審査請求に対する採決を経ないで提起することができます。
 - 審査請求のあった日から3か月を経過しても採決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 4 1 号様式（第 1 8 条関係）

予定建築物等以外の建築等協議書

都市計画法第 4 2 条第 2 項の規定により、 〔建築物 第一種特定工作物〕 の 〔新築 改築 用途の変更 新設〕 の協議をします。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※収受欄
1 開発行為協議成立通知番号	平成 年 月 日	都計第 号
2 工事完了公告年月日	平成 年 月 日	
3 協議に係る土地の所在		
4 協議に係る土地の地目及び面積	地目	面積 m ²
5 協議をしようとする予定建築物等	用途	面積 m ²
6 協議が成立した際の建築物の用途		
7 建築等着手予定年月日	平成 年 月 日	
8 建築等完了予定年月日	平成 年 月 日	

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 建築物の用途の欄は、住宅、事務所、店舗、工場等具体的に記載すること。
 3 次に掲げる図書を添付すること。
 (1) 開発行為協議成立通知書の写し
 (2) 開発区域位置図
 (3) 開発区域区域図
 (4) 土地利用計画図
 (5) 現況図又は現況写真
 (6) 予定建築物の平面図及び立面図
 (7) 建築しなければならない理由書

第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

予定建築物等以外の建築等協議成立通知書

平成 年 月 日付けで協議のあった予定建築物等以外の建築等については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 2 条第 2 項の規定により、通知します。

なお、都市計画法第 4 2 条第 2 項規定により、本協議の成立をもって予定建築物等以外の建築等の許可があったものとみなします。

記

1 協議の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

2 協議成立条件

- (1) 建築等は、申請書及び添付図書の内容に従って行なうこと。
- (2) 建築等の期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- (3) 建築等を行う土地の見やすい場所に当該建築等の内容を表示した標識（第 1 8 号様式）を、当該建築等に着手するときから完了するまでの間、掲示しておくこと。
- (4) 許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく二本松市長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。

第43号様式（第19条関係）

地位の承継届出書

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継したので届け 出ます。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 届出者 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話番号 印		※収受欄
開発許可の概要	1 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	2 開発許可番号	平成 年 月 日 都計第 号
	3 開発区域に含まれる地域の名称	
4 被承継人の住所及び氏名		
5 承継年月日		平成 年 月 日
6 承継の理由		
7 届出代理人の住所、氏名及び電話（FAX）		印 電話 FAX

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 許可指令書の写し及び土地の登記事項証明書（被承継人が法人のときは、承継したことを証する書類）

第44号様式（第20条関係）

地位の承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により、地位の承継の承認を申請します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※手数料欄
		※収受欄
1 開発許可番号	平成 年 月 日 都計第 号	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 被承継人の住所及び氏名		
4 土地の所有権等を取 得した日	平成 年 月 日	
5 承継の理由		
6 工事施行者の住所、 氏名及び電話（FAX）	電話 FAX 印	
7 申請代理人の住所、 氏名及び電話（FAX）	電話 FAX 印	

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 次に掲げる図書を添付すること。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 土地売買契約書等所有権その他工事施行に関する権原を承継したことを証する書類
- (3) 法人の登記事項証明書、定款等
- (4) 資力信用調書
- (5) 事業経歴書
- (6) 納税証明書（固定資産税並びに法人にあっては法人税、事業所税及び法人市民税、個人にあっては所得税及び市県民税に係るもの）
- (7) 工事能力調書
- (8) 土地の登記事項証明書（地位の承継に関するもの）

第45号様式（第20条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった地位の承継については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第45条の規定により、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 承認の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 承継者及び被承継者の住所、氏名

被承継者	
承継者	

2 承認条件

開発行為は、平成 年 月 日付け二本松市指令 都計第 号の許可内容に従って行なうこと。

（教示）

- 1 この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第46号様式（第20条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった地位の承継については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第45条の規定による承認はできません。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 承認の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 承継者及び被承継者の住所、氏名

被承継者	
承継者	

(3) 承認できない理由

--

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第47号様式（第21条関係）

開発登録簿				受付台帳番号			
開発許可番号		平成 年 月 日		都計第 号			
開発許可を受けた者の住所及び氏名		地位の承継	承継日		平成 年 月 日		
			承認番号		都計第 号		
			承継人の住所及び氏名				
工事施行者の住所及び氏名							
開発区域	地域の名称及び面積	m ²	公共施設	種類、位置、区域、面積等		m ²	
	用途						
法第41条第1項の制限内容							
予定建築物の用途 (用途地域内は除く。)							
法第37条第1号の建築等の承認		承認年月日	平成 年 月 日	建築物の用途及び面積	m ²		
		承認番号	都計第 号				
許可申請年月日		平成 年 月 日	工事着手年月日		平成 年 月 日		
工事完了届出日		平成 年 月 日	完了検査年月日		平成 年 月 日		
検査済証交付年月日及び番号		平成 年 月 日 都計第 号	完了公告年月日及び番号		平成 年 月 日 都計第 号		
変更許可又は変更届		平成 年 月 日 都計第 号	平成 年 月 日 都計第 号		平成 年 月 日 都計第 号		
法第42条第1項ただし書きの建築等の許可		許可番号	平成 年 月 日 都計第 号				
		許可を受けた者の住所・氏名					
		土地の所在及び面積	面積 m ²				
		建築物の用途及び面積	面積 m ² 新築・改築・用途の変更・新設				
法第42条第2項の国等との協議		協議者名	新築・改築・用途の変更・新設				
		協議内容					
大規模開発に係る事務処理経過		基本計画	受付	平成 年 月 日	事前審査	受付	平成 年 月 日
			回答	平成 年 月 日		回答	平成 年 月 日
設計者の住所及び氏名				法第81条の監督処分			
備考	法32条（同意書交付）平成 年 月 日						

法第42条第1項ただし書きの建築等の許可		
1	許可番号	平成 年 月 日 都計第 号
	許可を受けた者の住所・氏名	
	土地の所在及び面積	面積 m ²
	建築物の用途等	新築・改築・用途の変更・新設
	建築面積 m ² 階数 階 : 延床面積 m ² : 建築物の高さ m : 外壁の後退距離 m	
2	許可番号	平成 年 月 日 都計第 号
	許可を受けた者の住所・氏名	
	土地の所在及び面積	面積 m ²
	建築物の用途等	新築・改築・用途の変更・新設
	建築面積 m ² 階数 階 : 延床面積 m ² : 建築物の高さ m : 外壁の後退距離 m	
3	許可番号	平成 年 月 日 都計第 号
	許可を受けた者の住所・氏名	
	土地の所在及び面積	面積 m ²
	建築物の用途等	新築・改築・用途の変更・新設
	建築面積 m ² 階数 階 : 延床面積 m ² : 建築物の高さ m : 外壁の後退距離 m	
4	許可番号	平成 年 月 日 都計第 号
	許可を受けた者の住所・氏名	
	土地の所在及び面積	面積 m ²
	建築物の用途等	新築・改築・用途の変更・新設
	建築面積 m ² 階数 階 : 延床面積 m ² : 建築物の高さ m : 外壁の後退距離 m	
5	許可番号	平成 年 月 日 都計第 号
	許可を受けた者の住所・氏名	
	土地の所在及び面積	面積 m ²
	建築物の用途等	新築・改築・用途の変更・新設
	建築面積 m ² 階数 階 : 延床面積 m ² : 建築物の高さ m : 外壁の後退距離 m	
備考		

- ※1 土地利用計画図を綴り込む（閲覧・写しの交付対象）
- ※2 許可指令書、検査済証、設計説明書、位置図、区域図、公図の写しを綴り込む（閲覧・写しの交付対象外）
- ※3 窓口に備え付け、公衆の閲覧に供する※1のみ（永年保存）

第48号様式（第21条関係）

開発登録簿の写しの交付請求書

都市計画法第４７条第５項の規定により、開発登録簿の写しの交付を請求 します。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 請求者 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話番号 印		※手数料欄
		※収受欄
１　開発許可番号	平成 年 月 日 第 号	
２　開発許可を受けた者の住所、氏名		
３　請求枚数	枚	

※ 交付年月日	平成 年 月 日
※ 交付枚数	枚
※ 照合者	

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

第49号様式（第22条関係）

確約書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

私は、都市計画法第53条第1項の規定による許可を受け、次の都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行地区内に建築物を建築しますが、許可後は下記事項を遵守することを確約いたします。

1 建築物の所在及び地番

2 都市計画施設又は市街地開発事業の名称

3 遵守事項

- (1) 都市計画法第54条の規定どおり、容易に移転若しくは、除去できるように常に建築物を維持管理いたします。
- (2) 都市計画事業施行の際には、移転等に協力するとともに行政庁の指示に従います。
- (3) 土地及び建物の所有権等を第三者に譲渡する際は、譲受人に対し本確約書を提出してあることを通知するとともに、確約事項を継承します。

第50号様式（第22条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった建築等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可の内容

- (1) 都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称

--

- (2) 建築物の敷地の所在及び地番

--

- (3) 建築物の構造

--

- (4) 新築、増築、改築又は移転の別

--

- (5) 敷地面積

--

2 許可条件

- (1) 都市計画法第54条の規定どおり、容易に移転若しくは、除去できるように常に建築物を維持管理すること。
- (2) 都市計画事業施行の際には、移転等に協力するとともに行政庁の指示に従うこと。
- (3) 土地及び建物の所有権等を第三者に譲渡する際は、譲受人に対し許可の内容及び許可条件を継承すること。
- （教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 5 1 号様式（第 2 2 条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった建築等については、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 3 条第 1 項の規定による許可はできません。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 許可できない内容

(1) 都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称

--

(2) 建築物の敷地の所在及び地番

--

(3) 建築物の構造

--

(4) 新築、増築、改築又は移転の別

--

(5) 敷地面積

--

(6) 許可できない理由

--

（教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表するものは、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 6 0 号様式（第 2 8 条関係）

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 6 条の 2 第 1 項（同法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認を申請したいので、都市計画法施行規則第 6 0 条の規定により、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。				
平成 年 月 日				
二本松市長 三保 恵一 様				
住所（所在地）				
申請者 氏名				
（名称及び代表者氏名）				
印				
電話番号				
1 建築（建設）敷地の所在、地番、地目及び面積	地目 面積 m ²			
2 都市計画法該当条文	☐ 第 2 9 条 ☐ 第 3 5 条の 2 ☐ 第 4 1 条 ☐ 第 4 2 条 ☐ 第 4 3 条 ☐ 第 5 3 条 ☐ 第 3 7 条			
3 区域	☐ 都市計画区域内 ☐ 都市計画区域外	用途地域等		
4 開発許可番号	平成 年 月 日 都計第 号			
5 都市計画法第 4 1 条による制限の内容				
6 建築（建設）計画の概要	開 発 行 為	☐ 有 ☐ 無 (m ²)		
	用 途		敷 地 面 積	m ²
	工 事 の 種 別		建 築 (建 設) 面 積	m ²
	そ の 他			
※ 上記の建築計画については、都市計画法の規定に適合することを証明します。				
都計第 号				
平成 年 月 日				
二本松市長 三保 恵一				

備考 1 建築確認申請書の写し及び都市計画法の規定に適合していることを表する書類及び開発行為又は建築等の内容が分かる書類を添付すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

公共施設の用に供する土地の帰属（寄附）申出書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

都市計画法第40条第2項の規定により開発行為（平成 年 月 日二本松市指令
都計第 号）に関する下記の用地及び施設を帰属（寄附）したいので申出ます。

記

物件の表示

用 途

所 在

地 番

地 目

地 積

※ 添付書類 登記嘱託書、登記原因証明情報兼登記承諾書、印鑑登録証明書
土地の登記事項証明書、開発区域位置図、土地の公図の写し
地積測量図、土地所在図、工事完了図（出来高図）、土地境界立会確認書
確約書（参考様式3）、協定書（参考様式）

別記様式第 4

(法第 3 6 条第 3 項の公告の日の翌日前における土地の表示の登記)

登 記 嘱 託 書

登記の目的 土地の表示の登記

所有者 二本松市

添附書類 嘱託所副本
地積測量図
土地所在図

平成 年 月 日

嘱託者 二本松市長 三保 恵一

福島地方法務局二本松出張所 御中

(別紙 1)

土地の表示	所在	二本松市〇〇〇〇〇		
	地番	地目	地積㎡	登記原因及びその日付

別記様式第5

(法第36条第3項の公告の日の翌日前における土地の所有権保存の登記)

登 記 嘱 託 書

登記の目的	所有権保存		
所有者	二本松市		
嘱託条項	不動産登記法第百条一号		
添附書類	嘱託書副本		
平成	年	月	日
嘱託者	二本松市長	三保	恵一
福島地方法務局二本松出張所 御中			
登録免許税	登録免許税法第四条第一項		
土地の表示			
所 在	二本松市〇〇〇〇〇		
地 番	〇〇〇〇〇番		
地 目	〇〇		
地 積	〇〇〇〇〇平方メートル		

別記様式第6

(徒前の公共施設の用に供していた土地の帰属による所有権移転の登記)

登 記	嘱 託 書
登記の目的	所有権移転
登記原因	平成 年 月 日都市計画法第四十条 第一項の規定による帰属
権利者	〇〇市〇〇町〇〇番 氏名
義務者	二本松市
添附書類	嘱託書副本 住所証明書
平成 年 月 日	
嘱託者	二本松市長 三保 恵一
福島地方法務局二本松出張所 御中	
不動産価格	金〇〇〇〇〇円
登録免許税	金〇〇〇〇〇円
土地の表示	
所 在	二本松市〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇〇番
地 目	〇〇
地 積	〇〇〇〇〇平方メートル

別記様式第7

(徒前の公共施設に代えて新たに設置された公共施設の用に供する土地の帰属による所有権移転の登記)

登	記	嘱	託	書
登記の目的	所有権移転			
登記原因	平成 年 月 日都市計画法第四十条 第一項の規定による帰属			
権利者	二本松市			
義務者	〇〇市〇〇町〇〇番 氏名			
添附書類	嘱託書副本 登記承諾書（印鑑証明書付）			
平成 年 月 日				
嘱託者	二本松市長 三保 恵一			
福島地方法務局二本松出張所 御中				
登録免許税	登録免許税法第四条第一項			
土地の表示				
所 在	二本松市〇〇〇〇〇			
地 番	〇〇〇〇〇番			
地 目	〇〇			
地 積	〇〇〇〇〇平方メートル			

別記様式第8

(新たに設置された公共施設の用に供する土地の帰属による所有権移転の登記)

登 記	嘱 託 書
登記の目的	所有権移転
登記の原因	平成 年 月 日都市計画法第四十条 第二項の規定による帰属
権利者	二本松市
義務者	〇〇市〇〇町〇〇番 氏名
添附書類	嘱託書副本 登記承諾書（印鑑証明書付）
平成 年 月 日	
嘱託者	二本松市長 三保 恵一
福島地方法務局二本松出張所 御中	
登録免許税	登録免許税法第四条第一項
土地の表示	
所 在	二本松市〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇〇番
地 目	〇〇
地 積	〇〇〇〇〇平方メートル

別添 1

都市計画法に基づく公共施設の用に供する土地の帰属に係る不動産嘱託書様式について

(注)

- 一 嘱託書にあらかじめ印刷された不動文字のうち、不要の文字を削除するには、単に縦線で削除するのみで足り、不動産登記法第77条第3項の規定による手続きを要しない。
- 二 嘱託年月日は、「算用数字」又は、「一、二、三、」のいずれかの文字によって記載しても差し支えなく、必ずしも「壺、式、参、拾」の文字を用いることを要しない。
- 三 添附書類の表示は、添附した書類を概括的に、たとえば、会社等の法人の代表者の資格を証する会社登記簿謄（抄）本、資格証明書、委任状等は「代表権限証書」と、所有者の住所を証する住民票抄本等は「住所証明書」と記載すれば足りる。
なお、添附書類の通数を記載することを要しない。
- 四 不動産登記法施行細則第44条の8第2項の規定による登記は、嘱託者の添附書類の項の当該添附書類の表示の下部に、前件に添附したものを援用する場合は「前件添附」と、後件に添附したものを援用する場合には「後件添附」と記載する。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

土地所有者

住所

氏名 印

住所

氏名 印

住所

氏名 印

土地境界立会確認書

の施行に係る開発行為によって整備された（道路・水路、公園等）
の下記記載の土地が、二本松市に帰属予定であることから、その土地の境界について、私共が現場で
立ち合いのうえ、確認しました。

記

1 対象地

所在	地番	地目	地籍
二本松市			

2 対象地に対する隣接地

所在	地番	地目	土地所有者	摘要
二本松市				

3 立会年月日 平成 年 月 日

登記原因証明情報兼登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 二本松市

義務者(乙) 二本松市〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

(2) 不動産の表示 末尾記載のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 平成 年 月 日に、都市計画法第40条第2項に基づき乙から甲に帰属

(2) よって本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記承諾

乙は、上記に基づき甲が所有権移転の登記を行うことについて、異議なく承諾します。

平成 年 月 日

(乙) 住所

氏名

実印

不動産の表示

所在	地番	地目	地籍 (㎡)		摘要
二本松市					

参考様式 1

委 任 状

住所（所在地）
代理人 氏名
（名称及び代表者氏名）
電話番号

印

私は、都合により、上記の者を代理人と定め、下記のことについて、都市計画法の規定に基づく許可申請その他これに関する一切の権限を委任します。

記

1 開発区域の名称 二本松市

2 開発区域の面積 m^2

3 建築物の用途

平成 年 月 日

住所（所在地）
委任者 氏名
（名称及び代表者氏名）
電話番号

印

参考様式2

確約書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）
開発行為者 氏名
（名称及び代表者氏名） 印
電話番号

住所（所在地）
工事施行者 氏名
（名称及び代表者氏名） 印
電話番号

住所（所在地）
現場責任者 氏名
（名称及び代表者氏名） 印
電話番号

私が、二本松市 に建設する 工事につきましては、
開発行為による工事を完成し、工事完了検査後に検査済証を受領するまで、建物を使用しないことを
誓約いたします。

なお、建物の使用開始の予定日は、平成 年 月 日ごろといたしますが、工事又は
検査による手直し等で使用開始予定日を経過した場合にも、所定の手続きが終了するまで建物を使用
しないことをあわせて確約いたします。

参考様式 3

防災計画書

1 事前調査

- ① 気象
- ② 地形
- ③ 地質
- ④ 周辺環境

2 工程計画

3 防災計画平面図

4 工事施工中の濁水流出防止対策

- ① 湧水の影響度の測定・点検
- ② 濁水流出防止施設
 - (1) 工事施工中の仮の防災調整池等
 - (2) 沈砂池
- ③ 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）
- ④ 仮排水工

5 崖や斜面地の崩壊を防止する措置

- ① 法面保護工
- ② その他の措置

6 工事施工中の騒音・振動等の対策

- ① 建設機械等の騒音・振動対策
- ② 水質汚濁対策
- ③ 塵埃対策
- ④ 交通問題対策

7 防災体制の確立

- ① ハード面
 - (1) 必要な資材の必要な箇所への配置計画
 - (2) 必要な資材の点検・補給等の計画
- ② ソフト面
 - (1) 組織の確立（点検体制、情報収集体制、出動体制、災害復旧体制、連絡体制等）
 - (2) 防災責任の設置
 - (3) 市が定める防災体制との連携

8 その他、造成の規模や地盤の性質に鑑み、開発行為と建築行為を同時に施工しても開発区域及びその周辺の安全性に支障をきたさない理由

9 その他、工事実施に際しての留意事項

防災計画書作成要領

作成にあたっては、「宅地防災マニュアルの解説Ⅰ、Ⅱ（編集防災研究会）」を参考にして下さい。
また、算定根拠となる計算書等を添付して下さい。

1 事前調査

- ① 気象は、年間降雨量、集中豪雨の実績、年間降雨パターン等の調査内容を記入して下さい。
- ② 地形は、水系、集水面積、地すべり地形、崩壊跡地等の調査内容を記入して下さい。
- ③ 地質は、断層、崖すい、軟弱地盤、湧水、地下水、地層の傾斜等の調査内容を記入して下さい。
- ④ 周辺環境は、民家、井戸水、河川、道路等の調査内容を記入して下さい。

2 工程計画

工程計画は、工事量、工種及びその内容等を十分把握したうえ、梅雨末期の集中豪雨や秋の台風時期における降雨、冬の乾燥期における山火事の発生など、施工時期を考慮して災害発生防止について十分配慮した計画として下さい。

なお、工程計画書の工種の例としては、以下のものがあります。

「準備工」、「水路等改修」、「調整池等工事」、「暗渠排水・軟弱地盤処理」、「伐開・抜根」、「整地工事」、「進入路・主要道路等の路形築造」、「防災対策工」、「排水工事」、「街築・舗装」、「のり面等植栽工」、「仕上げ工事」

3 防災計画平面図

工事施工中の防災措置を示した防災計画平面図を作成して下さい。

4 工事施工中の濁水流出防止対策

工事施工中における土砂、濁水流出が周辺に影響を及ぼす恐れがある場合は、地形、土質、施工時期等を考慮した適切な防止施設を施すことを記入して下さい。

① 湧水の影響度の測定・点検

必要に応じて、工事着手前にあらかじめ水質や濁度を測定しておくとともに、工事施工中においても汚濁水の影響度の測定・点検を行うこと等を記載して下さい。

なお、濁水が認められたときの早急な対策等についても記載して下さい。

② 濁水流出防止施設

工事施工中の仮の防災調整池等や沈砂池などの濁水流出防止施設の設置について記入して下さい。

(1) 工事施工中の仮の防災調整池等

工事施工中の排水を放流する開発事業区域周辺に、人家や重要施設等がある場合には仮の防災調整池等の種類・規格・構造等の決定根拠を記入して下さい。

なお、仮の防災調整池を設置する場合、以下の項目について詳しく記入して下さい。

「計画雨量」、「土砂の流出抑制対策」、「容量等」、「構造等」、「汚濁軽減措置」

(2) 沈砂池

集水面積が極めて小さい場合に対応するのが一般的となるが、設置する場合は採用根拠等を記入して下さい。

なお、構造は原則として埋込式で堅固なもので、土砂の搬出のために底部まで自動車の乗り入れが出来る構造として、この構造であることを記入して下さい。

③ 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

工事施工中の仮の防災調整池等の施設を設置するほどでもない場合、あるいは設置が不可能な場合に用いられるが、この施設を用いた理由等を記入して下さい。

なお、簡易な土砂流出防止工の例としては、以下のものがあります。

「板柵マット工」、「板柵割栗石工」、「板柵工」、「ふとんかご・のり尻保護工」、「板柵土のう積み工」、「ふとんかご工」、「土のう積み工」

④ 仮排水工

各種関係法規、設計基準を十分考えあわせ、工事前・中の各段階に対応した雨水等の排水・濁水処理対策について記入して下さい。

なお、仮排水工の基本的な設計項目については、以下のとおりであり該当項目についての対策内容を記入して下さい。

「工事施工中の排水」、「盛土工事」、「仮排水施設」、「切土工事」、「宅地内排水」、「路面排水」、「濁水による侵食洗掘防止」、「工事中の濁水対策」

5 崖や斜面地の崩壊を防止する措置

開発地に崖や斜面地がある場合で、これに関する工事が完了していない場合は、工事施工中における崩壊を防止する措置を記入して下さい。

6 工事施工中の騒音・振動等の対策

① 建設機械等の騒音・振動対策

騒音については、騒音規制法で8種類の作業（特定建設作業）が対象となり、各々の建設作業に伴って発生する騒音に対する規制基準が定められているので、騒音対策の基本的な考え方について記入して下さい。

なお、騒音対策の基本的な考え方の項目については、以下のとおりです。

「騒音の把握」、「施工機械での対策」、「中間騒音」

振動規制法では、特定建設作業として4種類の作業が定められているので、振動対策について記入して下さい。

② 水質汚濁

施工区域内に川が流れている場合で下流に対して汚濁による魚類や農作物に影響がでると考えられる場合は、濁水の処理方法について記入されたい。

なお、濁水の処理方法は大きく分けて以下の方式に分けられる。

「自然沈殿方式」、「凝集沈殿方式」、「機械処理方式」

③ 塵埃

塵埃については、地形、気候等に左右されることが多いが、砂塵が人家に影響を与えると考えられる場合は、衝立て等で遮断する方策等について記入されたい。

④ 交通問題

運搬路となる道路が狭かったり、生活に密着している道路であったりすると、生活環境に及ぼす影響が大きくなるので運搬路の選定経緯について記入して下さい。

7 防災体制の確立

防災体制を確立し必要な事項を記入して下さい。

① ハード面

(1) 必要な資材を必要な箇所に配置

必要な資材を必要な箇所に配置した工事施工中の防災施設配置図等を作成し添付して下さい。

(2) 必要な資材の点検・補給

必要な資材の点検・補給の方法等を記入して下さい。

② ソフト面

(1) 組織の確立（点検体制、情報収集体制、出動体制、災害復旧体制、連絡体制等）

組織の確立し点検体制、情報収集体制、出動体制、災害復旧体制、連絡体制等について記入して下さい。

(2) 防災責任の設置

防災責任の設置し防災責任者名を記入して下さい。

(3) 市が定める防災体制との連携

市が定める防災体制との連携について記入して下さい。

8 その他、造成の規模や地盤の性質に鑑み、開発行為と建築行為を同時に施工しても開発区域及びその周辺の安全性に支障をきたさない理由

上記の1～7を総合的に勘案して、支障をきたさない理由を簡潔に記載してください。

9 その他、工事実施に際しての留意事項

その他、工事実施に際しての留意事項について記入して下さい。

（例えば、事前に必要となる許可及び承認等の関係法令など）

参考様式 4

確約書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

開発行為者 氏名

（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

都市計画法第 40 条第 2 項の規定により開発行為（平成 年 月 日二本松市指令
都計第 号）に関する下記の用地及び施設を帰属（寄附）の申出にあたって、次の事項を確約
します。

- 1 帰属（寄附）物件に対する租税、その他の公課は、所有権移転登記完了の日の属する当該年度分
までは（開発行為者名 ）が負担します。
- 2 帰属（寄附）する土地にある△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、その管理に（清
掃、草刈り等）について、地元（土地購入者又は入居者等）がすることとし、地元（土地購入者又
は入居者等）へ重要事項説明書に記載の上、（開発行為者名 ）が説明して管理義務があることを
存知させます。（※土地のみ帰属で開発者管理の場合）
- 2 帰属（寄附）する△△施設（道路、公園、水路、調整地等）の使用にあたっては、愛護意識を持
って使用し、定期的な保全管理活動を行うことを、地元（土地購入者又は入居者等）へ重要事項説
明書に記載の上、（開発行為者名 ）が説明します。
- 3 帰属（寄附）する土地にある△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、その管理に（清
掃、草刈り等）について、地元（土地購入者又は入居者等）に引き継ぐまでは、（開発行為者名 ）
が責任をもって管理します。（※土地のみ帰属で開発者管理の場合）
- 3 帰属（寄附）する△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、土地購入者又は入居者等
が全て決定するまでは、（開発行為者名 ）が定期的な保全管理活動を行います。
- 4 管理（保全管理）事項は次のとおりとします。
 - （1）（道路、公園、水路、調整地等）の除草（樹木の軽剪定含む）及び清掃
 - （2）（道路、公園、水路、調整地等）施設の点検管理
- 5 管理に際し、災害の予兆、施設の損壊、違法行為者等を発見したときは、速やかに二本松市並び
に関係機関に通報します。

参考様式 5

管理協定書

二本松市長 三保 恵一（以下「甲」という。）と□□（以下「乙」という。）は、乙が所有する下記所在の△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、その機能を維持するため、下記のとおりその維持管理に関する協定を締結する。

記

第1条 この協定の対象とする△△施設は、次に所在するものとする。

二本松市○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

2 △△施設の位置、範囲及び設備等は、別図のとおりとする。

第2条 乙は善良な管理者の注意をもって△△施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

2 乙は、管理業務に当たり、△△施設の機能を維持するうえで必要な修繕及び点検・清掃等を行うものとする。

※調整地等の場合

3 乙は、第1項に規定する管理業務のうち、次に掲げる事項について特段の注意を払わなければならない。

- (1) 調整地（調節地等）内の堆積土砂等の除去を行うこと。
- (2) 調整地（調節地等）における水の流出入口及びスクリーン等の点検及び清掃を行うこと。
- (3) 調整地（調節地等）内外の危険防止措置について十分配慮するとともに、門扉、フェンスその他の施設の補修の必要が生じたときは直ちに補修し、その実施内容を速やかに文書で甲に報告すること。
- (4) 台風の接近等、異常降雨が予想されるときは、厳重な監視を行って災害の発生を未然に防止することに努めること。
- (5) 調整地（調節地等）に関して異常、事故又は災害が発生したことを発見したときは、応急措置を行うとともに、その内容を速やかに文書で甲に報告すること。また、緊急を要する場合にあっては、文書での報告に先立ちその内容を口頭で報告すること。

3 管理業務に要する費用は、全て乙の負担とする。

第3条 乙は△△施設を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

2 乙は△△施設の維持管理に十分配慮する必要から甲の指示があった場合は、これに従い必要な処置を講じるものとする。

第4条 △△施設の設置又は管理の瑕疵及び△△施設等の破損等異常が発生したことが起因して周辺及び下流域に被害を与えた場合等により第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責めを全て負うものとする。

第5条 乙の一般承継人及び乙より△△施設の所有権等を取得した者は、本協定に基づく乙の地位を承継する。

2 前項の規定により乙の地位を承継した者は、その承継から30日以内に甲にその旨を届出なければならない。

第6条 乙が△△施設の管理業務を行う期間は、当分の間とする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して決定するものとする。

平成 年 月 日

甲 二本松市金色403番地1
二本松市長 三保 恵一 印

乙 福島県□□市 字□□・・・・・・
株式会社□□
代表取締役 □□□□ 印

参考様式 6

申請取下書

さきに提出した 申請を下記のとおり取り下げます。 平成 年 月 日 二本松市長 三保 恵一 様 住所（所在地） 申請者 氏名 （名称及び代表者氏名） 印 電話番号		※収受欄
1 申請年月日	平成 年 月 日	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 開発区域の地目及び面積	地目	面積 m ²
4 予定建築物	用途	面積 m ²
5 取下理由		
6 申請代理人の住所、氏名及び電話（FAX）	電話 FAX	印

- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 3 ※印のある欄は記載しないこと。

参考様式

工 事 工 程 表

経過月数 月日 工種 種別		1 月 目	2 月 目	3 月 目	4 月 目	5 月 目	6 月 目	7 月 目	8 月 目	9 月 目	10 月 目	11 月 目	12 月 目	13 月 目
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

準備工

工種	種別
準備工	(伐開、伐木、段切り、木根等処分)

防災対策工

工種	種別
総合	防災組織作り
防災施設工	仮設防災調整池、沈砂池 防災排水工〔暗渠排水管、素掘側溝、堅排水、小段排水、防災集水桝、沈砂桝、防災水路〕 土砂流出防止工〔じゃかご、ふとんかご、土のう〕 防護柵設置工〔板柵、立入防止柵、合成樹脂柵〕 小堤工〔防災小堤設置〕 のり面保護工、子吹付工

共通

工種	種別
仮設工	工事用道路工（工事用道路築造撤去、法面整形（盛土部）、安定処理、砕石敷、敷鉄板設置、仮設舗装、安定シート・柵設置、工事用道路補修、土のう設置、殻運搬処理） 仮橋・仮棧橋工（床掘り、埋戻し、作業残土処理、仮橋コンクリート基礎設置、橋脚設置、仮橋設置、覆工板設置、仮設高欄設置、殻運搬処理、鋼管杭打ち、防舷材散布） 路面覆工（覆工板受桁設置撤去、覆工板設置撤去） 土留・仮締切工（溝堀、土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイツ設置・撤去、腹起し設置・撤去、ライトプレート設置撤去、敷鉄板設置撤去、じゃかご設置、ふとんかご設置、土のう設置、締切盛土、法面整形（盛土部）、板柵設置、止水シート設置、泥土処理、中詰盛土、殻運搬処理） 水替工〔ポンプ排水〕（設置、運転、撤去） 地下水位低下工〔ウェルポイント、ディープウェル〕（搬入、穿孔、スレーン管挿入、フィルター材（砂利）充填、孔内洗浄、水中ポンプ・揚排水管設置、運転、撤去） 地仮水路工中連続壁工（作業床、地中連続壁設置、アンカー打設、切梁・腹起し、泥土処理、殻運搬処理） 仮水路工〔素掘側溝、鉄筋コンクリート管、コルゲート管、硬質塩化ビニル管、コルゲートフレーム、コンクリート透水管、板柵水路、仮設鋼矢板水路〕（床掘り、埋戻し、作業残土処理、吸出し防止材設置、板柵桝設置、土のう設置、殻運搬処理） 作業ヤード整備工（ヤード造成、砕石敷） 電力設備工（受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備） 橋梁足場等設備工（架設足場、床版足場、塗装足場、側面塗装足場、橋面作業車、支承設置用足場、歩道橋用足場、桁下足場、側部足場、橋脚廻り足場、シート張防護、板張防護、ワイヤブリッジ防護、PC防護、登り棧橋、工事用エレベーター） 防塵対策工（仮設舗装、タヤ洗浄装置、路面清掃、散水） 汚濁防止工（汚濁防止フェンス、濁水処理設備） 防護施設工（発破防護柵、仮囲い、門扉）
調査・観測	（家屋調査、騒音調査、振動調査、沈下観測、傾斜観測、水質調査、地下水観測、土質試験、地質試験、軟弱地盤調査、アンカー試験）
施工図書作成	竣功平面図等作成

整地（宅地）

工種	種別
整地土工	掘削工（掘削、破砕片除去・集積押土、積込、搬出） 盛土工（搬入、敷均し・締固め工） ※軟弱地盤の場合の立上げ速度（まき出しと放置を含めた盛土速度） ・ 厚い粘土質地盤及び泥炭質地盤・・・・・・・・ 3cm/日 ・ 普通の粘土質地盤・・・・・・・・・・・・・・ 5cm/日 ・ 薄い粘土質地盤及び泥炭質地盤・・・・・・・・ 10cm/日 盛土補強工（安定シート・柵設置、水平ドレーン設置、ジオテキスタイル補強土壁設置） 宅地仕上げ工

再生砕石工	再生砕石製造工
	再生砕石運搬工
地盤改良工	表層安定処理工（サトマット設置、安定シート・ネット設置、安定処理、置換：軟弱土掘削・積込、軟弱土運搬、置換土掘削・積込、置換土運搬、置換土敷均し・締固め）
	パーカッション工（サトドレン打設、パーカッション打設）（貫入・砂投入・引抜、打込・引抜・ドレン材切断）
	締固め改良工（サトコンパクションパイル打設）（貫入・砂投入・引抜）
	固結工（薬液注入等）（注入設備据付・削孔・注入・引抜・解体、排水汚泥土処理、足場設置撤去、器具洗浄）
法面工	法面整形工
	植生工（種子散布、客土吹付、植生基材吹付、植生シート、植生マット、繊維ネット、法面芝付） ※緑化植物の種類によって適切な時期を選ぶ
	法面吹付工（モルタル吹付、コンクリート吹付）
	法枠工（現場打枠、プレキャスト法枠）（コンクリート打設、プレキャスト法枠設置、型枠設置撤去、鉄筋設置、アンカー設置、敷砂利、吸出し防止材設置、枠内吹付、枠内中詰、目地材設置、遮水・止水シート設置、足場設置撤去、）
	アンカー工（削孔、アンカー鋼材組立加工・挿入、注入打設、緊張定着、グラウト・アンカー撤去、足場設置撤去）
擁壁工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	基礎改良工（安定処理、置換）
	既製杭工（杭打ち、杭頭処理、殻運搬処理）
	場所打杭工（杭打ち、杭土処理、殻運搬処理、泥水処理）
	場所打擁壁工（基礎材設置、均しコンクリート打設、鉄筋コンクリート打設、養生、足場設置撤去、型枠設置撤去、目地材設置、止水板設置、暗渠排水管敷設、水抜パイプ設置、フィルター材設置、裏込め設置、吸出し防止材設置）
	プレキャスト擁壁工（基礎砕石敷設、均しコンクリート打設、敷モルタル打設、型枠設置、ブロック間の接合、目地モルタル詰、排水材設置、天端コンクリート打設、小口止コンクリート打設、養生）
	ブロック積（張）擁壁工（ブロック積、裏込め材設置、胴込・裏込コンクリート打設、養生、遮水・止水シート設置、裏込め材設置、吸出し防止材設置、目地材設置、水抜パイプ設置、足場設置撤去）
	石積（張）擁壁工（基礎材設置、型枠設置、コンクリート打設、石積、積込運搬、胴込・裏込コンクリート打設、目地材設置、吸出し防止材設置、止水コンクリート打設、裏込め材設置、足場設置撤去）
	補強土壁工（壁面材設置、補強材設置、敷均し・締固め、型枠設置撤去、基礎材設置、コンクリート打設、天端コンクリート打設、排水管敷設）
	土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去）
	水替工（ポンプ排水）
水槽等構造物工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	防火水槽工（防火水槽、防火水槽標識）（基礎材設置、均しコンクリート、現場打防火水槽・プレキャスト防火水槽設置）
雑工作物工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	フェンス工（基礎材設置、基礎ブロック設置・モルタル布設、フェンス設置）
	ごみ置場工（基礎材設置、均しコンクリート打設、型枠設置撤去、コンクリート打設、鉄筋組立て、足場設置撤去）
	ボックスガレージ工、電気等宅地柵工
構造物撤去工	構造物土工
	構造物取壊し工（コンクリート構造物取壊し、舗装版取壊し、石積み取壊し、コンクリートはつり、吹付法面取壊し、鋼材切断、鋼矢板引抜、H鋼杭引抜、殻運搬処理、発生材運搬）
	防災施設撤去工（管撤去、側溝・水路撤去、柵撤去、土のう撤去、柵撤去、かご撤去、殻運搬処理、発生材運搬）

調整池構造物工

工種	種別
調整池工	周囲小堤（床掘り、埋戻し、床仕上げ、基礎材設置、均しコンクリート打設、コンクリート打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、モルタル打設、左官仕上げ、石積）
洪水吐工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理） 洪水吐工（基礎材設置、均しコンクリート打設、コンクリート打設、鉄筋組立て、型枠設置撤去、養生、足場設置撤去、支保設置撤去、目地材設置、止水板設置、水抜パイプ設置、吸出し防止材設置）
放流施設工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理） 放流塔工（基礎材設置、均しコンクリート打設、コンクリート打設、鉄筋組立て、型枠設置撤去、養生、ステップ設置、グレーチング設置、スクリーン設置、エアパイプ設置、足場設置撤去、支保設置撤去） 放流管工（基礎材設置、均しコンクリート打設、コンクリート打設、鉄筋組立て、型枠設置撤去、養生、放流管敷設、目地材設置、止水板設置、足場設置撤去、支保設置撤去）
減勢工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理） 減勢工（基礎材設置、均しコンクリート打設、コンクリート打設、鉄筋組立て、型枠設置撤去、養生、放流管設置、目地材設置、止水板設置、足場設置撤去、支保設置撤去、じゃかご・ふとんかご設置）

排水工

工種	種別
雨水排水設備工	側溝工〔U型側溝、L型側溝、皿形側溝、自由勾配側溝、函渠型側溝、側溝蓋、現場打水路、柵渠〕（床掘り、埋戻し、床仕上げ、基礎材設置、均しコンクリート打設、敷モルタル打設、底部コンクリート打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地材設置、止水板設置、側溝蓋設置、側溝設置、柵設置、親柱設置）
雨水本管工 污水本管工	排水土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理） 基礎改良工（安定処理、置換、高圧噴射攪拌、薬液注入） 管基礎工〔枕土台基礎、はしご胴木基礎、砂基礎、コンクリート基礎、砕石基礎、杭基礎〕 管布設工〔鉄筋コンクリート管、強化プラスチック複合管、硬質塩化ビニル管、PC管〕（管敷設、埋設標識テープ設置） 土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去、敷鉄板設置撤去） 路面覆工〔覆工板受桁、覆工板〕 水替工〔ポンプ排水〕（設置、運転、撤去） 地下水位低下工〔ウェルポイント〕（設置、運転、撤去）
雨水マンホール工 污水マンホール工	基礎改良工（安定処理、置換、高圧噴射攪拌、薬液注入） 組立式マンホール工（マンホール設置、基礎材設置、インバートコンクリート打設、インバートモルタル打設、外副管設置、型枠設置、内副管設置、排水桝ブロック設置） 現場打マンホール工（下部築造、上部築造、床版据付、保安蓋設置） 小型マンホール工 土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去、敷鉄板設置撤去） 路面覆工〔覆工板受桁、覆工板〕 水替工〔ポンプ排水〕（設置、運転、撤去） 地下水位低下工〔ウェルポイント、ディープウェル〕（搬入、穿孔、スレーナ管挿入、フィルター材（砂利）充填、孔内洗浄、水中ポンプ・揚排水管設置、運転、撤去）
雨水取付管工 污水取付管工	排水土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理） 取付管布設工（接着、モルタル打設） 土留工〔仮設軽量鋼矢板〕 水替工〔ポンプ排水〕（設置、運転、撤去）
雨水桝工 污水桝工	構造物土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理） 桝設置工〔宅地桝〕（基礎設置、桝設置） 排水土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理） 基礎改良工（安定処理、置換、高圧噴射攪拌、薬液注入） 既製杭工 場所打杭工

	場所打函渠工（基礎材設置、均しコンクリート打設、足場設置撤去、目地材設置、止水板設置撤去、支保設置撤去）
	プレキャストカバート工（基礎材設置、均しコンクリート打設、敷モルタル打設、敷砂）
	土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去、敷鉄板設置撤去）
	路面覆工〔覆工板受桁、覆工板〕
	水替工〔ポンプ排水〕（設置、運転、撤去）
	地下水位低下工〔ウェルポイント〕（設置、運転、撤去）
	土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去、敷鉄板設置撤去）
	推進設備工（支圧壁設置、クレーン設備設置撤去、発進立坑基礎設置、発進坑口設置撤去、坑外ずり出し、鏡切り、推進設備設置運転撤去、中押し装置設置運転撤去、刃口撤去、殻運搬処理）
	推進工（推進用鉄筋コンクリート管設置、管内掘削、坑内作業、坑外作業、滑材注入、管緊結、目地モルタル打設、裏込め注入、発生土処理）
	空伏工（鉄筋コンクリート管設置、砂基礎設置、碎石基礎設置、コンクリート基礎打設）
浄化槽工	浄化槽工
構造物撤去工	構造物土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	排水構造物撤去工（管撤去、ボックスカバート撤去、マンホール撤去、樹撤去、コンクリート取壊し、殻運搬処理、発生材運搬）
	舗装撤去工（舗装版取壊し、殻運搬処理）
構造物復旧工	車道舗装仮復旧工（下層路盤、上層路盤、基層、表層、溶融式区画線、ペイント式区画線）
	歩道舗装仮復旧工（下層路盤、基層、表層）
	車道舗装本復旧工（舗装版取壊し、路面切削、散水、清掃、段差すりつけ、切削オーバーレイ、殻運搬処理、下層路盤、上層路盤、路盤材敷均し・締固め、基層、表層、アスファルト合材敷均し、締固め、アスファルト乳剤散布、溶融式区画線、ペイント式区画線、路面清掃、プライマー塗布・養生、塗料塗布・養生）
	歩道舗装本復旧工（舗装版取壊し、殻運搬処理、下層路盤、路盤材敷均し・締固め、基層、表層、アスファルト合材敷均し、締固め、アスファルト乳剤散布、薄層カー舗装、ブロック舗装、石張り舗装、タイル舗装）

給水設備

工種	種別
給水設備工	水栓類取付工（メーターボックス、止水栓、止水栓ボックス）
	散水施設工（スプリンクラー、トリップパイプ、散水栓、散水栓ボックス）
	本管分土工
	給水管路工（給水管布設、床掘り、埋戻し、床仕上げ、埋設、標設置、埋設シート設置）

道路新設・改築

工種	種別
再生砕石工	再生砕石製造工
	再生砕石運搬工
地盤改良工	路床安定処理工
	置換工（軟弱土掘削・積込、軟弱土運搬、置換土掘削・積込、置換土運搬、置換土敷均し・締固め）
	サンドマット工（サンドマット設置、安定シート・ネット設置）
	バーチャルドレーン工〔サンドドレーン打設、ペーパードレーン打設〕（貫入・砂投入・引抜、打込・引抜・ドレーン材切断）
	締固め改良工〔サントコンパクションパイル打設〕（貫入・砂投入・引抜）
	固結工〔薬液注入等〕（注入設備据付・削孔・注入・引抜・解体、排水汚泥土処理、足場設置撤去、器具洗浄）
道路土工	掘削工（掘削、土砂等運搬、軟弱土等運搬、整地、転石破碎、押土（ルーズ）、積込（ルーズ）、人力積込）
	路体盛土工（路体（築堤）盛土、土砂等運搬、整地、押土（ルーズ）、積込（ルーズ）、人力積込）
	路床盛土工（路床盛土、土砂等運搬、整地、押土（ルーズ）、積込（ルーズ）、人力積込）
	法面整形工（切土部、盛土部）

擁壁工	不陸整正工
	残土処理工（整地、土砂等運搬、残土等処分）
	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	基礎改良工（安定処理、置換）
	既製杭工（杭打ち、杭頭処理、殻運搬処理）
	場所打杭工（杭打ち、杭土処理、殻運搬処理、泥水処理）
	場所打擁壁工（基礎材設置、均しコンクリート打設、鉄筋コンクリート打設、養生、足場設置撤去、型枠設置撤去、目地材設置、止水板設置、暗渠排水管敷設、水抜パイプ設置、フィルター材設置、裏込め設置、吸出し防止材設置）
	プレキャスト擁壁工（基礎砕石敷設、均しコンクリート打設、敷モルタル打設、型枠設置、ブロック間の接合、目地モルタル詰、排水材設置、天端コンクリート打設、小口止コンクリート打設、養生）
	ブロック積（張）擁壁工（ブロック積、裏込め材設置、胴込・裏込コンクリート打設、養生、遮水・止水シート設置、裏込め材設置、吸出し防止材設置、目地材設置、水抜パイプ設置、足場設置撤去）
	石積（張）擁壁工（基礎材設置、型枠設置、コンクリート打設、石積、積込運搬、胴込・裏込コンクリート打設、目地材設置、吸出し防止材設置、止水コンクリート打設、裏込め材設置、足場設置撤去）
	補強土壁工（壁面材設置、補強材設置、敷均し・締固め、型枠設置撤去、基礎材設置、コンクリート打設、天端コンクリート打設、排水管敷設）
	土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去、敷鉄板設置撤去）
	水替工（ポンプ排水）
カルバート工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	基礎改良工（安定処理、置換）
	既製杭工（杭打ち、杭頭処理、殻運搬処理）
	場所打杭工（杭打ち、杭土処理、殻運搬処理、泥水処理）
	場所打擁壁工（基礎材設置、均しコンクリート打設、鉄筋コンクリート打設、養生、足場設置撤去、型枠設置撤去、目地材設置、止水板設置、暗渠排水管敷設、水抜パイプ設置、フィルター材設置、裏込め設置、吸出し防止材設置）
	場所打函渠工（基礎材設置、均しコンクリート打設、足場設置撤去、目地材設置、止水板設置撤去、支保設置撤去）
	プレキャストカルバート工〔プレキャストボックス、プレキャストパイプ〕（基礎砕石敷設、均しコンクリート打設、敷モルタル打設、型枠設置、ブロック間の接合、目地モルタル詰、排水材設置、天端コンクリート打設、小口止コンクリート打設、養生）
	土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去）
	水替工（ポンプ排水）
路面排水工	構造物土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	側溝工〔L型側溝、U型側溝、V型側溝、管（函）渠型側溝、自由勾配側溝、LU型側溝、暗渠ブロック、側溝蓋〕（基礎材設置、型枠設置撤去、コンクリート打設、敷モルタル打設、側溝設置、目地材設置）
	集水桝工〔L型桝、U型桝、V型桝、LU型桝〕（基礎材設置、型枠設置撤去、コンクリート打設、敷モルタル打設、桝設置、目地材設置）
雨水取付管工	排水土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	取付管布設工（接着、モルタル打設）
	土留工〔仮設軽量鋼矢板〕
	水替工〔ポンプ排水〕（設置、運転、撤去）
安全施設工	構造物土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	路側防護柵工〔ガードレール、ガードパイプ〕（削孔、基礎材設置、コンクリート基礎打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地設置、養生、プレキャスト基礎設置、ガードレール設置）
	防止柵工〔転落防止柵、立入防止柵、横断防止柵、車止めポスト〕（床掘り、埋戻し、基礎材設置、コンクリート基礎打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地設置、養生、プレキャスト基礎設置、アンカボルト設置、柵設置）
	境界工〔境界杭、境界鉄〕（穿孔、充填、貼付け、接着）
	道路付属物工〔視線誘導標、自発光式視線誘導標、道路鉄〕（穿孔、充填、アンカー取付、貼付け、接着）
	信号機工（削孔、基礎材設置、コンクリート基礎打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地設置、養生、プレキャスト基礎設置、アンカボルト設置、信号機設置）

標識工	構造物土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	小型標識工〔路側標識、標識板〕（床掘り、埋戻し、基礎材設置、コンクリート基礎打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地設置、養生、プレキャスト基礎設置、アンカーボルト設置、標識設置）
	土留工（土留建込・引抜、矢板・杭打込・引抜、切断もしくは跡埋め、タイロッド設置・撤去、腹起し設置・撤去、敷鉄板設置撤去）
	大型標識工〔片持標識柱、門型標識柱〕（床掘り、埋戻し、基礎材設置、コンクリート基礎打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地設置、養生、プレキャスト基礎設置、アンカーボルト設置）
道路附属施設工	構造物土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	街築ブロック工〔縁石、舗装止め、境石、並木桝、植樹帯、アスカブ、集水桝ブロック〕（削孔、基礎材設置、コンクリート基礎打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地設置、養生、敷モルタル打設、プレキャスト基礎設置）
	道路植栽工（植樹帯盛土、敷均し、植栽植付け、支柱設置、幹巻、客土、施肥、樹名板設置）
	照明工（削孔、基礎材設置、コンクリート基礎打設、型枠設置撤去、鉄筋組立て、目地設置、養生、プレキャスト基礎設置、アンカーボルト設置、照明柱設置、引込柱設置、分電盤設置、蓋版設置費、ハットホル設置、照明灯具設置）
	電線管路工（電線管布設、電線配線、ハットホル設置）
	踏掛版工（型枠設置撤去、コンクリート打設、鉄筋組立て、目地材設置、プライムコート設置、路盤紙設置、ラバーシュー設置、アンカーボルト設置）
構造物撤去工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	構造物取壊し工（コンクリート構造物取壊し、舗装版取壊し、石積み取壊し、コンクリートはつり、殻運搬処理、発生材運搬）
	道路施設撤去工（側溝撤去、集水桝撤去、防護柵撤去、防止柵撤去、小型標識柱撤去、大型標識柱撤去、ブロック撤去、道路植栽撤去、照明施設撤去、床掘り、埋戻し、殻運搬処理、発生材運搬）
水槽等構造物工	構造物土工（掘削、床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	給水塔槽工〔受水槽、コンクリート高架水槽、鋼高架水槽〕
	水処理施設工〔下水処理槽、流末処理施設、浄水施設〕
雑工作物工	構造物土工（床掘り、埋戻し、作業残土処理）
	フェンス工〔フェンス、扉〕（基礎材設置、鉄筋組立て、型枠設置撤去、モルタル打設、コンクリート打設、加工仕上げ、塗装仕上げ）

舗装工

工種	種別
車道舗装工	舗装準備工（路床整正、路盤整正、マンホール調整）
	橋面防水工（下地処理、防水材施工、端部処理）
	アスファルト舗装工（下層路盤、上層路盤、基層、表層）
	透水性舗装工（フィルター材敷均し、下層路盤、上層路盤、基層、表層）
	コンクリート舗装工（下層路盤、上層路盤、コンクリート舗装、縦目地設置、横目地設置）
	薄層カー舗装工（下層路盤、上層路盤、薄層カー舗装）
	ブロック舗装工（ブロック舗装、石張り舗装、タイル舗装）
歩道舗装工	舗装準備工（路床整正、路盤整正、マンホール調整）
	橋面防水工（下地処理、防水材施工、端部処理）
	アスファルト舗装工（下層路盤、基層、表層）
	透水性舗装工（フィルター材敷均し、下層路盤、基層、表層）
	コンクリート舗装工（下層路盤、コンクリート舗装、縦目地設置、横目地設置）
	薄層カー舗装工（下層路盤、薄層カー舗装）
	ブロック舗装工（ブロック舗装、石張り舗装、タイル舗装）
道路附属施設工	区画線工〔溶融式区画線、ペイント式区画線、高視認性区画線〕（作図、路面清掃、プライマー塗布、養生、塗料塗布、貼付、区画線消去）
	視覚障害者誘導用ブロック設置工（舗装版破碎、舗装版切断、ブロック設置費）
	街渠ブロック工（縁石ブロック、アスカブ）

公園緑地整備

工種	種別
施設撤去工	構造物取壊し工（コンクリート構造物取壊し、舗装版切断、舗装版破碎、石積み取壊し、コンクリートはつり、鋼材切断、殻運搬処理、発生材運搬）
	移設工〔鋼製遊具移設、木製遊具移設、複合遊具移設、ベンチ移設、小工作物移設、景石移設〕（床掘り、埋戻し、残土処分、床仕上げ、基礎材設置費、均しコンクリート、コンクリート、型枠、遊具移設）
	伐採工（伐採、除根、木掘取、支柱撤去、発生木材処理、積込、運搬）
	伐開工（人力伐開、機械伐開除根、積込、運搬、処分）
敷地造成工	表土保全工（掘削、積込、運搬、整地、処分、養生）
	整地工（敷均し）
	掘削工（掘削、積込、運搬、整地、残土処分）
	路体盛土工（盛土材採取、運搬、敷均し、締固め）
	路床盛土工（盛土材採取、運搬、敷均し、締固め）
	法面整形工
	路床安定処理工（改良材散布、混合、敷均し、締固め）
植栽基盤工	透水層工〔開渠排水、暗渠排水、縦穴排水〕（床掘り、埋戻し、床仕上げ、遮水・止水シート張、排水管設置、フィルター材設置、遮断砂、排水材投入、板柵設置、）
	土層改良工（普通耕、深耕、深層耕、心土破碎）
	土性改良工（人力かき均し、土性改良、改良材投入、中和剤施用、除塩、施肥）
	表土盛土工（盛土材運搬、敷均し、締固め）
	人工地盤工〔人工地盤排水層、フィルター、人工地盤客土〕（排水層材設置、排水管設置、透水シート敷設、フィルター材設置、客土投入）
	造形工（表面仕上げ、築山）
法面工	法面ネット工（埋設ネット、被覆ネット、樹脂ネット）
	法枠工〔現場打法枠、プレキャスト法枠、軽量法枠、吹付枠〕（法面清掃、法枠設置、コンクリート、型枠、鉄筋、プレキャスト法枠設置、間詰コンクリート充填、アンカー設置、敷砂利、吸出防止材設置、枠内中詰、客土中詰枠内吹付、目地材、遮水シート設置費（コーナシート設置）、張芝設置、法枠吹付、枠内吹付、土のう留金網設置）
	編柵工
	かご工〔じゃかご、ふとんかご〕（法面整形、床拵え、埋戻し、止杭設置、吸出し防止材）
	植生工（種子散布、客土吹付、植生基材吹付、繊維ネット、植生マット、植生シート、種子帯張芝、筋芝、植生筋、市松芝、人工張芝、植生穴）
公園カバート工	作業土工（床掘り、埋戻し、床仕上げ）
	場所打函渠工（基礎材設置、均しコンクリート、コンクリート、鉄筋、型枠、足場、支保、目地材、止水板、水抜パイプ）
	プレキャストカバート工〔プレキャストボックス、プレキャストパイプ〕（床掘り、埋戻し、床仕上げ、基礎材、均しコンクリート、型枠、敷設材費、プレキャストカバート設置、縦締）
擁壁工	緑化ブロック工〔緑化ブロック、天端コンクリート〕（ブロック設置、客土、裏込材、胴込・裏込コンクリート打設、目地材・水抜パイプ設置、吸出し防止材設置、コンクリート、型枠）
	これ以外は整地（宅地）の擁壁工を参照
植栽工	高木植栽工（植栽、土壌改良、幹巻、支柱、客土、施肥）
	中低木植栽工（植栽、土壌改良、幹巻、支柱、客土、施肥）
	特殊樹木植栽工（植栽、土壌改良、幹巻、支柱、客土、施肥）
	支柱設置工
	地被類植栽工〔草本類、つる性類、ササ類、高麗芝、西洋芝、野芝〕（土壌改良、植付け）
	播種工（播種、施肥、養生）
	花壇植栽工
	樹木養生工（防風ネット、寒冷紗巻き、植穴透水層、空気管、マルチング）
	樹名板工（床掘り、埋戻し、コンクリート、型枠、プレキャスト基礎ブロック設置、埋込型樹名板設置、幹巻型樹名板設置）
	根囲い保護工（床掘り、埋戻し、床仕上げ、基礎材設置、均しコンクリート、コンクリート、型枠、根囲い保護ブロック設置、根囲い保護設置）

移植工	根回し工（床掘り、埋戻し、高中木根回し）
	高木移植工（掘取、植栽、支柱、客土、施肥、運搬、移植機械掘取、掘取穴復旧）
	根株移植工（根株掘取、根株植栽、客土、土壌改良、樹木運搬、移植機械掘取、掘取穴復旧）
	中低木移植工（掘取、植栽、支柱、客土、施肥、運搬、掘取穴復旧）
	地被類移植工（掘取、植栽、支柱、客土、土壌改良、掘取穴復旧）
	樹木養生工（防風ネット、寒冷紗巻き、植穴透水層、空気を、マルチング）
	樹名板工（床掘り、埋戻し、コンクリート、型枠、プレキャスト基礎ブロック設置、埋込型樹名板設置、幹巻型樹名板設置）
樹木整姿工	根囲い保護工（床掘り、埋戻し、床仕上げ、基礎材設置、均しコンクリート、コンクリート、型枠、根囲い保護ブロック設置、根囲い保護設置）
	高中木整姿工（基本剪定、軽剪定、機械剪定、発生木材処分）
	低木整姿工（手刈、機械刈、発生木材処分）
園路広場整備工	樹勢回復工（施肥、樹勢回復、樹木修復、発生木材処分）
	路床仕上げ工
	路盤工（下層路盤、路盤、上層路盤）
	舗装準備工（不陸整正）
	アスファルト舗装工（基層、表層、アスファルト薄層カー舗装、排水性アスファルト舗装）
	コンクリート系舗装工（ブロック舗装、コンクリート舗装、透水性コンクリート舗装、コンクリート平板舗装、擬石平板舗装、洗い出し舗装、縦目地、横目地）
	土系舗装工（土舗装、芝舗装、砂舗装、ダスト舗装）
	レンガ・タイル系舗装工
	木系舗装工（チップ舗装、木レンガ舗装、木道）
	樹脂系舗装工
	石材系園路工（砂利舗装、砕石舗装、平石張り舗装、ごろた石舗装、玉石張舗装、野面平石張舗装、修景割板石張舗装、修景切板石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石）
	園路縁石工（縁石ブロック、舗装止め、植樹柵縁石ブロック、擬石縁石、レンガ縁石、木縁石、アスカープ、見切石（仕切材）、ごろた石縁石、玉石縁石、野面平石縁石、割石縁石、小舗石縁石、雑割石縁石、切石縁石）
	区画線工〔溶融式区画線、ペイント式区画線、高視認性区画線〕（作図、路面清掃、プライマー塗布、養生、塗料塗布、貼付、区画線消去）
	階段工（コンクリート階段、コンクリートブロック階段、丸太階段、擬木階段、野面石階段、割石階段、切石階段）
	公園橋工（公園橋橋台、公園橋設置、ハッ橋、石橋、木橋）
	デッキ工、点字ブロック工
修景施設整備工	石組工（石組、景石）
	添景物工（つくばい、井筒、灯籠、石塔）
	袖垣・垣根工（鉄砲袖垣、建仁寺袖垣、光悦寺袖垣、蓑袖垣、四ッ目垣、建仁寺垣、金閣寺垣、銀閣寺垣、御簾垣、鉄砲垣）
	花壇工（下段、プランター）
	モニュメント工（モニュメント、記念碑）
	流れ工、滝工、池工、州浜工、壁泉工、カスケード工、カナル工
遊戯施設整備工	遊具組立設置工（ブランコ、ジャングルジム、滑台、シーソー、鉄棒、ラダー、はん登棒、スプリング遊具、複合遊具、アスレチック遊具、健康遊具施設）
	砂場工、徒渉池工
サービス施設工	時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、サイン施設工
管理施設工	門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工
施設設置工	四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン（ロッジ）工、温室工、観察施設工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工

参考様式

実務経歴証明書

下記の者は、宅地開発に関する業務に関し、下記のとおり実務の経歴を有することを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

記

被証明者氏名		生年月日	年	月	日	証明期間	年	月	から	年	月	まで		
職	名	主な経験の内容					期						間	
							年	月	から	年	月	まで		
							年	月	から	年	月	まで		
							年	月	から	年	月	まで		
							年	月	から	年	月	まで		
							年	月	から	年	月	まで		
							年	月	から	年	月	まで		
							年	月	から	年	月	まで		
合							計							
							年						か	月

- 備考 1 この証明書は、証明者が証明することができる期間のみ1枚にまとめて記載すること。証明者が異なる場合には、2枚以上に書き分けること。
- 2 「証明者」は、被証明者が「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、会社であれば「代表取締役」「〇〇支店長」等です。
- 3 「証明期間」欄は、月単位で記入するものとし、その初日が毎月の1日でないときは、最初の月数を参入しないこと。
- 4 「職名」欄は、具体的に（例えば「××部〇〇課△△係技術吏員」「××部〇〇課△△係事務職」等）記入すること。
- 5 「主な経歴の内容」欄は、具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。

第2章 開発許可事務の処理

第1節 事前相談

二本松市（以下「市」という。）は、開発行為又は建築等の行為（以下「開発等の行為」という。）をしようとする者から、開発の構想段階において事前に相談があった場合は、許可要件その他の開発行為に関する要件について十分説明を行い、その後の手続きの円滑化を図らなければならない。

第2節 協議及び事前審査の指導

- ① 市は、開発行為を行おうとする者に対し、その開発行為が、次に掲げるものに該当するときは、当該各号に定める機関等と協議するよう指導するものとする。
 - (1) 二本松市景観条例第12条に定める景観形成重点地区内における行為又は同条例第20条に定める大規模行為に該当する開発行為にあつては、建設部都市計画課
 - (2) 福島県大規模土地利用事前指導要綱に定める事前協議が必要な開発行為にあつては、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
 - (3) 福島県ゴルフ場開発指導要綱に定める事前協議が必要な開発行為にあつては、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
 - (4) 福島県産業廃棄物処理指導要綱に定める事前協議が必要な開発行為にあつては、福島県県北地方振興局県民環境部環境課
 - (5) 農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域の土地を含む開発行為にあつては、産業部農政課
 - (6) 大規模小売店舗立地法の対象となる開発行為にあつては、産業部商工課
 - (7) 環境影響評価法の対象となる開発行為にあつては、福島県生活環境部環境共生課
 - (8) 福島県環境影響評価条例の対象となる開発行為にあつては、福島県生活環境部環境共生課
- ② 市は、開発行為を行おうとする者に対し、その開発行為の規模が5ヘクタール以上（以下「大規模開発行為」という。）の場合には、二本松市大規模開発事前審査要綱に定める事前審査を受けるよう指導するものとする。

第3節 申請書等の提出先及び收受

- ① 開発許可の申請等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、省令又は施行細則の定めるところにより、申請書及びその他必要な図書等（以下「申請書等」という。）を建設部都市計画課に提出するものとする。
- ② 前項により提出のあった申請書等を受領した職員は、二本松市文書取扱規程（平成17年二本松市訓令第13号）第13条第1項第2号の規定により、文書整理簿に必要事項を記載し、処理するものとする。
- ③ 市は、第1項により提出のあった申請書等について、速やかに、その記載内容及び添付書類の有無を確認し、誤記、添付書類の不足等の不備がある場合には、申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めなければならない。

第4節 手数料の徴収

市は、第3節②の申請書等を受領した職員は、申請書等の受領に際して手数料の徴収が必要などきは、二本松市都市計画法関係事務手数料条例に規定する手数料の額を現金で徴収しなければならない。

名 称		手数料の額			
開 発 許 可 申 請	開 発 区 域 の 面 積 （ha）		自 己 居 住 用 住 宅 の た め の 開 発 行 為	自 己 業 務 用 建 築 物 の た め の 開 発 行 為	そ の 他
	0.3 以上 0.6 未 満		43,000 円	65,000 円	190,000 円
	0.6 以上 1.0 未 満		86,000 円	120,000 円	260,000 円
	1.0 以上 3.0 未 満		130,000 円	200,000 円	390,000 円
	3.0 以上 6.0 未 満		170,000 円	270,000 円	510,000 円
	6.0 以上 10.0 未 満		220,000 円	340,000 円	660,000 円
	10.0 以上		300,000 円	480,000 円	870,000 円
開 発 変 更 許 可 申 請	右欄に掲げるそれ ぞれの額の合計の 額（８７万円を超 えるときは８７万 円）	既に許可を受けた開発 区域に変更がなく、設計 の変更を行うとき	前号に掲げる額の 1/10		
		開発区域の増を伴う設 計の変更を行うとき	変更前の区域面積に応じた前号 に掲げる額の 1/10 に増加面積に 応じた前号に掲げる額		
		開発区域の増に伴い設 計の変更があるが、変更 の理由が新たな土地の 編入に起因するもの	増加面積に応じた前号に掲げる 額		
		開発区域の減に伴い設 計の変更を行うとき	減少後の面積に応じた前号に掲 げる額の 1/10		
		その他	10,000 円		
予定建築物等以外の建築等許可申請				26,000 円	
地 位 の 承 継 の 承 認 申 請	開 発 区 域 の 面 積 （ha）		自 己 居 住 用	自 己 業 務 用	そ の 他
	1.0 未 満		1,700 円	1,700 円	17,000 円
	1.0 以上		2,700 円	2,700 円	
開発登録簿の写しの交付				用紙 1 枚につき 470 円	
開発行為又は建築に関する証明書等の交付申請 （ 6 0 条証明）				470 円	
その他の証明書等の交付				300 円	

第5節 審査及び処分の決定

- ① 市は、第4条により提出のあった開発許可の申請等について、当該申請に係る開発行為を審査表（第1号様式）及び技術審査表（第2号様式）を用いて速やかに審査を行い、必要がある場合には、申請者に対して申請書等の補正要求及び行政指導を行うものとする。
- ② 市は、前項による審査等を行った結果、当該申請に係る開発行為が、法第33条に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続が法又は法に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。なお、これ以外の場合は、不許可とする。この場合において、その理由を申請者に提示しなければならない。
- ③ 前項による許可及び不許可の処分の決定は、二本松市職務権限規程（平成17年二本松市訓令第5号）第24条の規定により、副市長が処理するものとする。

第6節 災害発生等の通報

開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事の施工に当たり災害が発生したとき又は災害等の発生のおそれがあるときは、施行細則第13条第2項に定める災害等発生届を提出する前に、速やかに市に通報するよう努めなければならない。

第7節 大規模開発行為の変更

市は、大規模開発行為であって、開発許可を受けた者が、法第35条の2第1項に規定する変更をしようとするときは、第3条に定める協議及び事前審査を行うよう指導するものとする。

第8節 開発行為の廃止

市は、開発許可を受けた者が、当該開発許可に係る開発行為を廃止しようとする場合、開発許可を受けた者に対して、当該開発行為によって損なわれた公共施設の機能を回復し、又は土地の形質の変化等によって周辺の地域に排水及び水利上の支障をきたし、若しくは土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第9節 大規模開発行為の承継

市は、大規模開発行為であって、法第45条に規定する承認を受けようとする者に対して、第2節に定める協議及び事前審査を行うよう指導するものとする。

第10節 完了検査

市は、省令第29条に規定する工事完了の届出を受理したときは、速やかに、二本松市開発工事完了検査要綱の規定により、開発工事の完了検査を行うものとする。

第11節 進行管理

市は、法第80条第1項の規定により、法の施行のため必要な限度において、報告又は資料の提出を求めて開発行為の進行管理に努めるものとする。

第 1 2 節 監督処分

市は、法第 8 1 条に規定する監督処分を行うときは、二本松市違反開発行為等事務処理要綱の規定により行うものとする。

第 1 3 節 標準処理期間

申請等の受理から当該処分までの期間（以下「処理日数」という。）は、おおむね別表の期間内に行うものとする。

許認可等の事務	処理日数	備考
法第 2 9 条の規定による開発行為の許可（5 ha 以上の第 2 種特定工作物に係るもの）	4 0	
同上（上記以外のもの）	3 0	
法第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の変更許可	2 5	
法第 3 6 条の規定による開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付並びに工事完了公告	2 0	他の法令による検査に要する日数を除く。
法第 3 7 条第 1 号の規定による工事完了公告前の建築等の承認	2 0	
法第 4 1 条第 2 項ただし書の規定による建築物の建築の特例許可	1 5	
法第 4 2 条第 1 項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可	1 5	
法第 4 5 条の規定による地位の承継承認	8	
法第 5 3 条第 1 項の規定による建築の許可	1 5	
法第 6 5 条第 1 項の規定による建築等の許可	2 0	
省令第 6 0 条の規定による適合の証明	1 5	他部局との調整に要する日数を除く。

注 1 処理日数は、申請書等の受理をした日の翌日から、処分等の文書を申請者に発送若しくは窓口で交付した日までの期間とする。

注 2 処理日数には、申請の補正等に要する日数、二本松市の休日を定める条例（平成 1 7 年二本松市条例第 2 号）に規定する市の休日は含まない。

第1号様式（第6条関係）

審 査 表

1 申請書の記載方法

審査事項	適否
「申請年月日」の記載内容	
「申請者の住所、氏名又は名称、押印」の記載内容	
「開発区域に含まれる区域の名称」を公図の写し及び登記事項証明書と照合	
「開発区域の面積」を求積図と照合	
「予定建築物等の用途」を土地利用計画図と照合	
「工事施工者住所氏名」の記載内容	
「工事着手予定年月日」の記載内容	
「工事完了予定年月日」の記載内容	
「その他必要な事項」の記載内容	

2 申請手数料の納付

審査事項	適否
二本松市都市計画法関係事務手数料条例に規定する手数料の額を確認	

3 添付書類

審査事項	適否
委任状（代理人委任の場合）の記載内容	
申請者の印鑑登録証明書の発行時期、申請書及び委任状の印影との照合	
資金計画書の記載内容（開発目的が1ha以上の自己業務用の場合又はその他の場合）	
工事費等に関する積算資料の記載内容（特殊工事がある場合）	
申請者の資力信用調書の記載内容、申請書との照合（開発目的が1ha以上の自己業務用の場合又はその他の場合）	
住民票の写しの発行時期、申請書との照合（個人の場合）	
法人の登記事項証明書の発行時期、申請書との照合（法人の場合）	
定款に記載された法人の名称、所在地等と申請書との照合、開発計画と業務内容の整合（法人の場合）	
預金残高証明書又は融資証明書の発行時期、申請書及び資金計画書との照合	
納税証明書の発行時期及び内容、申請書との照合	
設計者の資格に関する申告書の記載内容（1ha以上の場合）	
設計者の資格に関する卒業証明書又は免許証等の写しの発行時期及び内容、申告書との照合（1ha以上の場合）	
実務経歴証明書又は在職証明書の発行時期及び内容、申告書との照合（1ha以上の場合）	
工事施工者の工事能力調書の記載内容及び過去に違反事案がないか確認（あった場合、確約書等を提出）、申請書との照合	
建設業等の許可証明書又は建設業等の許可書の写しの発行時期及び内容、申請書及び工事能	

力調書との照合	
工事施工者の法人の登記事項証明書の発行時期及び内容、申請書及び工事能力調書との照合	
土地等の登記全部事項証明書の発行時期、申請書及び開発行為同意書の権利関係との照合（未登記建物の場合は資産証明書）	
開発行為同意書の同意の年月日、記載内容、土地等の登記全部事項証明書との照合（権利者が死亡している場合は相続関係が分かる書類）	
同意者の印鑑登録証明書の発行時期、同意書の印影との照合	
公共施設管理者同意書の発行時期、内容、求積図との照合（同意書の内容の詳細が不明確な場合は、協議・打合せ記録簿等を追加）	
公共施設管理予定者との協議一覧表の内容、協議経過書との照合	
公共施設管理予定者との協議経過書の内容、協議一覧表及び求積図との照合	
工事の工程表の内容（自己用住宅以外の場合）	
義務教育施設設置義務者協議書の内容（20ha以上の場合）	
水道事業者協議書の内容（給水区域外で20ha以上の場合）	
一般電気、ガス事業者協議書の内容（40ha以上の場合）	
鉄道事業者等協議書の内容（40ha以上の場合）	
その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書面	

4 設計図書

審査事項	適否
設計説明書（開発目的が自己用住宅以外の場合）	
開発区域位置図の縮尺、標記、申請書等との整合	
開発区域区域図の縮尺、標記、申請書等との整合	
現況図の縮尺、標記、設計説明書等との整合（樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、1ha以上の場合）	
開発区域及び周辺の土地の公図の写しの発行日又は転載日、申請書との照合	
開発区域求積図の縮尺、標記、申請書及び設計説明書との照合	
新旧公共施設求積図の縮尺、標記、公共施設管理者同意書、公共施設管理予定者との協議経過書との照合	
区画割求積図の縮尺、標記、設計説明書との照合	
土地利用計画図の縮尺、標記、申請書、設計説明書及び他の図面との照合	
造成計画平面図の縮尺、標記、設計説明書及び他の図面との照合	
がけの断面図の縮尺、標記、他の図面との照合	
擁壁の断面図（構造図）の縮尺、標記、他の図面との照合	
擁壁の展開図の縮尺、標記、他の図面との照合	
排水施設計画平面図の縮尺、標記、他の図面との照合	
排水施設構造図の縮尺、標記、他の図面との照合	

排水施設縦断図の縮尺、標記、他の図面との照合（１ｈａ以上の場合）	
流末水路構造図の縮尺、標記、他の図面との照合	
排水先流路図の縮尺、標記、他の図面との照合	
道路計画平面図の縮尺、標記、他の図面との照合	
道路横断図の縮尺、標記、他の図面との照合	
道路縦断図の縮尺、標記、他の図面との照合	
公園広場等計画図の縮尺、標記、他の図面との照合（自己用住宅以外の場合）	
貯水施設詳細図の縮尺、標記、他の図面との照合	
防災工事計画平面図の縮尺、標記、他の図面との照合（１０ｈａ以上の場合は、防災設計図を別途作成）	
防災施設構造図の縮尺、標記、他の図面との照合	
給水施設計画平面図の縮尺、標記、他の図面との照合	
下水道縦断図の縮尺、標記、他の図面との照合	
電気施設等計画平面図の縮尺、標記、他の図面との照合（自己用住宅以外で、２０ｈａ以上の場合）	
予定建築物等の立面及び平面図の縮尺、標記、他の図面との照合（分譲目的の場合等、建築物の規模等が未定の場合は不要）	
その他の公共公益施設計画平面図の縮尺、標記、他の図面との照合（自己用住宅以外の場合）	
公共施設の管理者に関する図面の縮尺、標記、他の図面との照合（自己用住宅以外の場合）	

5 計算書等

審査事項	適否
擁壁の構造計算書の内容、図面との照合（二次製品はカタログの写し）	
斜面（地盤）の安定計算書の内容、図面との照合	
土地調査書及び地盤改良計算図書の内容、図面との照合（軟弱地盤等を含む場合）	
水理計算書の内容、図面との照合	
仕様書の内容、図面との照合（１０ｈａ以上の場合）	
土量計算書の内容、図面との照合（自己用住宅以外で１ｈａ以上の造成又は切土、盛土の面積が３，０００㎡以上の場合）	
防災計画書の内容、図面との照合（自己用住宅以外で１ｈａ以上の場合）	
工作物等の施設の能力に関する計算書の内容、図面との照合（自己用住宅以外で１ｈａ以上の場合）	
ごみ収集施設の位置、寸法等の内容、図面との照合（自己用住宅以外で１ｈａ未満の場合も含む）	
残土処理場に関する計画書の内容（自己用住宅以外で１ｈａ以上の場合）	
樹木の保存、表土の保全に関する計画書の内容、図面との照合（自己用住宅以外で１ｈａ以上の場合）	

6 開発許可基準

審査事項	適否
用途地域への適合	
公共空地の適切な配置	
街区画地の適切な配置	
排水施設の適切な配置	
給水施設の適当な配置	
地区計画等の内容に即する	
公益的施設の適切な用途配分（20ha以上の場合）	
防災、安全措置の適切な措置	
災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の除外	
樹木の保存、表土の保全の適切な措置（1ha以上の場合）	
緩衝帯等の適切な配置（環境の悪化をもたらす予定建築物で1ha以上の場合）	
輸送施設の支障の有無（40ha以上の場合）	
開発行為を行うために必要な資力及び信用の有無（その他の開発行為で1ha以上の場合）	
工事施工者の工事完成に必要な能力の有無（その他の開発行為で1ha以上の場合）	
権利者の相当数の同意の有無	

7 審査職員

統括	所属		職		氏名	印
事務	所属		職		氏名	印

第2号様式（第6条関係）

技 術 審 査 表

1 開発区域及び周辺の状況

開発位置				面積	
開発目的					
都市計画区域	内・外	用途地域名		地区計画名	
関連都市施設			その他公共施設		
接続道路名	線（幅員 m） ☐ 改良済み ・ ☐ 未改良				
下流水系	級 川 ☐ 改修済み ・ ☐ 未改修				
他法令による地域指定					

2 開発計画の技術審査

(1) 街区画地計画

項目	評価
街区画地計画の諸条件	

(2) 画地計画

項目	評価
画地計画の諸条件	

(3) 道路

項目	評価
開発区域内に新たに配置する道路で、同一の接続道路に2以上接続する場合、接続する部分において各々の道路中心線の間隔	
新設道路内への電柱類の設置計画	
予定建築物等の敷地が接する道路（政令第25条第2号道路）のうち開発区域内道路の幅員、形状、配置	
☐ 通行上支障がない小区間の道路（政令第25条第2号括弧書き）の要件	
接続道路のうち一敷地の単体的な開発行為における敷地が接する道路（政令第25条第2号道路）の幅員、形状、交差点配置	
☐ 4mにできる場合（政令第25条第2号ただし書き）の要件	
開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路（政令第25条第4号道路）の幅員、形状、交差点配置、接続先道路の要件、既存道路の形状	
☐ 4m以上にできる場合の要件	
☐ 開発区域に接する既存の道路が複数ある場合の主要な道路以外の道路の取扱	
歩車道の分離	
道路の舗装	
横断勾配	
道路の排水	
道路の縦断勾配	

階段状道路の構造、配置等	
行き止まり道路（袋路状）にすることが出来る場合の要件	
道路の平面交差	
新たに配置する道路で、連続する屈曲点を設ける場合の、幅員、屈曲点間の距離	
隅切り	
歩道の安全	
立体横断施設（横断歩道橋（地下横断歩道を含む。））	
防護施設（ガードレール、カーブミラー、照明灯等を設置）	
道路照明施設	
道路標識及び区画線	
道路反射鏡	
植栽	

※ 自己の居住の用に供する目的で行う開発行為については、本節（道路）の規定は適用されず、建築物の接道は、建築基準法第42条に規定する道路に、規定幅以上接すれば足りる。

(4) 公園

項目	評価
開発区域の面積、用途に応じた公園の規模、種類、配置	
公園が補助幹線以上の道路に接しているときの歩道設置	
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準への適合	
公園の出入口の配置	
公園の有効面積とする部分の算定	
公園の形状及び勾配	
公園の造成計画（高低差、構造物の配置）	
園路の経路、線形、幅員、勾配、構造	
公園内広場の規模、形状、勾配、設備	
公園施設の種類、個数、規模（遊具、注意版、ベンチ類、便所）	
公園等の給水設備	
公園等の排水施設	
公園等の植栽及び植栽帯	
公園施設以外の施設等の有無	
公園の掲示板及び標識	

(5) 消防施設

項目	評価
消防水利の能力	
消火栓	
消防水利の配置	
消防水利の構造	

防火水槽	
標識等	

(6) その他の公共の用に供する空地

項目	評価
ゴミ収集施設	
その他の公共の用に供する空地	

(7) 排水施設

項目	評価
排水施設の管渠の勾配及び断面積	
設定した降雨強度、計画雨水量・計画汚水量の計算	
管渠内の流速及び勾配、管渠の余裕	
排水設備（排水路）の構造、土地、境界から隔離、放流先（接続先）	
排水施設の構造及び施工方法	
管渠の接合	
マンホールの構造及び施工方法	
汚水枥、雨水枥の構造及び施工方法	
公共下水道施設（汚水）となる場合の規格及び構造	
下流河川等の流量増対策（流出抑制対策）	
調整池・調節池 ※別途審査	
雨水の浸透施設 ※別途審査	

(8) 給水施設

項目	評価
公営水道	
専用水道	
その他の給水施設	

(9) 宅地防災

① 開発事業実施の基礎となる調査

項目	評価
特異な地形・地質構造、軟弱地盤の有無	
各種調査・試験データの整理	
調査の方法、位置、箇所	
地質調査等（必要な項目の調査）	
特に詳細な調査を要するもの	
軟弱地盤の判定	

② 設計・施工計画上の措置

項目	評価
土地利用計画、防災と環境への配慮、がけの上端の地盤面の処理	

切盛土量のバランス。あるいは、土の搬出入が必要となる場合、土の有効利用、周辺への影響等が考慮された適切な計画	
土質等に応じた適切な切土のり面、法面の土質、法高、勾配	
切土法面の勾配・土質に応じた擁壁の設置	
切土のり面の安定性の検討、施工方法	
切土した後の地盤のすべり防止措置	
安全な盛土（高盛土の有無、勾配）、防護措置	
盛土材の選択とその土質に応じた締固め方法	
盛土内排水層及び地水排除対策	
盛土と地山の接続	
盛土全体の安定性の検討（安定計算、間隙水圧、最小安全率）	
のり面の安定性の検討（安定計算、設計強度定数、間隙水圧、最小安全率）	
盛土を施工する箇所の原地盤の状況把握、適切な対策	
傾斜地盤上の施工方法（表土処理、地山を段切り、排水勾配、地すべり安定解析、土留め等）	
のり面保護工の適切な工法選定、また、施工計画	
のり面排水工の配置、断面、流末処理	
施工が速やかに行われ、裸地が長期間放置されることのないよう配慮	
擁壁の安全性、設置箇所、土質、基礎、根入れ、水抜穴、伸縮目地、隅角部の補強（構造計算、大臣認定）	
宅地の部分に設置する擁壁の構造	
地盤が軟弱地盤である場合、その特性が十分把握され、必要な措置	

③ 工事施工中の防災措置

項目	評価
防災措置の実施時期	
工程計画の決定に当たって、工事施工中における防災措置への配慮	
施工方法の選定	
工事施工中の仮の防災調整池等	
簡易な土砂流出防止工（板棚マット工、板柵土のう積工、ふとんかご工）	
仮排水工（素掘水路、板柵水路、）	
のり面からの土砂流出等の防止対策	
道路の舗装が完成しない場合、道路面の洗掘を防止するため格子蓋付の横断開渠等の施工	
地形上流土が予想される場合の措置（土俵、杭しがら、板柵等で、泥・雑芥等を泥濘・濾過）	
表土等を仮置きする場合の措置	
工事施工中の濁水防止対策	
工事施工中の騒音・振動対策等	
工事中の交通対策、誘導員の配置、標識の設置等	
防災体制の確立（組織、防災責任者の設置、市町村が定める防災体制との連携）	

(10) 関係機関協議

項目	評価
道路管理者：	
河川管理者：	
鉄道等管理者：	
農業施設管理者：	
農林計画：	
上水道事業者：	
下水道事業者：	
消防署：	
ゴミ処理：	
埋蔵文化財：	

(11) 総合評価

--

3 審査職員

統括	所属		職		氏名	印
事務	所属		職		氏名	印

第3章 大規模開発指導

二本松市大規模開発指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、5ヘクタール以上の開発行為（以下「大規模開発行為」という。）の計画に係る総合的な事前指導について法令等に定めがあるもののほか必要な事項を定めることにより、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

(事前相談)

第2条 市は、大規模開発行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）から、開発の構想段階において事前に相談があった場合は、事業者に対し、許可要件その他の開発行為に関する要件について十分説明を行い、その後の手続の円滑化を図らなければならない。

(事前審査)

第3条 事業者は、事前相談等の際に指示された事項、調整を要するとされた事項等を整備の上、大規模開発事前審査願（第1号様式）に必要な図面等を添付のうえ市に提出し、事前審査を受けるものとする。

2 市は、前項の大規模開発行為の計画について、当該開発行為に係る法等に基づく許認可等の手続を行うに当たり必要な手続、設計基準その他の事項を次の表に掲げる事項を基に総合的に審査し、必要な指導及び教示等を行うものとする。

区分	審査内容
1 全体の計画に関する こと	(1) 施設配置 (2) 道路網 (3) 排水系統 (4) 周辺地域との調整 (5) 開発区域決定の妥当性
2 造成の計画に関する こと	(1) 土工計画（切土、盛土、構造物、耐震対策、軟弱地盤対策、区域外の土工） (2) 道路計画（現道交差条件、区域内道路計画、区域外周辺道路条件、区画道路計画、縦断曲線計画） (3) 排水計画（治水、排水対策、区域内の排水施設、下流河川等の治水対策、流量増対策） (4) 公園緑地（配置計画、緑道緩衝地帯、植栽計画） (5) 施設計画（下水処理計画、上水道、ガス供給施設） (6) 防災計画（工事中の防災計画、完成後の防災計画、消防計画） (7) 施工計画（施工計画、工程表、防災対策、安全対策） (8) 環境保全対策（工事中の騒音・振動等の対策、工事中の汚水対策、工事中の塵埃対策、周辺地域との調和）

	(9) 関係機関との協議
3 事業者は、事前審査と同時に関係機関と都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条第1項又は第2項の規定による協議を行うことができるが、協議書の締結は事前審査終了後とする。ただし、特定の公共施設の協議に長期間を要することが予想される場合には、事前審査手続に入る以前に協議を開始することができる。 （適用除外） 第4条 前条の規定は、次の各号に掲げる大規模開発行為には適用しない。 (1) 国又は地方公共団体の大規模開発行為 (2) 国又は地方公共団体が2分の1以上を出資している公益法人の大規模開発行為 (3) 法第8条第1項第1号に規定される用途地域内における大規模開発行為 (4) その他市長が別に定める大規模開発行為 （結果の通知） 第5条 第3条第2項の規定に基づく市長の指導、教示等は、事業者文書により通知するものとする。 2 前項の文書には、事前審査表（第2号様式）を必要に応じ添付するものとする。	

第 1 号様式（第 3 条関係）

大規模開発事前審査願

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

事業者 氏名

（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

下記の開発行為の設計等について審査願います。

記

1 計画概要

1 開発事業の名称	
2 開発区域に含まれる土地の所在	
3 開発区域の面積	
4 工事着手予定年月日	
5 工事完了予定年月日	
6 担当者の職、氏名、電話番号	

備考 事前審査を受けたい内容が記載された設計説明書及び設計図書を適宜添付すること。

第2号様式（第5条関係）

事前審査表

1 開発区域及び周辺の状況

開発位置					面積	
開発目的						
都市計画区域	内・外	用途地域名		地区計画名		
関連都市施設				その他公共施設		
接続道路名	線（幅員 m） ☐ 改良済み ・ ☐ 未改良					
下流水系	級 川 ☐ 改修済み ・ ☐ 未改修					
他法令による地域指定						

2 開発計画の技術審査

項目	評価	指導、教示等
(1)全体計画		
ア 施設配置計画：		
イ 道路網計画：		
ウ 排水系統計画：		
エ 周辺地域との調整：		
オ 全体としての区域決定の妥当性：		
(2)造成計画		
ア 土工計画		
①切土量 m ³		
切土勾配 1:		
切土法面工事		
小段処理		
②盛土量 m ³		
盛土勾配 1:		
盛土法面工事		
小段処理		
③構造物計画（安定条件・基礎条件）		
耐震対策		
軟弱地盤対策		
④区域外土工（残土・採取土）		
土工計画の審査結果		

項目	評価	指導、教示等
イ 道路計画		
①現道交差条件		
現道条件 $W=$ ($WP=$)		
現道勾配 %		
付加車線		
現道交差計画		
隅切り長		
②区域内道路計画		
幹線道路計画		
道路網形成		
標準幅員		
標準幅員 $W=$		
平面線形計画		
③区域外周辺道路条件		
④区画道路計画		
道路網の形成		
幅員 $W=$ ($WP=$)		
最大勾配 %・ $L=$ m		
構造物計画		
区画道路計画		
⑤縦断曲線計画		
最大勾配 %・ $L=$ m		
交差勾配 %・ $L=$ m		
現道交差箇所 ヶ所		
構造物計画		
幹線道路計画		
道路形成の審査結果		

項目		評価	指導、教示等
ウ 排水計画			
	降雨強度 mm/hr		
	降雨確立		
	下流流下能力 $Q_a =$ ‰/S		
	算定根拠		
	洪水調節施設		
	$Q_{\text{max}} =$ ‰/S		
	洪水調節施設の構造計画		
	放流先の構造		
	下流河川等の治水対策		
	流量増対策		
	排水施設計画		
	降雨強度 mm/hr		
	排水構造計画		
	側溝		
	合流処理		
	排水計画の審査結果		
エ 公園緑地			
	公園配置計画 %		
	公園施設計画		
	緑地配置計画 %		
	緑地施設計画		
	緑道・緩衝緑地等		
	植栽計画		
	公園緑地計画の審査結果		

項目	評価	指導、教示等
オ 施設計画		
①下流処理計画		
上位計画整合		
処理施設		
設置届出手続き		
下水管渠計画		
処理施設計画		
②上水道計画		
給水施設		
③ガス供給施設計画		
カ 防災計画		
①工事中の防災計画		
防災ダム計画		
単位流出量 $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{year}$		
土砂流出防止工		
②完成後の防災計画		
沈砂池計画		
単位流出量 $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{year}$		
③消防計画		
消火栓		
防火水槽		
キ 施工計画		
施工計画書		
工程表		
防災計画		
安全計画		
公害防止計画		

項目	評価	指導、教示等
ク 環境保全対策		
工事中の騒音対策		
工事中の振動対策		
工事中の汚水対策		
工事中の塵埃対策		
周辺地域との調和		
ケ 関係機関との協議		
道路管理者：		
河川管理者：		
鉄道等管理者：		
農業施設管理者：		
農林計画：		
上水道事業者：		
下水道事業者：		
消防署：		
ゴミ処理：		
埋蔵文化財：		

3 その他の指導、教示等

--

第4章 工事完了検査

完了検査の実施に当たっては、施工区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、市契約管財課の検査の方法を準用して行うものとする。

測定の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、工事手直し指示書により手直し工事を命ずる。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については別表「工事写真の整備について」に従い、写真の整備をしておくこと。

第1節 検査の種類

工事の検査の種類は、中間検査、完了検査、再検査及び立入検査とする。

- (1) 中間検査とは、工事の中途において実施する検査をいう。
- (2) 完了検査とは、法第36条第2項の規定による検査をいう。
- (3) 再検査とは、完了検査の結果、当該工事が開発許可の内容に適合しないものとして、工事の手直し等必要な措置を講じるよう求めた工事の完了後に行う検査をいう。
- (4) 立入検査とは、法第82条第1項の規定による検査をいう。

第2節 検査の方法

- (1) 検査は、当該工事が開発許可の内容に適合しているものか否かを判定するために行う。
- (2) 当該工事により設置される公共施設の検査については、当該公共施設を管理することとなるものの定める検査の方法により行う。

第3節 検査員

- (1) 検査員は、建設部都市計画課の職員とする。ただし、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により建設部都市計画課の職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、建設部都市計画課の職員以外の二本松市の職員、又は二本松市の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。
- (2) 建設部長は、前項の職員のうち技術職員であるものの中から、検査ごとに検査員を指定するものとする。ただし、二本松市の職員以外の者に委託する場合は、この限りでない。

第4節 検査日時等の通知

検査を実施しようとするときは、当該開発許可を受けた者に対し、工事検査通知書（第1号様式）で次の事項を通知します。ただし、通知を受けるべき者が了承している場合は、文書によらない場合もあります。

第5節 検査立会人

- (1) 工事の検査に必要があると認めるときは、法第32条の規定による公共施設の管理者（管理することとなる者を含む。以下「検査立会人」という。）に、検査の立会を求めることがあります。
- (2) 検査員が、検査立会人に対して当該工事の検査の内容について意見を求めることがあります。
- (3) 検査の立会を求めるときは、原則として開発行為に関する工事検査立会依頼書（第2号様式）により依頼します。

第6節 検査の内容

- (1) 工事が許可の内容に適合しているものか否かを判定するために行う検査の方法は、次の事項について行います。
 - ① 完了検査は、開発区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に測定するものとし、完了検査の基準については、次表に掲げる事項とする。ただし、将来、災害又は公害が発生し周辺の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると検査員が判断したときは、完了検査の基準に係わず是正を命じます。

検査箇所	内容
開発区域の位置、区域、区画、面積	開発許可に係る位置、区域が申請どおりであるか、境界の辺長を確認
	土地利用計画図どおりに公共施設及びその他の区画の配置形成が適正であるか、また、それぞれ面積は確保されているか、境界の辺長を確認
	街区の造成勾配（街区内の最高点と最低点との間の勾配）及び向傾斜は適当か
整地	宅地又は公共施設（公園等）において、地盤に極端な落ち込み等がないか
	造成高及び排水勾配がとれているか確認
盛土	地山の排水処理状況確認（基礎地盤の伐除根処理含む）
	締め固め、段切り等の施工状況を確認
法面	法勾配、犬走り及びはらみ等を確認
	法面の種子吹付けの活着及び発芽状況、張芝の活着状況を確認
	湧水による浸食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認
擁壁共通	使用材料の材質、規格、寸法を確認（二次製品は設計のものを用いているか）
	天端幅、基礎高、根入れ、地上高、積み方等を確認
	土圧によるはらみ、不良地盤による沈下、亀裂、傾き、クラック等が発生していないか確認
	現場打ち擁壁で規模の大きいものは、シュミットハンマーで強度を測定
	伸縮目地、水抜き穴の配置及び詰まりの有無を確認

		配筋の状況が管理写真では、不明である場合、最小限必要な面積分、擁壁表面をはつたうえで確認
石積（張）、ブロック積（張）工	法長	原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－５ｃｍ以内
		石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
	法勾配	適宜測定し、許容範囲は－０．５分以内、＋緩は検査員の判定による。
	胴、裏コンクリート	１箇所／３００㎡で測定し、許容範囲は－２ｃｍ（３００㎡未満の場合は１箇所）
	裏込礫	裏込めコンクリート及び裏込め栗石（碎石）の充填状況を確認
	伸縮目地、水抜穴	伸縮目地、水抜穴の配置及び詰まりの有無を確認
擁壁コンクリート	法長	原則としては法長変化点で主として根入長を測定、根入深さの許容範囲は、－５ｃｍ以内、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
	法勾配	適宜測定し、許容範囲は－０．５分以内、＋緩は検査員の判定による。
	天端幅、敷幅	適宜測定し、許容範囲は天端幅で±２ｃｍ、敷幅で±２ｃｍ
道路	道路構造	申請どおりの道路形状（延長、幅員、線形、隅切り、転回広場、待避所、避難通路、交差点間隔、屈曲部直線距離等）に施工されているか
		附属施設が、各種関係機関の指示どおりに設置されているか
	敷砂利	最低２箇所程度で測定し、許容範囲は敷砂利の厚さの－３ｃｍ以内、転圧は検査員の判定とする。
	防塵処理及び表面処理舗装	十分転圧してあり、浮石がなく、処理材が一様に散布してあること。滑り止め舗装の施工状況
	簡易舗装、アスファルト舗装	路盤工は最低２箇所以上測定し、許容範囲は厚さの－１０％以内
		表層工は最低２箇所以上測定し、許容範囲は厚さの－１０％以内
		平坦性及び線形は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。
		縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状、粒度、不陸、亀裂等の有無
	幅員	適宜測定し、許容範囲は－２．５ｃｍ（建築確認に支障がある場合を除く。）

側溝		側溝高の確認、排水勾配がとれているか確認
		底盤厚、蓋受部の不陸を確認
		規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠柵の取付状態、舗装面とのすりつけ、グレーチング間隔等を確認
		各集水柵は確実につながっているか（もしくは閉塞すべきは閉塞してあるか）
橋梁		基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認
		コンクリートの品質は、品質管理試験資料又はテストハンマーで確認
		伸縮継手、支承部の取付状況を確認
		排水管、その他付属部の取付状況を確認
管渠	管渠	材料、規格寸法を確認
		管底高及び土被りの状況を確認
		勾配、通り及び管内清掃状況を確認
		埋戻し、突固めの状態を確認
	マンホール、柵	材料、規格寸法、形状、位置、個数を確認
		仕上げ高及び深さを確認
		内部仕上がり状況を確認
		足掛金具の取付位置の良否を確認
		埋め戻し及び周辺地盤とのなじみ具合を確認
防災施設等		調整池等の防災施設及び外周施設については、特に十分な確認
		オリフィスの大きさ、敷高を確認
		消防施設の配置を確認
公園		公園施設（遊具、便益、植栽、園路、出入り口、標識）の配置を確認
その他		ごみ収集施設の配置を確認
		給水施設の施工状況を確認
		掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は、確認寸法を撮影し、保管する
		施工方法の適否を確認
		工程管理の状況を確認
		現場の整理及び安全管理を確認
		提出書類の整備状況を確認
		通行者、周辺住民等に対する安全確保の処置を確認
		その他開発事業者、施工業者の義務履行を確認

- ② 中間検査は、宅地の安全に密接な関連のある工種の中間工程における施工管理の状況、品質管理状況及び施工地区周辺との関連を把握することを目的とし、重点検査事項については、次表に掲げる事項です。

重点検査事項		内容
施工管理	盛土、切土	沈下又は崩壊が生じないよう締め固め又は段切り等が設計に基づき適切に実施されているか
		切取法長と小段の設置、法面保護の適否
	石積、ブロック積工	法長、法勾配
		根入深さの掘削及び写真判定
		胴、裏込コンクリート
		1箇所／300㎡ごとに抜取し、充填状況や品質の確認。(300㎡未満の場合は1箇所)
	裏込礫	透水層としての質量、機能の確認(土砂の混入、礫の粒径その他)
		水抜穴
		寸法、数量及び設置状況の確認(在石使用は品質、空石積は施工状況も確認)
	擁壁工	石積工に準じた確認方法で行う外さく孔注水及び強度試験(テストハンマー等)
	管渠工	接合、マンホール等の取付部及び縦断勾配を確認 埋設深度、埋戻しの適否の確認
現場管理	側溝工	敷圧及び溝蓋受部の不陸等について確認
	コンクリート柵工	線形、支柱頭部の損傷の有無(両岸施工の際は柵工杭間隔の確認)
	路盤工	縦横断勾配、骨材、結合材の品質、形状、粒度、路盤の厚さ 不陸、亀裂等の適否の確認
	橋梁	基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等の確認
		コンクリートの品質は、管理試験資料又はテストハンマー等で確認
		伸縮継手、支承部、排水管、その他附属部の取付状況の確認
	防災調整池等	床堀寸法、放流管施設状況、盛土のまき出し厚さ及び転圧状況の確認
	現場管理	土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認
		進入路、材料運搬道路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認

- ③ 品質管理について、完了検査時においては、別表第3に掲げる製品の種類ごとに必要な書類等を整備しておくものとする。

なお、完了届には、検査員と協議の上、必要書類を添付すること。ただし、公共施設の管理者の検査が終了しているものについては、原則として添付する必要はない。

製品の種類		必要な書類等
レディーミクストコンクリート	JIS 表示許可工場の製品使用の場合	JIS 表示許可書の写し 配合報告書 配合計算書 骨材試験成績書 アルカリ骨材反応性試験成績表
	JIS 表示許可工場以外の製品使用の場合	プラント施設概要書 計量器の検定済証明書 品質管理データ 配合報告書 配合計算書 アルカリ骨材反応性試験成績表 セメントの品質証明書
コンクリート		コンクリート強度試験成績報告書 コンクリート強度管理表 気温及びコンクリート打設記録表 コンクリート中の塩化物含有量測定表
その他		アスファルトコンクリート配合報告書 路盤材承認願 鋼材検査証明書 品質規格証明書（コンクリートブロック） 二次製品等承認図書（グレーチング、マンホール、ガードレール等）

- ④ 前2号の検査の際基礎工事等工事の進捗により検査時に明視できない工事部分については、工事写真により行う。この場合、工事施工者は、次表に掲げる撮影種目ごとの工事写真を整備しておかなければなりません。

撮影種目		
工事状況写真	工事着手前写真	
	工事施工中の写真	施工状況写真
		給水施設（給水管の布設状況、埋め戻し状況）
		汚水、雑排水処理施設（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）
		雨水排水管（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）
		貯留浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕、透水シート、フィルター層、砕石、トレンチ等の施工状況〔出来形の状況 幅×長さ×深さ〕）
		浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 透水シート、砕石トレンチ等、フィルター層、入れ替え層の施工状況〔保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真〕）
		調整池（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 オリフィス、余水吐きの大きさ（保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真）
		切土工事（切土厚の測定状況、地滑り抑止ぐい等の設置状況）
		盛土工事（切株、雑草及び腐しよく土の除去状況、盛土厚の確定状況、段切りの施工状況〔地盤勾配20 %以上、高さ2 m以上の場合〕、転圧状況及び地滑り抑止ぐい等の設置状況、地下排水溝の施工状況〔地下浸透水が生じる場合〕）
		擁壁（根伐り底の状況、地業〔杭（材種、長さ、径、継手等）、地盤改良、土の入れ替え等〕の状況、基礎、止水コンクリート（厚さ5 cm以上）、裏込砕石の施工状況〔全面施工、厚さ、材料〕、水抜き設置状況、二次製品の施工状況〔寸法等〕）
		鉄筋コンクリート造擁壁（配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、鉄筋のかぶり〔4 cm以上、底盤は6 cm以上〕、型枠の施工状況）
		間知石練積み造その他練積み造擁壁（擁壁の下端部分の施工状況〔下端部の厚さ〕、控え長さ〔30 cm以上〕の確認、胴込及び裏込コンクリートの施工状況）
		防火水槽（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 根伐り底の状況、地業〔杭、地盤改良、土の入れ替え、転圧状況等〕の状況、配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、出来形の確認〔内法寸法40 m ³ 以上〕、既製品ラベル等の確認、水張りの状況）
		道路工事（道路側溝等の施工状況、道路の舗装状況、〔下層路盤、上層路盤の材料、厚さと転圧状況、舗装仕上げの厚さの確認〕）
	検品写真	
	品質確認写真	
	計画と現地との不一致の写真	
	その他施工中の写真	
	工事中の安全管理関係写真	
工事完成後写真		

出来形管理用写真	石積（張）工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管（函）渠工等の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの
	トンネル支保工（埋設）建込間隔、防水工覆工厚、排水竪工、しゃ水膜、集水桝、インバート巻厚の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの
	抗門工、水門、ひ門、ひ管、床固め、せき橋台、橋脚等の出来形寸法及び井筒その他基礎工で完成後明視できなくなるもの
	床堀、置換工、段切り、まき出し厚、表土厚、地盤線の変化点等における寸法
	路盤工の厚さ、のり覆工、根固工、のり留工等の基礎又はコンクリート等で完成後明視できなくなるもの
	コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の位置、組立寸法
	その他のもので完成後明視できなくなるもの
工事 中の 災害 写真	被災前の写真（上記の各種目の写真と兼用できる。）
	被災中の写真
	被災後の全ぼう写真
	被災後の部分写真
	復旧工事に関する写真（工事状況写真及び出来形管理用写真）

⑤ 前号の工事写真を整備する場合の撮影基準は、次のアからエによるものとする。

ア 撮影された写真が状況、場所、時期、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫する。

イ 写真の目的を明確にするため必要な事項を記入した小黒板を写し込む。

ウ 小黒板は、縦４５センチメートル横３０センチメートルの長方形とし、次の事項を記入する。（工事名、工種、位置、設計寸法、実測寸法、略図）

エ 写真は、縦９センチメートル横６センチメートルの長方形の大きさを標準とする。

ただし、必要によりサービス版又はつなぎの写真とすることができる。

⑥ 第４号の工事写真は、次のアからエの方法により管理するものとする。

ア 工事写真は工種、種別及び細別ごと、並びに施工順に応じて整理する。

イ 提出用の工事写真を貼付する台紙の大きさは原則Ａ４判とする。

ウ 提出用の工事写真を綴り込む場合の表紙には、工事名、工事箇所、着工年月日、竣工年月日、写真全枚数及び施工者名を記入する。

エ 提出用の工事写真の整理は、初めに竣工写真を、次に着工前写真を貼付し、対照できるようにする。

⑦ 第４号の工事写真を現像焼付けした後に目的どおりの撮影でない場合には、速やかに撮り直しを行うものとする。ただし、再撮影不可能のものや撮り落とした場合は、直ちに市に報告し、その対応についての指示を受けるものとする。

(2) 検査は、工事検査チェックリスト（第３号様式）により整理する。

第 7 節 工事の手直し等の指示

- (1) 検査員は、検査の結果、設計と相違する箇所を発見した場合は、工事手直し指示書（第 4 号様式）により工事の是正を命じます。ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とします。
- (2) 前項の工事の手直しを指示するときは、法第 3 6 条第 2 項に規定する検査済証を交付できない旨を併せて通知します。

第 8 節 検査結果の報告

検査員は、第 2 条の検査を実施したときは、遅滞なく市長に検査報告書（第 5 号様式）に工事検査チェックリストを添えて報告しなければならない。

第 9 節 手直し工事の完了届

- (1) 開発許可を受けた者は、第 8 条第 1 項の手直しを指示された工事が完了したときは、手直し工事完了届出書（第 6 号様式）を提出してください。
- (2) 手直し工事完了届に関する工事の検査については、第 2 節から第 8 節により行います。

第 1 0 節 工事完了検査済証及び工事完了の公告

- (1) 当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認められたときは、法第 3 6 条第 2 項に規定する検査済証を当該開発許可を受けた者に交付します。
- (2) 市長は、前項の検査済証を交付したときは、開発行為に関する工事完了公告（第 7 号様式）を二本松市公告式条例（平成 1 7 年二本松市条例第 3 号）第 2 条に定める方法により公告します。

第1号様式（第5条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

工事検査通知書

都市計画（法第36条第2項・砲台82条第1項）の規定により、下記のとおり検査を実施します。

記

- 1 検査の日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- 2 検査対象の開発区域の名称 二本松市
- 3 検査の種類
- 4 参集者 開発許可を受けた者
工事施工者
設計者
- 5 参集場所 二本松市
- 6 準備するもの
- 7 その他 代理出席する場合には、委任状を用意してください。

第2号様式（第6条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

開発行為に関する工事検査立会依頼書

このことについて、下記のとおり検査を実施しますので、立会いをお願いします。

記

- 1 検査の日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- 2 検査対象の開発区域 二本松市
- 3 検査の種類
- 4 参集場所 二本松市

工事検査チェックリスト

検査箇所	設計内容	検査結果	検査の基準	適否
開発区域の位置、区域、区画、面積			開発許可に係る位置、区域が申請どおりであるか、境界の辺長を確認	
			土地利用計画図どおりに公共施設及びその他の区画の配置形成が適正であるか、また、それぞれ面積は確保されているか、境界の辺長を確認	
			街区の造成勾配（街区内の最高点と最低点との間の勾配）及び向傾斜は適当か	
整地			宅地又は公共施設（公園等）において、地盤に極端な落ち込み等がないか	
			造成高及び排水勾配がとれているか確認	
盛土			地山の排水処理状況確認（基礎地盤の伐開除根処理含む）	
			締め固め、段切り等の施工状況を確認	
法面			法勾配、犬走り及びはらみ等を確認	
			法面の種子吹付けの活着及び発芽状況、張芝の活着状況を確認	
			湧水による浸食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認	
擁壁共通			使用材料の材質、規格、寸法を確認（二次製品は設計のものを用いているか）	
			天端幅、基礎高、根入れ、地上高、積み方等を確認	
			土圧によるはらみ、不良地盤による沈下、亀裂、傾き、クラック等が発生していないか確認	
			現場打ち擁壁で規模の大きいものは、シュミットハンマーで強度を測定	
			配筋の状況が管理写真では、不明である場合、最小限必要な面積分、擁壁表面をはつたうえで確認	

(2面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
石積(張)、ブロック積(張)工	法長			原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－5 c m以内	
				石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。	
	法勾配			適宜測定し、許容範囲は－0.5分以内、＋緩は検査員の判定による。	
	胴、裏コンクリート			1箇所／300 m ² で測定し、許容範囲は－2 c m (300 m ² 未満の場合は1箇所)	
	裏込礫			裏込めコンクリート及び裏込め栗石(碎石)の充填状況を確認	
	伸縮目地、水抜穴			伸縮目地、水抜穴の配置及び詰まりの有無を確認	
擁壁コンクリート	法長			原則としては法長変化点で主として根入長を測定、根入深さの許容範囲は、－5 c m以内、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。	
	法勾配			適宜測定し、許容範囲は－0.5分以内、＋緩は検査員の判定による。	
	天端幅、敷幅			適宜測定し、許容範囲は天端幅で±2 c m、敷幅で±2 c m	

(3面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
道路	道路構造			申請どおりの道路形状（延長、幅員、線形、隅切り、転回広場、待避所、避難通路、交差点間隔、屈曲部直線距離等）に施工されているか	
				付属施設が、各種関係機関の指示どおりに設置されているか	
	敷砂利			最低2箇所程度で測定し、許容範囲は敷砂利の厚さの－3cm以内、転圧は検査員の判定とする。	
	防塵処理及び表面処理舗装			十分転圧してあり、浮石がなく、処理材が一様に散布してあること。滑り止め舗装の施工状況	
	簡易舗装、アスファルト舗装			路盤工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの－10%以内	
				表層工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの－10%以内	
				平坦性及び線形は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。	
				縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状、粒度、不陸、亀裂等の有無	
	幅員			適宜測定し、許容範囲は－2.5cm（建築確認に支障がある場合を除く。）	

(4 面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
側溝				側溝高の確認、排水勾配がとれているか確認	
				底盤厚、蓋受部の不陸を確認	
				規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠柵の取付状態、舗装面とのすりつけ、グレーチング間隔等を確認	
				各集水柵は確実につながっているか(もしくは閉塞すべきは閉塞してあるか)	
橋梁				基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認	
				コンクリートの品質は、品質管理試験資料又はテストハンマーで確認	
				伸縮継手、支承部の取付状況を確認	
				排水管、その他付属部の取付状況を確認	
管渠	管渠			材料、規格寸法を確認	
				管底高及び土被りの状況を確認	
				勾配、通り及び管内清掃状況を確認	
				埋戻し、突固めの状態を確認	
	マンホール、柵			材料、規格寸法、形状、位置、個数を確認	
				仕上げ高及び深さを確認	
				内部仕上がり状況を確認	
				足掛金具の取付位置の良否を確認	
				埋め戻し及び周辺地盤とのなじみ具合を確認	
	防災施設等			調整池等の防災施設及び外周施設については、特に十分な確認	
				オリフィスの大きさ、敷高を確認	
				消防施設の配置を確認	

(5 面)

検査箇所	設計内容	検査結果	検査の基準	適否
公園			公園施設（遊具、便益、植栽、園路、出入口、標識）の配置を確認	
その他			ごみ収集施設の配置を確認	
			給水施設の施工状況を確認	
			掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は、確認寸法を撮影し、保管する	
			施工方法の適否を確認	
			工程管理の状況を確認	
			現場の整理及び安全管理を確認	
			提出書類の整備状況を確認	
			通行者、周辺住民等に対する安全確保の処置を確認	
			その他開発事業者、施工業者の義務履行を確認	

(6面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
施工管理	盛土、切土			沈下又は崩壊が生じないよう締め固め又は段切り等が設計に基づき適切に実施されているか否か。	
				切取法長と小段の設置、法面保護の適否	
	石積、ブロック積工	法長、法勾配		根入深さの掘削及び写真判定	
		胴、裏込コンクリート		1箇所／300㎡ごとに抜取し、充填状況や品質の確認。(300㎡未満の場合は1箇所)	
		裏込礫		透水層としての質量、機能の確認(土砂の混入、礫の粒径その他)	
		水抜穴		寸法、数量及び設置状況の確認(在石使用は品質、空石積は施工状況も確認)	
	擁壁工			石積工に準じた確認方法で行う外さく孔注水及び強度試験(テストハンマー等)	
	管渠工			接合、マンホール等の取付部及び縦断勾配を確認 埋設深度、埋戻しの確認	
	側溝工			敷圧及び溝蓋受部の不陸等について確認	
	コンクリート柵工			線形、支柱頭部の損傷の有無(兩岸施工の際は柵工杭間隔の確認)	
	路盤工			縦横断勾配、骨材、結合材の品質、形状、粒度、路盤の厚さ不陸、亀裂等の適否の確認	

(7 面)

検査箇所		設計内容	検査結果	検査の基準	適否
施工管理	橋梁			基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等の確認	
				コンクリートの品質は、管理試験資料又はテストハンマー等で確認	
				伸縮継手、支承部、排水管、その他附属部の取付状況の確認	
	防災調整池等			床堀寸法、放流管施設状況、盛土のまき出し厚さ及び転圧状況の確認	
現場管理				土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認	
				進入路、材料運搬道路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認	

(8 面)

検査箇所			適否
品質管理	製品の種類		添付書類
	レディーミ クストコン クリート	JIS 表示許可工 場の製品使用の 場合	JIS 表示許可書の写し 配合報告書 配合計算書 骨材試験成績書 アルカリ骨材反応性試験成績表
		JIS 表示許可工 場以外の製品使 用の場合	プラント施設概要書 計量器の検定済証明書 品質管理データ 配合報告書 配合計算書 アルカリ骨材反応性試験成績表 セメントの品質証明書
	コンクリート		コンクリート強度試験成績報告書 コンクリート強度管理表 気温及びコンクリート打設記録表 コンクリート中の塩化物含有量測定表
	その他		アスファルトコンクリート配合報告書 路盤材承認願 鋼材検査証明書 品質規格証明書（コンクリートブロック） 二次製品等承認図書（グレーチング、マンホール、ガ ードレール等）

(9面)

撮影種目			適否
工事 状況 写真	工事着手前写真		
	工事 施工 中の 写真	給水施設（給水管の布設状況、埋め戻し状況）	
		汚水、雑排水処理施設（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）	
		雨水排水管（桝・管の床付け、配管のサイズ、埋め戻し等の施工状況）	
		貯留浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕、透水シート、フィルター層、砕石、トレンチ等の施工状況〔出来形の状況 幅×長さ×深さ〕）	
		浸透施設（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 透水シート、砕石トレンチ等、フィルター層、入れ替え層の施工状況〔保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真〕）	
		調整池（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕 オリフィス、余水吐きの大きさ（保護壁が1 m以上の工作物の場合、擁壁に準じた写真）	
		切土工事（切土厚の測定状況、地滑り抑止ぐい等の設置状況）	
		盛土工事（切株、雑草及び腐しよく土の除去状況、盛土厚の確定状況、段切りの施工状況〔地盤勾配20 %以上、高さ2 m以上の場合〕、転圧状況及び地滑り抑止ぐい等の設置状況、地下排水溝の施工状況〔地下浸透水が生じる場合〕）	
		擁壁（根伐り底の状況、地業〔杭（材種、長さ、径、継手等）、地盤改良、土の入れ替え等〕の状況、基礎、止水コンクリート（厚さ5 cm以上）、裏込砕石の施工状況〔全面施工、厚さ、材料〕、水抜きを設置状況、二次製品の施工状況〔寸法等〕）	
		鉄筋コンクリート造擁壁（配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、鉄筋のかぶり〔4 cm以上、底盤は6 cm以上〕、型枠の施工状況）	
		間知石練積み造その他練積み造擁壁（擁壁の下端部分の施工状況〔下端部の厚さ〕、控え長さ〔30 cm以上〕の確認、胴込及び裏込コンクリートの施工状況）	

(1 0 面)

撮影種目				適否
工事状況写真	工事施工中の写真	施工状況写真	防火水槽（施設全体の大きさ、掘削の状況〔幅×長さ×深さ〕根伐り底の状況、地業〔杭、地盤改良、土の入れ替え、転圧状況等〕の状況、配筋の状況〔鉄筋の径、ピッチ等〕、出来形の確認〔内法寸法40㎡以上〕、既製品ラベル等の確認、水張りの状況）	
			道路工事（道路側溝等の施工状況、道路の舗装状況、〔下層路盤、上層路盤の材料、厚さと転圧状況、舗装仕上げの厚さの確認〕）	
		検品写真		
		品質確認写真		
		計画と現地との不一致の写真		
		その他施工中の写真		
	工事中の安全管理関係写真			
	工事完成後写真			
	出来形管理用写真	石積（張）工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管（函）渠工等の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの		
トンネル支保工（埋設）建込間隔、防水工覆工厚、排水竪工、しゃ水膜、集水柵、インバート巻厚の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの				
抗門工、水門、ひ門、ひ管、床固め、せき橋台、橋脚等の出来形寸法及び井筒その他基礎工で完成後明視できなくなるもの				
床堀、置換工、段切り、まき出し厚、表土厚、地盤線の変化点等における寸法				
路盤工の厚さ、のり覆工、根固工、のり留工等の基礎又はコンクリート等で完成後明視できなくなるもの				
コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の位置、組立寸法				
その他のもので完成後明視できなくなるもの				
工事中の災害写真	被災前の写真（上記の各種目の写真と兼用できる。）			
	被災中の写真			
	被災後の全ぼう写真			
	被災後の部分写真			
	復旧工事に関する写真（工事状況写真及び出来形管理用写真）			

第4号様式（第8条関係）

工事手直し指示書

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一
(検査員)

平成 年 月 日に実施した検査の結果、下記のとおり工事の手直しを指示します。

記

開発許可年月日及び番号	平成 年 月 日 都計第 号
開発区域に含まれる地域の名称	二本松市
工事期間	平成 年 月 日着手 平成 年 月 日完了
開発者	
設計者	
工事施工者	
検査立会人	
手直し箇所	
指示事項	
手直し期限	平成 年 月 日
手直し完了後の検査	(実地検査 ・ 書類検査) により行う。

注意 手直し工事が完了したときは、別添手直し工事完了届により届け出てください。

なお、検査に合格するまでは、検査済証が交付できません。

また、この指示に従わないときは、都市計画法第81条に規定する監督処分として是正命令を行うことがあります。

工事検査報告書

開発許可年月日及び番号		平成 年 月 日 都計第 号
完了届出の受付年月日		平成 年 月 日
検査の種類		
検査日時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
検査 立 会 人	許可受人	
	工事施工者	
	設計者	
	検査立会人	
	検査員	

1 開発行為の内容

開発区域に含まれる地域の 名称及び面積	二本松市 (m ²)
開発許可を受けた者の住 所氏名	
工事施工者の住所氏名	

2 検査所見

--

(裏面)

3 手直し指示事項等

手直し箇所	指示事項	結果
手直し期限		
手直し完了後の検査	(実地検査 ・ 書類検査) により行う。	

4 判定

合 格 ・ 不 合 格
備考

上記のとおり検査しました。

平成 年 月 日

検査員 都市計画課

印

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

手直し工事完了届出書

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所（所在地）

届出者 氏名

（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

平成 年 月 日付け 都計第 号で指示のあった工事の手直しについて、工事を完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 手直し工事完了年月日 平成 年 月 日

2 工事を完了した開発区域 二本松市
又は工区に含まれる地域の名称

3 手直し箇所及び措置内容

※受付番号	平成 年 月 日 都計第 号
※再検査年月日	平成 年 月 日
※再検査結果	合 格 ・ 不合格
※検査済通知番号	平成 年 月 日 都計第 号
※工事完了公告年月日	平成 年 月 日 公告第 号

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 手直し箇所を表示した平面図並びに手直し前及び手直し後の写真を添付すること。

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

公告第 号

開発行為に関する工事完了公告

下記の開発行為に関する工事は平成 年 月 日に実施した検査の結果、完了していると認められるので、都市計画法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

開発許可番号		平成 年 月 日 都計第 号
開発区域又は工区に含まれる地域の名称		二本松市
開発許可を受けた者の住所氏名		
公共施設	種類	
	位置	二本松市
	区域	二本松市
備考		

(参考) 開発登録簿の閲覧場所：二本松市建設部都市計画課

第5章 違反開発行為等の事務処理

第1節 目的

違反開発行為について、都市計画法（以下「法」という。）第3章第1節に係る開発行為等の規制に違反する開発行為及び建築物の建築等（以下「違反行為等」という。）の是正等に関する事務手続を、事務の迅速かつ適切な処理を行うことにより違反行為等の防止を図ることを目的とする。

第2節 職員の責務

- (1) 違反行為等の是正等に関する事務手続を行う職員（以下「職員」という。）は、厳正な態度で臨み、公正な処理を行うよう努めなければならない。
- (2) 職員は、この要綱に定める事務を適切に行うため、市民部生活環境課、産業部農政課、農業委員会事務局、建設部土木課、建設部都市計画課、建設部建築住宅課等の市の機関及び福島県県北建設事務所等の他の機関との連携を図らなければならない。

第3節 パトロールの実施

- (1) 市長は、違反行為等の発見に努めるため、職員を定期的又は必要に応じて市内を巡回させるものとする。
- (2) 職員は、住人から通報等を受けたときは、通報等受信簿（第1号様式）を作成し、前項の巡回を行うものとする。
- (3) 市長は、許可したもの又は違反行為等のものの施工状況又は是正状況を、職員に定期的又は必要に応じて確認させるものとする。
- (4) 職員は、違反の疑いのある行為等を発見したときは、当該行為に関する外観、周囲の状況等必要な事項を目視又は写真撮影により確認するものとする。
- (5) 巡回した職員は、巡回パトロール報告書（第2号様式）を作成するものとする。

第4節 現地調査

- (1) 市長は、違反の疑いのある行為等に関し、職員に現地で必要な調査（以下「現地調査」という。）を行わせるものとする。この場合、法以外の法令等に違反すると思われるときは、当該法令を所管する課の職員を同行させるものとする。
- (2) 前項の現地調査を行う場合は、開発事業者、工事施工者、土地、建築物、工作物等の所有者、使用者その他権利を有する者（以下「関係者」という。）に対し、任意の調査である旨を説明し、調査の承諾、立会の協力等を求めるものとする。
- (3) 現地調査が必要であるにもかかわらず前項の承諾等を得ることができない場合は、法第82条第1号の規定に基づく立入検査を行うものとする。
- (4) 前項の立入検査を行う職員は、二本松市都市計画法施行細則（平成27年二本松市規則第 号）第27条に規定する身分証明書を携帯し、関係者からの要求に応じて、これを提示しなければならない。
- (5) 現地調査は、現地調査票（第3号様式）に記載された事項に基づいて行うものとする。

- (6) 現地調査を行った職員は、違反行為等調査報告書（第４号様式）を作成するものとする。
- (7) 第１項による現地調査又は第３項による立入検査で、違反行為等が確認された場合は、違反台帳（第５号様式）に記載しなければならない。

第５節 事情聴取

- (1) 市長は、前節による現地調査又は立入検査で確認された違反行為等については是正指導のため、関係者から事情聴取を職員に行わせるものとする。
- (2) 前項の事情聴取を行う場合は、事情聴取実施通知書（第６号様式）により関係者を呼び出すものとする。また、これに応じない場合は、再度、事情聴取実施通知書（第６号の２様式）により関係者を呼び出すものとする。また、再度の呼び出しに応じない場合は、再々度、事情聴取実施通知書（第６号の３様式）により関係者を呼び出すものとする。
- (3) 前項による呼び出しに際して、違反行為等に関係する土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、賃貸借契約書及び重要事項説明書等の土地関係書類並びに工事概要図面等を持参させるものとする。
- (4) 事情聴取は、事情聴取票（第７号様式）に記載されている事項に基づき行うものとする。
- (5) 関係者が再三の呼び出しにもかかわらず応じないときは、都市計画法に係る質問通知書（第８号様式）及び質問書（第９号様式）により照会する。

第６節 違反对応処理方針

- (1) 市長は、第４節の現地調査及び前節の事情聴取等の結果を踏まえ、違反行為等の事実の態様に応じ、次に掲げる基本方策に基づき具体的な対応処理方針を検討するものとする。
 - ① 許可申請又は届出の指導
未許可又は未届出の違反ではあるが、開発行為等の内容が法令等に定める基準に適合するので、許可申請又は届出を行うことにより是正できると判断するもの。
 - ② 改修、移転、除却その他の必要な措置の命令
そのままでは違法状態が解消できないと判断するもの。
- (2) 違反行為が、法のほか次に掲げる他の法令等に違反すると思われるときは、当該法令等を所管する部課等と協議するものとする。
 - ① 市長が直接指導し又は当該各号に掲げる機関等と協議及び指導するもの
 - ア 福島県屋外広告物条例 建設部都市計画課
 - イ 建築基準法 福島県県北建設事務所建築住宅部建築住宅課
 - ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 福島県県北建設事務所建築住宅部建築住宅課
 - エ 国土利用計画法 福島県企画調整部土地・水調整課
 - ② 当該法令等を所管する部課等と協議を要するもの
 - ア 農業振興地域の整備に関する法律 産業部農政課
 - イ 農地法 農業委員会事務局
 - ウ 森林法 産業部農林課

- エ 地すべり等防止法 建設部建築住宅課
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 建設部建築住宅課
- カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 建設部建築住宅課
- キ 文化財保護法及び福島県文化財保護条例 教育委員会文化課

③ 違反事実の確認等の連絡を行うもの

- ア 自然公園法及び福島県立自然公園条例 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課
- イ 二本松市給水施設等条例 上下水道部水道課
- ウ 水質汚濁防止法 市民部生活環境課
- エ 福島県自然環境保全条例 福島県地方振興局県民環境部県民生活課
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 市民部生活環境課
- カ 駐車場法 建設部都市計画課

第7節 是正指導及び是正計画

- (1) 市長は、前節の対応処理方針に基づき、是正指導通知書（第10号様式）により違反行為者に対して違反状態を是正するように指導を行うものとする。
- (2) 市長は、違反行為者から前項の指導により自主的な是正の意志が示された場合には、是正措置の履行確保のための是正計画書（第11号様式）の提出を求めるものとする。
- (3) 前項の是正計画書は、必ず履行期限を年月日の表示で明らかにさせるものとする。
- (4) 市長は、是正計画書の提出があった場合、是正措置の完了を確認するまでの間は、違反行為者から必要に応じて中間報告を求めるとともに、職員に現地調査を行わせ是正措置の進捗状況を確認するものとする。

第8節 是正勧告等

- (1) 市長は、違反行為者が自主的な是正の意志を示さない場合、前節の是正計画書を提出しない場合又は是正計画書に基づく自主的な処理を行わない場合であって、是正措置を行う必要があると判断したときは、是正措置勧告書（第12号様式）により、是正措置のための勧告を行うものとする。
- (2) 前項による是正措置勧告書の交付方法は、原則として配達証明付き郵便によることとする。
- (3) 市長は、違反行為者が法に基づく許可を受けた者であり、是正措置を行う必要があると判断したときは法第80条第1号の規定に基づく報告及び資料の提出並びに勧告及び助言を行うものとする。

第9節 監督処分を検討

市長は、違反行為者が是正勧告に従わない場合には、法第81条第1項の規定に基づく許可の取消し等の処分又は命令（以下「監督処分」という。）の実施について検討するものとする。

第 10 節 聴聞等

市長は、前節の検討結果により監督処分を行おうとするときは、行政手続法及び二本松市行政手続条例の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与をしなければならない。

第 11 節 監督処分

- (1) 市長は、前節の聴聞等を実施した後に、違反の内容、違反の程度等に応じて、監督処分を行わなければならない。
- (2) 監督処分は、第 13 号様式により行うものとする。

第 12 節 監督処分に係る公示

- (1) 市長は、監督処分にあたり、当該監督処分に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に第 14 号様式の標識を設置するとともに、その旨を公示しなければならない。

第 13 節 水道事業者等に対する協力の依頼

- (1) 市長は、第 11 節の監督処分を受けた土地又は建物若しくは工作物に係る水道、電気又はガス（以下「水道等」という。）の供給の申込みの承諾に関して当該水道事業者、電気事業者又はガス事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して承諾の保留の要請を行うことができる。
- (2) 前項の要請は、水道等供給申込承諾保留依頼書（第 15 号様式）により行うものとする。

第 14 節 処分の解除

- (1) 市長は、監督処分をした場合において、当該処分を解除する必要があるときは、速やかに、被処分者に対して第 16 号様式及び前節の水道等の供給の申込みの承諾の保留の要請を行っている場合は、水道事業者等に対して水道等供給申込承諾保留依頼解除通知書（第 17 号様式）を送付するものとする。
- (2) 市長は、前項の場合において、第 12 節の規定により設置した標識を除去するものとする。

第 15 節 告発

- (1) 市長は、監督処分に従わない者で著しく悪質なものについては、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定に基づき、二本松警察署長に対して告発状（第 18 号様式）により告発できるものとする。
- (2) 市長は、告発しようとする場合は、事前に福島県土木部都市計画課と協議するものとする。

第 16 節 行政代執行

- (1) 市長は、監督処分として行った命令に従わない案件については、行政代執行法の規定により、行政代執行を行うことができる。
- (2) 行政代執行法第 3 条第 1 項の文書は、戒告書（第 19 号様式）とする。
- (3) 行政代執行法第 3 条第 2 項の代執行令書は、代執行令書（第 20 号様式）とする。
- (4) 行政代執行法第 5 条の文書は、代執行費用納付命令書（第 21 号様式）とする。

- (5) 市長は、第1項の代執行を行おうとするときは、事前に、福島県土木部都市計画課と協議する。
- また、二本松警察署長に対して要請書（第22号様式）により、警察官の派遣を要請するものとする。

第17節 緊急措置

市長は、違反行為等に関する処理について、特殊又は緊急を要する案件については、第3節から第16節までに定める手続の一部を省略することができる。

第18節 違反行為者等不明の場合

市長は、違反行為等に関して違反状態を是正するための措置を命ずべき者を確知することができない場合は、法第81条第2項の規定に基づく手続を行うものとする。

第19節 是正措置の完結

- (1) 市長は、違反行為等の是正措置について、原状回復その他の是正措置の終了をもって是正措置の完結とする。
- (2) 市長は、是正措置の完結までの経過を違反台帳に記載しなければならない。

第1号様式（第3条関係）

通報等受信簿

受信年月日	平成 年 月 日
受信者	
通報者の住所・氏名	連絡先電話番号
通報の場所	
行為者の住所・氏名	
施行者の住所・氏名	
事案の内容	
対応方針	
対応の結果	

第2号様式（第3条関係）

巡回報告書

巡回日	平成 年 月 日		
巡回者			
巡回実施区域			
許可事案の確認	要確認件数 件	適正に進行中 件	(不適正と判断される事案の概要)
	内確認件数 件	不適正 件	
	(不適正と判断される事案に対する対応方針)		
指導事案の確認	要確認件数 件	適正に進行中 件	(不適正と判断される事案の概要)
	内確認件数 件	不適正 件	
	(不適正と判断される事案に対する対応方針)		
新規事案の発見	区域の別		建築物等の態様 造 階建 棟
	違反の概要（第 条第 項違反）		
	(違反事案に対する対応方針)		

第3様式（第4条関係）

現地調査票

（調査員 　　　　　　）

実施日時	平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分	
違反の場所	二本松市	
違反行為者の住所・氏名		
調査項目	調査結果	資料等
所在地	二本松市	都市計画図、登記事項証明書、公図等
開発区域の規模		設計図、計画図、現地測量図、図上で測量
建築物の規模	建築面積 m ² 床面積 m ²	設計図、平面図等、実測
建築物の構造	造 階建	
目的（用途）		現地の事業主、工事施工者、看板、チラシ等
着工時期		契約書、聞き取り
工事進捗度	%	目視
周辺の状況		住宅・工場等の立地状況
技 術 基 準 上 の 問題	公共施設の設置状況	道路（接道、区域内）、排水、給水、消防
	安全・防災措置	地盤、崖崩れ、擁壁、危険地域の有無
	環境保全	表土保全、緩衝帯等
写真撮影	日付入りとすること。建築物の用途、構造等が判明できるように工夫すること。	

違反行為等調査報告書

平成 年 月 日

調査員 印

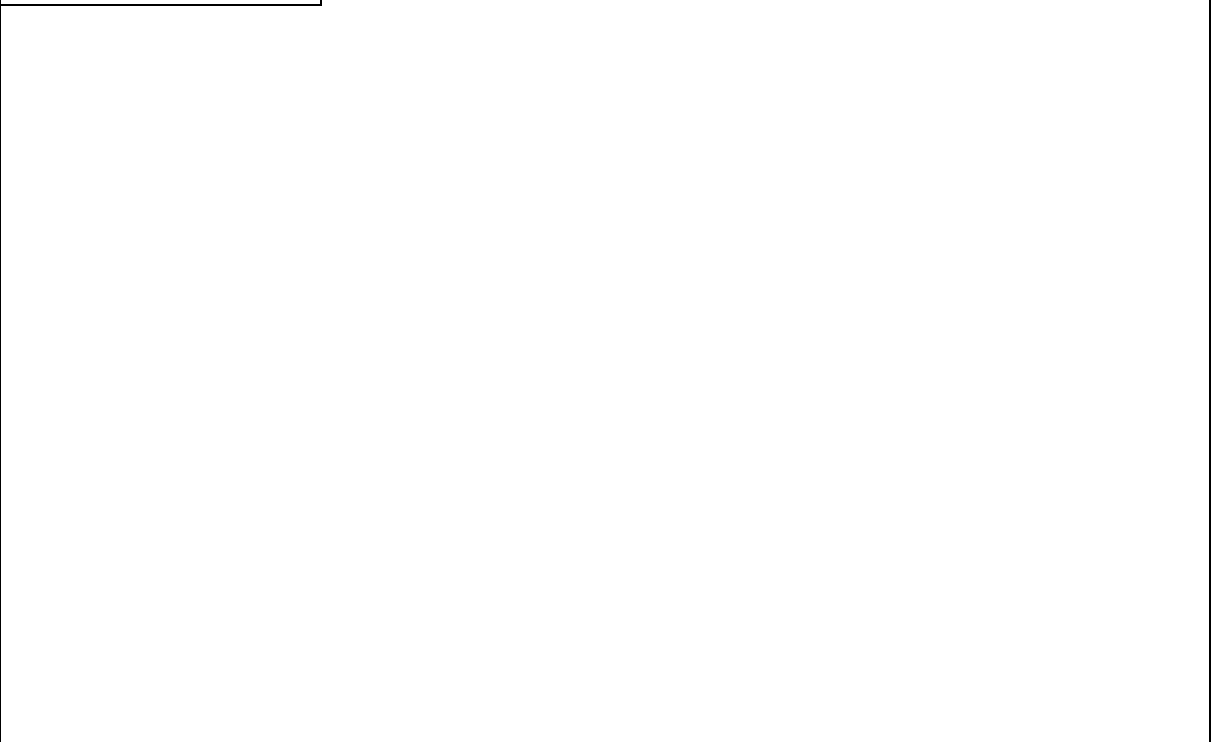
発見日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
発見方法	パトロール・通報・投書・陳情・その他 ()		
違反場所	二本松市		
開発行為の目的 開発行為の規模	(m ²)		
都市計画区域	内・外	用途地域	
他法令指定区域			
違反条項			
違反概要	造成		
	建築物	造地上 地上階建	建築面積m ² 延べ面積m ² 敷地面積m ²
許可の ☐ 有・ ☐ 無	都市計画法第 条 平成 年 月 日 第 号 許可を受けた者 予定建築物		
所有者の住所・氏 名	土地 建物		
違反行為者の住 所・氏名			
工事施工者の住 所・氏名			

(2 面)

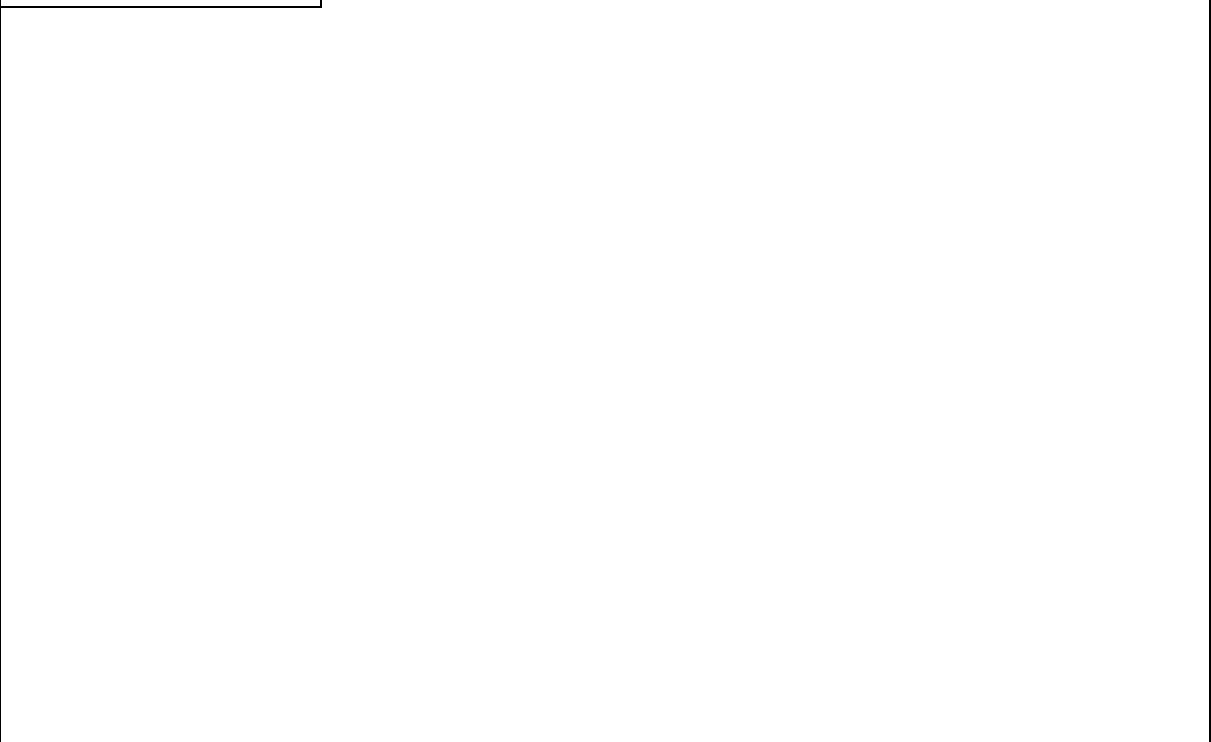
処理方針		
都市計画課の指導状況		
項目	年月日	内容
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	
他機関の指導状況		
項目	年月日	内容
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	
	H / /	

(3 面)

位置図 (50,000 分の 1)



区域図 (2,500 分の 1)



(4 面)

撮影年月日	平成 年 月 日	撮影者	

第5号様式（第4条関係）

違反台帳

No	内容		処理年月日		
	違反行為者の 住所氏名		違反確認	H / /	H / /
			現地調査	H / /	H / /
	違反の場所	二本松市	聴聞	H / /	H / /
	違反内容		是正計画	H / /	H / /
			監督処分	H / /	H / /
	処理内容		是正完了	H / /	
	違反行為者の 住所氏名		違反確認	H / /	H / /
			現地調査	H / /	H / /
	違反の場所	二本松市	聴聞	H / /	H / /
	違反内容		是正計画	H / /	H / /
			監督処分	H / /	H / /
	処理内容		是正完了	H / /	
	違反行為者の 住所氏名		違反確認	H / /	H / /
			現地調査	H / /	H / /
	違反の場所	二本松市	聴聞	H / /	H / /
	違反内容		是正計画	H / /	H / /
			監督処分	H / /	H / /
	処理内容		是正完了	H / /	
	違反行為者の 住所氏名		違反確認	H / /	H / /
			現地調査	H / /	H / /
	違反の場所	二本松市	聴聞	H / /	H / /
	違反内容		是正計画	H / /	H / /
			監督処分	H / /	H / /
	処理内容		是正完了	H / /	

第6号様式（第5条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

事情聴取実施通知書

あなたが所有している二本松市 の土地に所在する建築物について、都市計画法
の関係でお尋ねしたい事項がございますので、次のとおりご来庁ください。

その際、建築主が別の場合は、その方も伴い来庁してください。

なお、指定の日時に来庁できない場合は、来庁できる日時を調整いたしますのでご連絡ください。

1 日 時 平成 年 月 日 () 時 分

2 場 所 二本松市役所都市計画課
福島県二本松市金色403番地1

3 聴取事項 (1) 造成（建築）行為の目的
(2) 土地の所在、面積、地目
(3) 建築面積、延べ面積、構造
(4) 工事内容
(5) 建築主、工事施工者の住所
(6) その他必要事項

4 持参品 本状、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、重要事項説明書など）、工事概要図面等

第6号の2様式（第5条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

事情聴取実施通知書（再）

あなたが所有している二本松市 の土地に所在する建築物について、平成 年
月 日付けで事情聴取実施通知書を送付しましたが来庁されていません。
都市計画法の関係でお尋ねしたい事項がございますので、次のとおりご来庁ください。
その際、建築主が別の場合は、その方も伴い来庁してください。
なお、指定の日時に来庁できない場合は、来庁できる日時を調整いたしますのでご連絡ください。

- 1 日 時 平成 年 月 日（ ） 時 分
- 2 場 所 二本松市役所都市計画課
福島県二本松市金色403番地1
- 3 聴取事項 (1) 造成（建築）行為の目的
(2) 土地の所在、面積、地目
(3) 建築面積、延べ面積、構造
(4) 工事内容
(5) 建築主、工事施工者の住所
(6) その他必要事項
- 4 持参品 本状、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、重要事項説明書など）、工事概要図面等

第6号の3様式（第5条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

事情聴取実施通知書（再々）

あなたが所有している二本松市 の土地に所在する建築物について、平成 年 月 日及び平成 年 月 日付けで事情聴取実施通知書を送付しましたが来庁されていませんので、必ず来庁願います。

なお、ご連絡なくご来庁されない場合は、都市計画法に基づく「是正勧告」などの厳しい処置を執ることがありますので、念のため申し添えます。

1 日 時 平成 年 月 日（ ） 時 分

2 場 所 二本松市役所都市計画課
福島県二本松市金色403番地1

3 聴取事項 (1) 造成（建築）行為の目的
(2) 土地の所在、面積、地目
(3) 建築面積、延べ面積、構造
(4) 工事内容
(5) 建築主、工事施工者の住所
(6) その他必要事項

4 持参品 本状、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、重要事項説明書など）、工事概要図面等

事情聴取票

日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	調査員
出頭者の住所氏名		
聴取項目	出頭者の発言内容	根拠資料
1 所在地	二本松市	公図、登記事項証明書
2 土地所有者の 住所氏名		登記事項証明書、売買契約書、 領収書等
3 建物所有者の 住所氏名		
4 登記名義人(所 有者と異なる理 由)		登記事項証明書、売買契約書 等
5 開発行為者の 住所氏名		工事請負契約書、登記原因証 書、登記申請書添付書類等
6 建築行為者の 住所氏名		
7 造成工事施工 者の住所氏名		
8 建築工事施工 者の住所氏名		
9 開発目的		設計図、計画図、現地測量図
10 建築物の用 途		

(2 面)

聴取項目	出頭者の発言内容	根拠資料
11 建築物の使用 者の住所氏名		契約書等
12 所有者と使用 者が異なる理由		
13 設計者の住所 氏名		契約書等
14 手続き関係	都市計画法 建築基準法 農地法 その他	許可申請書、許可書等
15 手続き代理人 の住所氏名		
16 土地建物売 買・賃貸借仲介者 の住所氏名		
17 元土地所有者 住所氏名		
18 工事期間		契約書等
19 経緯		

(3 面)

聴取項目	出頭者の発言内容
20 違反行為を行った理由	
21 法による制限の知識	
22 是正意志	
23 是正計画	
24 その他	

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

住所
氏名

印

第8号様式（第5条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

都市計画法に係る質問について（通知）

あなたが所有している二本松市 の土地に所在する建築物について、平成 年 月 日、平成 年 月 日及び平成 年 月 日付けで事情聴取実施通知書を送付しましたが来庁されませんでしたので、別紙質問書に記載のうえ、次のとおり質問書を持参してください。

なお、やむを得ず来庁できない場合は、質問書に記名押印又は署名のうえ返送してください。

- 1 持参（返送）期日 平成 年 月 日（ ） 時 分
- 2 持参（返送）場所 二本松市役所都市計画課
福島県二本松市金色403番地1
- 3 持 参 品 本状、質問書、土地関係書類（土地の登記簿謄本、土地の売買契約書、重要事項説明書など）、工事概要図面等

質問書

質問事項	回答欄
1 所在地	二本松市
2 土地の所有者は誰ですか	住所 氏名
3 建物の所有者は誰ですか	住所 氏名
4 登記名義人は誰ですか（所有者と異なる場合、その理由を教えてください）	住所 氏名 理由
5 土地の造成主（工事発注者）は誰ですか	住所 氏名
6 建築主（工事発注者）は誰ですか	住所 氏名
7 造成工事施工者（工事請負者）は誰ですか	住所 氏名
8 建築工事施工者（工事請負者）は誰ですか	住所 氏名
9 造成工事（開発）の目的を教えてください	
10 建築物の用途、使用方法を教えてください。	
11 建築物の使用人は誰ですか	住所 氏名
12 土地又は建物の所有者と使用者が異なる場合、その理由を教えてください	
13 建築物の設計者は誰ですか	住所 氏名

(2面)

質問事項	回答欄
14 手続き関係について教えてください。	都市計画法の許可は（得ている・得ていない） ※許可を得ている場合 （許可日平成 年 月 日 都計第 号）
	建築確認申請は（している・していない） ※申請をしている場合 （申請日 平成 年 月 日） （建築確認日 平成 年 月 日）
	農地法の許可は（得ている・得ていない） ※許可を得ている場合 （許可日 平成 年 月 日 許可番号 号）
	その他の手続き名 （許可日 平成 年 月 日 許可番号等 号）
15 手続き代理人は誰ですか	住所 氏名
16 土地建物売買・賃貸借仲介者は誰ですか	住所 氏名
17 元の土地所有者は誰ですか	住所 氏名
18 工事期間を教えてください	
19 経緯を教えてください	

(3面)

質問事項	回答欄
20 違反行為を行った理由を教えてください	
21 法に基づく規制があったことを知っていましたか	
22 是正の意志はありますか	
23 是正の方法、時期等を教えてください	
24 その他（特に表明したことがあれば記入してください）	

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

第10号様式（第7条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

是正指導通知書

下記の行為は、都市計画法第 条第 項の規定に違反していますので、直ちに下記のとおり措置してください。

なお、これに従わないときは、都市計画法第81条第1項の規定により監督処分をする場合がありますので申し添えます。

記

- 1 違反の場所 二本松市
- 2 違反行為
- 3 違反内容
- 4 是正指導の内容及び時期等

第 1 1 号様式（第 7 条関係）

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 様

住所

氏名

印

是正指導計画書

私は、 年 月 日付けで指導のあった、都市計画法第 条第 項の規定に違反している行為については、下記のとおり是正します。

また、是正が完了した場合には、直ちに報告します。

記

1 違反の場所

2 違反行為

3 違反内容

4 是正方法

5 是正内容

6 是正工程

7 是正完了期限 平成 年 月 日までに是正します。

第 1 2 号様式（第 8 条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

是正措置勧告書

あなたが、二本松市 の土地で行った開発行為は、都市計画法第 条第 項の規定に違反しているので、都市計画法第 8 0 条第 1 項の規定により、直ちに下記のとおり措置することを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合には、都市計画法第 8 1 条第 1 項の規定により監督処分をする場合がありますので申し添えます。

記

- 1 違反の場所
- 2 違反行為
- 3 違反内容
- 4 勧告する措置
- 5 勧告した措置の完了期限 平成 年 月 日までに完了すること。

第 13 号様式（第 11 条関係）

二本松市指令 都計第 号

(令達先) 住所
氏名

あなたが、二本松市 で行った（約 平方メートルの開発行為をしたことは・
延べ面積約 平方メートルの を建築・ したことは）は、都市計画法第 条
第 項の規定に違反しているので、都市計画法第 81 条第 1 項の規定に基づき、（下記の措置をとる
ことを命ずる・平成 年 月 日付け 都計第 号の許可を取り消す）。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

記

1 命ずる措置

1 取り消す許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称及び面積

二本松市	m ²
------	----------------

(2) 予定建築物等の用途及び面積

	m ²
--	----------------

2 事由

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記 1 の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

←	80cm程度	→
都市計画法による命令の公示		
1 （土地又は建物等の）所在地		
2 命令を受けたものの氏名		
3 違反行為の内容		
この（土地又は建物等）は都市計画法に違反しているので平成 年 月 日付で都市計画法第81条第1項に規定に基づき を命じたので、同条第3項の規定により公示する。		
(注意)		
1 この標識を毀棄した者は、刑法第258条に規定する公文書毀棄罪で罰せられます。		
2 この命令に違反した者は、罰せられることがあります。		
3 平成 年 月 日に（水道事業管理者名・電気事業者名・ガス事業者名）に対して（水道・電気・ガス）供給の申し込みの承諾を保留するよう要請しています。		
※この標識は道路占用許可を得て設置しています。		
平成 年 月 日		
二本松市長 三保 恵一		
		↓

第15号様式（第13条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

水道等供給申込承諾保留依頼書

下記により行われている行為は、都市計画法第 条第 項の規定に違反しており、下記のとおり処分いたしましたので、当該土地・建物への（水道・電気・ガス）の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまでの間、承諾を保留するようお願いします。

なお、この件について受付窓口等でトラブルが生じた場合には、本職で対応いたしますので、申込者に対しては本職に問い合わせるようお願い下さい。

記

- 1 違反の場所（位置図添付）
- 2 違反者の住所・氏名
- 3 予定建築物の用途

第 1 6 号様式（第 1 4 条関係）

二本松市指令 都計第 号

（令達先） 住所
氏名

都市計画法第 8 1 条第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日付け 都計第 号で、
二本松市 の開発行為の を
命じていたものであるが、違反が是正されたものと認めるので命令を解除する。

平成 年 月 日

二本松市長 三保 恵一

第17号様式（第14条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

水道等供給申込承諾保留依頼解除通知書

このことについて、平成 年 月 日付け 都計第 号により、下記の者に対する（水道・電気・ガス）の供給の停止を依頼していたところですが、違反が是正されましたので、これを解除してください。

記

- 1 違反の場所（位置図添付）
- 2 違反者の住所・氏名
- 3 予定建築物の用途

告 発 状

告 発 人 住 所 ・ 官 職 ・ 氏 名
被 告 発 人 住 所 ・ 氏 名

右被告発人に対し都市計画法第 条第 項違反容疑により左記のとおり告発いたします。

記

一、違反事実（具体的に）

二、適用法

三、参考事項

（一）告発に至るまでの経過及び措置

（二）情状等（必要な場合）

（三）添付書類（現地写真、命令書写し、図面等）

平成 年 月 日

右告発人

官職・氏名

二本松警察署長 様

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

戒告書

あなたが行った（行っている）下記の建築物の建築行為（用途変更行為・開発行為）は、都市計画法第 条第 項に違反していることから、平成 年 月 日付け 都計第 号により、是正（除去等）するよう命じましたが、いまだ履行されていません。

したがって、行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、当該義務の代執行を実施し、これに要する費用は、あなたから徴収します。

なお、代執行により現場に所在する物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は一切負いませんので、念のため申し添えます。

記

1 建築物等の場所

2 建築物等 用途 構造 規模 m²

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

代執行令書

あなたが行った（行っている）下記の建築物の建築行為（用途変更行為・開発行為）は、都市計画法第 条第 項に違反していることから、平成 年 月 日付け 都計第 号により、是正（除去等）するよう命じましたが、いまだ履行されていません。

したがって、行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり代執行を実施することを知します。

なお、代執行に要する費用は、あなたから徴収します。

また、代執行により現場に所在する物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は一切負いませんので、念のため申し添えます。

記

1 代執行の対象物件

(1) 建築物等の場所

(2) 建築物等 用途 構造 規模 m²

2 代執行の時期

平成 年 月 日から平成 年 月 日（予定）まで

3 執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額

（教示）

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 2 1 号様式（第 1 6 条関係）

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

代執行費用納付命令書

平成 年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用を決定したので、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、下記のとおり納入するよう命令します。

なお、指定した期日までに納入しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 納付期日 平成 年 月 日まで
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法
- 4 代執行日 平成 年 月 日施行

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、二本松市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記 1 の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

都計第 号
平成 年 月 日

様

二本松市長 三保 恵一

要 請 書

日頃から、二本松市政に対し、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり、都市計画法第 条第 項の違反者に対し都市計画法第 8 1 条第 1 項に基づく工事施行停止（除去等）を命令するに当たり、妨害行為等が予想されますので、警察官の派遣を下記のとおりお願いいたします。

記

- 1 場所
- 2 建築主
- 3 要請事項 警察官の派遣（2 名程度）
- 4 内容 工事施行停止（除去等）を命令をするに当たり、妨害行為等事件発生を未然に防ぐための
現場立会い及び警備
- 5 派遣要請日 日時・時間を特定することができません。
- 6 派遣要請日を特定できない理由
二本松市 の土地について、現在、別紙の「写真」のように基礎部分の工事が終了
しており、今後、柱・屋根等を施工する工事に着手した時点で、都市計画法第 条に抵触する
こととなり、この工事着手日が未定であるため。